

令和7年度
高知市包括外部監査結果報告書

移住・定住促進施策に関する
財務事務の執行について
(概要版)

令和8年3月
高知市包括外部監査人
廣光 伸哉

【目次】

第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類（略）	1
2 選定した特定の事件（略）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署（略）	2
5 外部監査の対象期間（略）	2
6 外部監査の実施期間（略）	2
7 外部監査の方法（略）	2
8 外部監査従事者（略）	3
9 利害関係（略）	3
10 指摘・意見の件数	3
第2章 監査対象の概要	4
1 市の人口推移（略） 2 移住・定住施策の定義と目的（略）	4
3 移住・定住促進に関連する戦略と計画（略）	4
4 高知市における移住・定住の状況と取組（略）	4
5 施策の実施体制と関係部署（略）	4
6 予算の推移と執行状況（略）	4
7 高知市の主要な移住促進施策の概要（略）	4
8 施策の成果指標と評価方法（略）	4

9	移住・定住促進における外部連携の状況（略）	4
第3章 監査の結果及び意見 5		
1	監査の結果及び意見の定義	5
2	監査の結果及び意見の一覧	5
第4章 監査の結果及び意見（総論） 11		
1	「移住」の捉え方に関して	11
2	「関係人口」からの検討	14
3	市の移住・定住促進に関する有効性、経済性及び効率性	17
4	移住・定住の定義について	22
5	移住者について	24
6	中山間地域における移住促進施策について	30
7	移住・定住促進施策における関連所管課の連携	35
8	遊休不動産の活用に関して	36
第5章 監査の結果及び意見（各論） 37		
1	移住・定住促進施策の設定 KPI	37
2	移住・定住促進施策の予算と執行状況	56
3	移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート	65
4	移住促進施策の実施状況	70
5	定住促進施策の実施状況	98
6	その他の移住・定住支援の取組の実施状況	105
7	他自治体における定住促進施策	152

結び..... 156

第1章 外部監査の概要

- 1 外部監査の種類（略）
- 2 選定した特定の事件（略）
- 3 事件を選定した理由

近年において日本における人口減少及び少子高齢化がより問題視される傾向にある。また、東京・大阪等の都市圏への人口集中の状況は変わらず、地方都市における人口動態には課題が多く生じている。高知市も例にもれず、2025年4月1日時点で人口は31万3,109人となり、前年から4,182人の減少となっている。高知県全体の人口は64万8,313人と初めて65万人を下回る事となっている。

地方における人口動態の課題解決のため、国は様々な方向性及び施策を打ち出すとともに地方自治体でも工夫を凝らして対策を講じている。そのうちの1つとして移住・定住促進の施策が挙げられる。高知市は人口減少に対して、「若者が住み続けたい町づくり」、「高知市に帰ってきたくなる」こと及び「移住の促進」を3つの柱として対応することを公表している。

高知県への移住者は2025年度に統計開始以降最多の2,241人を記録しており、高知市も同様に最多の753人となっている。その背景には、移住意識の醸成による需要の高まり、デジタル化による事業及び業務のリモート化進行といった外部環境の変化によるところと地方自治体における強み・魅力のアピール及び様々な施策によるところがあると考えられる。高知市の強み・魅力には、例えば他の地方都市と比較して平野部が少なく、市街地の拡大密度が高い傾向にあることから、いわゆる「コンパクトシティ」としての機能性の高

さがあり、また、全国的に有名な地域資源として「よさこい祭り」「かつおのたたき」「坂本龍馬」等を有している。

一方で、移住・定住の促進に当たっては、個別の施策の効果の測定が難しい側面がある。すなわち、ただPR活動をすれば移住者が増えていくというものではなく、移住に興味のある人の相談を個別に対応し、また、移住後には定着してもらうためのフォローが必要である。そのため、実際の移住者と情報交換、意見交換、協力支援を通して移住のしやすい環境、制度整備等をしていくことが重要となる。そして、財政的な観点として移住促進にどこまでの予算を割くかの見極めが必要である。他の施策と同様に市民の税収を財源として実施する以上、むやみに効果の薄い施策に財源を費やすことはできない。

このように社会的、地方行政的に根深くかつ重要な課題であり、その取扱いに当たって環境の変化が激しいことから、取扱いの難しい移住・定住促進に対して、高知市がどのような方向性をもって対応しているかを事件（テーマ）として取り扱うことは、市の重要課題の解消及び財政の改善の後押しとなり、現在の市民及び将来的な市民にとって有意義であると考えられる。

以上により、「移住・定住促進制度に関する財務事務の執行について」を、令和7年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

- 4 外部監査の対象部署（略）
- 5 外部監査の対象期間（略）
- 6 外部監査の実施期間（略）
- 7 外部監査の方法（略）

8 外部監査従事者（略）

9 利害関係（略）

10 指摘・意見の件数

指摘 2 件、意見 81 件

【指摘】：法令、条例、規則等の形式的違反がある事項、又は形式的違反はないが、実質的な違反がある事項
若しくは、違法ではないが社会通念上、適切ではないと考えられる事項

【意見】：地方公共団体運営の有効性、効率性、経済性等を総合的に考慮して改善することが望ましい事項

第2章 監査対象の概要

- 1 市の人口推移（略）
- 2 移住・定住施策の定義と目的（略）
- 3 移住・定住促進に関連する戦略と計画（略）
- 4 高知市における移住・定住の状況と取組（略）
- 5 施策の実施体制と関係部署（略）
- 6 予算の推移と執行状況（略）
- 7 高知市の主要な移住促進施策の概要（略）
- 8 施策の成果指標と評価方法（略）
- 9 移住・定住促進における外部連携の状況（略）

第3章 監査の結果及び意見

1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

【指摘】：法令、条例、規則等の形式的違反がある事項、又は形式的違反はないが、実質的な違反がある事項
若しくは、違法ではないが社会通念上、適切ではないと考えられる事項

【意見】：地方公共団体運営の有効性、効率性、経済性等を総合的に考慮して改善することが望ましい事項

2 監査の結果及び意見の一覧

「第4章 監査の結果及び意見（総論）」並びに「第5章 監査の結果及び意見（各論）」に記載した指摘事項は2件、意見事項は81件であった。うち、総論に関する指摘事項は2件、意見事項は5件である。

一覧は下表のとおりであるが、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

第4章 監査の結果及び意見（総論）

No.	区分	項目
総1	意見	移住・定住の定義について
総2	指摘	移住者数のカウント方法の見直し
総3	指摘	転入者アンケートの回答割合の向上
総4	意見	中山間地域の移住に対する意識の情報収集
総5	意見	中山間地域に対する施策の区分
総6	意見	関連所管課との連携
総7	意見	未利用及び低利用土地の施策への活用

第5章 監査の結果及び意見（各論）

1 移住・定住促進施策の設定 KPI

No.	区分	項目
1	意見	相談件数の移住への貢献度の確認
2	意見	相談件数の目標値設定
3	意見	移住者数の増加の目標値設定
4	意見	移住者の定着率の定義付け
5	意見	定着率の測定方法
6	意見	移住者の定着率の目標値設定
7	意見	移住後の状況に関するアンケートのプロセス見直し
8	意見	KPIの達成状況に対する振り返り
9	意見	県外からの若者移住者数の目標値設定
10	意見	県外からの若者移住者数の測定方法
11	意見	質的 KPI の設定検討

2 移住・定住促進施策の予算と執行状況

No.	区分	項目
12	意見	補助金の予算と執行の乖離

3 移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート

No.	区分	項目
13	意見	定期アンケートの実施又は項目の追加
14	意見	行政によるフォローについて
15	意見	定住支援施策の利用度の低さ
16	意見	就労支援におけるワークライフバランス

4 移住促進施策の実施状況

No.	区分	項目
17	意見	相談会開催における慎重な選定
18	意見	SNS等の運用における管理体制
19	意見	移住促進施策としての位置付け（ふるさと納税者へのPR）
20	意見	短期滞在用の追加の検討
21	意見	「しいの木」の活用方法の検討
22	意見	移住支援金の返還確認と回収管理体制
23	意見	「関係人口」「二拠点居住」等の観点からの検討
24	意見	地域おこし協力隊の定住フォロー
25	意見	施策におけるKPI設定
26	意見	ふるさとワーキングホリデーと他施策の連携
27	意見	二段階移住の補助内容の見直し
28	意見	二段階移住プロモーション業務委託の見積書様式
29	意見	移住促進施策としての有効性（まんなか移住の推進）

5 定住促進施策の実施状況

No.	区分	項目
30	意見	「移住者交流会」の開催頻度、参加者数を増やす取組
31	意見	地域移住サポーターとの連携強化
32	意見	地域移住サポーターとの情報共有及び活動実績の把握

6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況

No.	区分	項目
33	意見	無料職業紹介所の移住者支援の位置付け
34	意見	「UI ターンサポートセンター」との連携強化
35	意見	移住支援としての位置付け（こうち奨学金返還支援事業）
36	意見	移住支援としての位置付け（インターンシップ促進事業）
37	意見	移住支援としての位置付け（チャレンジショップ事業）
38	意見	移住・定住支援としての位置付け（就農支援事業、新規就農者育成総合対策）
39	意見	定住支援としての位置付け（資格取得支援事業）
40	意見	定住支援としての位置付け（業界研究ガイダンス）
41	意見	定住支援としての位置付け（とさっ子タウン）
42	意見	定住支援としての位置付け（街路市）
43	意見	移住支援としての有効性（空き家バンク）
44	意見	「空き家バンク」の対象地域の拡大
45	意見	地域における定期的・継続的な空き家の実態把握
46	意見	「空き家バンク」への登録を促す仕組み・制度の構築
47	意見	移住・定住促進課による「空き家バンク」所管課との連携強化

No.	区分	項目
48	意見	KPI 設定による施策の評価・改善
49	意見	移住支援としての位置付け（住宅耐震化推進事業）
50	意見	移住者が利用しやすい制度への見直し検討
51	意見	「移住者向け住宅」整備の検討
52	意見	定住支援としての位置付け（浄化槽設置に関する補助、水洗便所改造資金に関する助成）
53	意見	定住支援としての位置付け（家具転倒防止対策補助）
54	意見	定住支援としての位置付け（デマンド型乗合タクシー）
55	意見	定住支援としての位置付け（こうちこどもファンド）
56	意見	区域外就学制度を活用した「二地域居住」の検討
57	意見	移住支援としての位置付けと差別化（保育料の無償化）
58	意見	移住支援としての位置付けと有効性（子供医療費の助成）
59	意見	定住支援としての位置付け（病児保育事業）
60	意見	定住支援としての位置付け（ファミリーサポートセンター）
61	意見	定住支援としての位置付け（産後ケア事業）
62	意見	若年層に対する子育て支援の充実
63	意見	移住支援としての位置付け（高知市結婚新生活支援事業）
64	意見	定住支援としての位置付け（いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操、こうち笑顔マイレージ）
65	意見	定住支援としての位置付け（認知症カフェ）
66	意見	定住支援としての位置付け（高知市夏季大学）
67	意見	定住支援としての位置付け（市民スポーツレクリエーション祭）
68	意見	定住支援としての位置付け（あなたに届け隊出前講座）

No.	区分	項目
69	意見	定住支援としての位置付け（市民活動サポートセンター）
70	意見	定住支援としての位置付け（防災士の養成）
71	意見	移住・定住支援の取組の判定
72	意見	所管課における移住・定住支援の意識強化

7 他自治体における定住促進施策

No.	区分	項目
73	意見	施策に関する選択と集中
74	意見	関係人口に対するアプローチ
75	意見	住宅取得補助施策の検討
76	意見	住まい探しへの対応施策の検討

第4章 監査の結果及び意見（総論）

1 「移住」の捉え方に関して

本監査の対象とする「移住・定住促進施策」について、原則として、数値的根拠に基づいて確認を実施するものとしているが、社会学的な観点からの整理と検討の要素が一定必要であると判断し、「移住」の捉え方をここに整理する。

まず、市として「移住」の目的、最終目標を何としているかを明確にしておきたい。市は「移住」の目的、最終目標の明示をしていないが、「高知市移住・定住促進計画」の目的は、当該計画の中において、以下のとおり記載されている。

- 市の総合戦略の4つの基本目標のうちの一つである「新しい人の流れをつくる」取組として、移住者も含め、全ての市民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる高知市としていくために、地域社会・経済の活性化を図りながら、人口減少を克服することを目的とする、総合戦略を補完するための計画

上記で、「移住」促進施策は、地域活性化と人口減少の抑制が「目的」の取組であるように読み取ることができる。「移住」促進は人口減少の抑制のために実施すべきであり、そもそも人口減少は抑制すべきであるということになる。では、人口減少は抑制すべき事象であろうか。人口減少が続けば、自治体の人口はゼロとなり、最終的に消滅することとなる。そのため、人口減少は抑制すべきであるとの考えは当然である。一方で、人口減少の抑制を最終目標とすべきか、については議論の余地がある。

ここで、「雪かきで地域は育つ（2018年）」の著者上村靖司氏は、本著の中で以下のように述べている。

「果たして、人口減少が問題の本質なのでしょうか。衰退している地域の現実に目をつぶり、問題が起きれば他人事のように役所に陳述し、地域を持続していくんだという覚悟はなく、行動を起こすこともない。自分の生まれ育った地域に誇りを持たず、こんな不便な地域に未来はないと自虐的に自らを語る。本当の問題はそこにあったのではないのでしょうか」

人口減少が引き起こす、住民の「心の過疎化」が過疎地域における本質的な課題の一つとされることがある。「心の過疎化」への対応方法と解消状況のモニタリングは重要であるが、本監査はあくまで市の取組に対して財務的な観点を主眼として確認することを前提としているため、社会学的な観点から専門的なアプローチをするものではない。よって、本監査の対象範囲とはしないが、「移住」というテーマを取り扱う以上、本質的な課題及びその解消を自治体のみが負うべきではなく、市民としてどのように向き合うのかについてこそ、自治体の取組と同等又はそれ以上に重要であることを念頭に置いた上で監査を実施する。

また、移住促進施策の今後の位置付けに対する考え方についても整理しておきたい。人口減少が問題とされ始めて以降、「都市部へ流出していく地方の人口を増やすための手段」としての施策の要素が強かった。

2010年から15年が経過し、全国的な人口減少の進行は止まらず常習化し、都市部に流出した日本の人口を地方で取り合うような事態は、中長期的には地方の人口減少問題の本質的な解決に結びつかないことはもはや明らかである。そのような状況下において、今後の移住・定住促進施策は、従来の地方の魅力をアピールしていくことはもちろんのこと、「必要最小

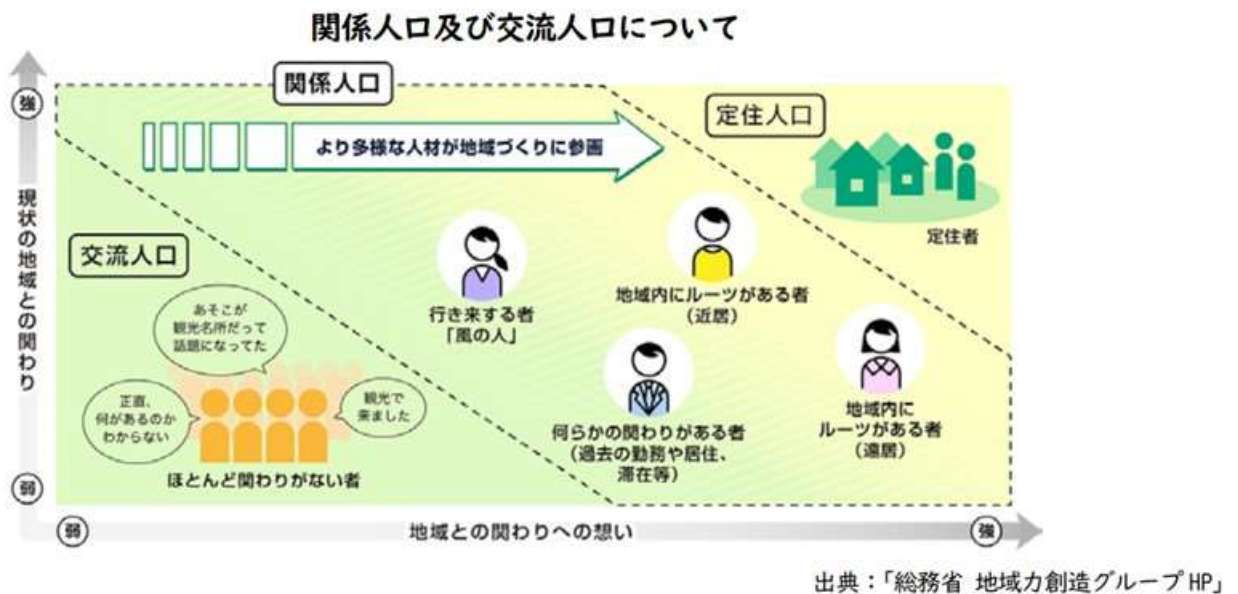
限の社会・経済構造を維持するための選択的補強策」として、特定年齢層・スキル層の定着支援策としての性格が強まっていくことが考えられる。

すなわち、より社会構造の変革と連携した形での移住・定住促進施策の表明とターゲットを明確化していくことが肝要となると考えられる。この観点から、ただ単に人口を増やすための手段として「移住」を考えるのではなく、マクロとミクロの両視点を保持し、かつ、社会情勢に沿った現実的な施策として機能するものであるかを念頭に監査を実施する。

2 「関係人口」からの検討

「移住」に関連する用語として。「定住人口」「関係人口」「交流人口」という用語がある。市は第3期計画において、「関係人口」「交流人口」を以下のように記載している。

- 「関係人口」：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々
- 「交流人口」：本市を観光で訪れたことのある方



「移住」をテーマとする上で、関連の深い「関係人口」の観点を外すことはできないため、本監査における「関係人口」の捉え方に関して整理をしておきたい。

総務省は「これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書—「関係人口」の創出に向けて—」を2018年に公表している。その中で、人口減少が進む地域において「関係人口」が地域づくりの重要な役割を担うとしている。当該報告書には、近年、自治体が移住・定住促進施策を進めてきた中で、定住をしない「関係人口」に対する期待が示されている。

「関係人口」の定義付けについて、市は上記としているが、「関係人口の時代」の著者である田中輝美氏は本著において、以下の定義としている。

- 「特定の地域に継続的に関心を持ち、関与するよそ者」
- 継続的なつながりを重視し、愛着を含んだ関心をもって、関与＝行動する新しい主体

市の定義との違いとして、「継続的」であること、「関心」を持っていることが具体的に示されており、この点は「関係人口」にアプローチする上で非常に重要な要素であると考ええる。

また、「関係人口」の重要性として、本著において様々な記載がされているが、中でも「移住の障壁」である「人間関係への不安」、例えば「人間関係に馴染めるか、移住者はよそ者扱いされそう」「コミュニケーションが密で疲れそう」という不安に対して、「関係人口」と協働している地域はよそ者を排除しないような、風通しの良い地域に見えて移住先として選ばれやすくなるという構図ではないだろうかとの論説が述べられている。「関係人口」との協働は、これからの「移住」の促進に当たって、重要な役割を果たすものであると考えられる。

加えて、本著では、「関係人口」との距離感に関する言及がされている。「関係人口」を単に「移住」「定住人口」の候補者のようにとらえられることがあるが、実際にはより複雑であり、丁寧な対応を要するものであると考えられている。本著では「関係人口」への対応に関して、具体的に以下の記載がされている。

- 関係人口の創出・拡大の最終目標を、定住人口の増加に置いてしまうケースは多い。否定はしないが、定住人口の増加「だけ」にならないことが重要だ。
- 関係人口が住民から言われて嫌だった言葉に着目したい。最も多か

ったのが「地域に骨を埋める覚悟はあるのか」だ。言われた関係人口は、みるみるうちに笑顔が凍った。

市は「関係人口」に対する施策を行っており、詳細は第5章の各論において後述するが、「関係人口」に関する捉え方として、以下を念頭において確認をする。

- ・ 「関係人口」は「移住」において重要な役割を担っており、施策の検討から外す合理的な理由はない
- ・ 「関係人口」は「定住人口」候補者ではなく、あくまで「関係人口」として、定義、ターゲット、役割を認識した上で、施策を検討、実施すべきである

3 市の移住・定住促進に関する有効性、経済性及び効率性

本章 1 及び 2 において、「移住」及び「関係人口」に関する本監査での捉え方を整理した。また、第 5 章の各論を述べる上で、第 2 章の概要を踏まえて市の移住・定住促進施策に係る全体像及び概要に対して、有効性、経済性及び効率性の確認を行い、次章の基礎としたい。項目は以下とする。

- ① 人口推移
- ② KPI の設定
- ③ 移住・定住促進施策
- ④ 移住・定住促進施策の執行額

① 人口推移

市の人口は近年急激に減少しており、現状のままであれば 30 万人を下回るのも時間の問題といえる。

【高知市の直近 5 年間の人口推移（住民基本台帳）】

各年 4 月 1 日現在

年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	備考
令和 3 年 (2021 年)	164,143	323,544	外国人世帯・人口を含む
令和 4 年 (2022 年)	164,084	320,722	外国人世帯・人口を含む
令和 5 年 (2023 年)	164,077	317,639	外国人世帯・人口を含む
令和 6 年 (2024 年)	163,985	314,116	外国人世帯・人口を含む
令和 7 年 (2025 年)	163,543	310,029	外国人世帯・人口を含む

「高知市の住民基本台帳人口」より抜粋

30 万人を下回った市としては、2023 年 11 月に秋田市、2025 年 2 月に久留米市がある。いずれも自然動態（出生減・死亡増）が主な原因となって

おり、少子高齢化が進み、高齢者の死亡数が出生数を上回る状況の抑制が大きな課題である。

移住の促進により、社会動態（転入・転出）として出生数を増加させられる世代の転入が増加すれば、結果として社会動態及び自然動態の改善につながる。

② KPI の設定

市は①の状況を踏まえ、第2期計画において、以下をKPIとして、移住・定住促進施策を推し進めてきた。

【第2期高知市移住・定住促進計画のKPI】

項目	目標値
① 県外からの移住相談の増加	360 件
② 県外からの移住組数の増加	200 組以上
③ 移住者の定着率の向上	100.0%
④ 15～24 歳の県外への転出超過数の抑制	300 人

また、第2期計画の期間終了に伴い、実績を振り返り、第3期計画を現在推し進めている。そのKPIは以下となっている。

【第3期高知市移住・定住促進計画のKPI】

項目	目標値
① 県外からの移住相談の増加	570 件
② 県外からの <u>移住者数</u> の増加	1,090 人
③ 移住者の定着率の向上	100.0%
④ 県外からの若者（0～34 歳以下） <u>移住者数</u> の増加	710 人

内容として、第2期計画より②と④が変更されている。

③ 移住・定住促進施策

市は②の KPI を達成するために様々な施策の実施をしている。移住促進としては、19 項目を実施している。

(1) 情報発信	① 移住相談会等の実施 ② インターネット等を活用した情報発信の充実 ③ 移住・定住情報「暮らすにぼっちり通信」の定期発行 ④ ふるさと納税者への PR NEW	
(2) 移住体験・お試し滞在の充実	① 移住ガイドツアー等の実施 ② お試し滞在施設の運営	
(3) UIJターンの推進	① 三世帯同居等Uターン支援	→ 子育て世帯・親世帯
	② 地方創生移住支援事業	→ 東京 23 区在住者・在勤者
	③ よさこい移住プロジェクト	→ よさこい踊り子・関係者
	④ 生涯活躍のまち推進	→ アクティブシニア
	⑤ 地域おこし協力隊の導入 NEW	} →若者世代
	⑥ 大学等新卒Uターンの支援 NEW	
	⑦ 孫ターンの支援 NEW	
	⑧ その他の支援 NEW	
(4) 関係人口の創出 NEW	① よさこいファンの拡大 ② NPO法人土佐山アカデミーとの連携 ③ 長浜・御畳瀬・浦戸地域との連携	
(5) 広域での連携	① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏） ② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）	

定住促進としては以下の 3 項目を実施している。

(6) 定住に向けた支援	① 移住者交流会の開催 ② 地域移住サポーターとの連携 ③ その他の支援
--------------	--

また、移住・定住の全体を通して関連団体との連携を行っている。

(7) 関連団体との連携	① 高知県，県移住促進・人材確保センター ② 生涯活躍のまち形成事業主体 ③ NPO法人土佐山アカデミー等の移住支援団体 NEW ④ 地域移住サポーター，よさこい移住応援隊 ⑤ 産学官民との連携 ※総合戦略に登載 ⑥ 地域おこし企業人制度導入の検討 NEW
--------------	---

④ 移住・定住促進施策の執行額

市は③の移住・定住促進施策を実施する上で、予算を組み、執行している。移住に関する施策は、主に移住・定住促進課が執行しており、直近3年間の執行額は以下のとおりである。

【移住・定住促進課の歳入歳出の推移】

(単位 千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
歳入合計	19,998	18,303	37,363	31,743	24,331	14,387
歳出合計	283,278	263,503	129,712	103,927	122,609	97,128

また、市全体の歳入及び歳出と移住・定住促進課の占める割合は以下のとおりである。

【高知市の歳入歳出の推移】

項目 (単位：千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入合計	165,510,132	159,295,990	163,081,015
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.01%	0.02%	0.01%
歳出合計	162,979,477	158,278,510	161,832,607
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.16%	0.07%	0.06%

移住・定住促進課の執行額のうち、市全体の歳入・歳出に占める割合は極めて低く、「移住促進」に多額の支出を投じて実施しているという状況は見受けられない。むしろ直近3年間の推移としては、執行金額及び歳出に占める割合は低下傾向にある。なお、「定住促進」に関する執行金額は、各施策に関連する所管課に帰属しており、かつ、「移住者に対する金額」は区分されていないことから、定住促進施策の金額の推移は明確に把握できない。市民満足度の向上に重点を置いた行政サービス等への支出は定住促進に結びついているものであることから、移住に特化した施策と

比較して移住者を含めた住民全体への定住施策を広く実施する方針を優先しているにとらえることもできる。

以上、①から④に記載の内容から、市の人口推移の状況に対する移住・定住促進施策に関して、全体及び方向性として大きな違和感はない。

施策の有効性としては、人口総数の減少が加速しているものの、「移住者」数は着実に増加している状況にある。また、経済性及び効率性の観点からは、移住施策の予算及び執行の割合が極めて小さいが、適正な規模及び効率的な実施ができているか確認する必要がある。

これらの点に関して、本監査における個別の論点としてとらえ、「第5章 監査の結果及び意見（各論）」において確認した結果を述べる。

4 移住・定住の定義について

「第2章 監査対象の概要 2 移住・定住施策の定義と目的」に記載したとおり、市として「移住」及び「定住」に明確な定義を有していない。

大辞泉においては、それぞれの「用語」の意味は以下とされている。

- ・移住：他の土地に移り住むこと。特に、開拓・商売などの目的で、海外に居住地を変えること。
- ・定住：一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと。

上記はあくまで、一般的な用語としての定義であるが、「移住」の区分にはIターン、Uターン、Jターン等があり、それぞれの対象において効果的な施策は変わってくる。そのため、移住促進施策を検討し、推進していく上で市が「移住」をどのように捉えているかを明確にすることは重要といえる。第3期計画では新たにメインターゲットとして、対象年代を18歳以上34歳以下、居住地を東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）と設定されており、この点は非常に有意義であると考えられる。

「移住」の定義付けは「移住者」の定義につながる。また、移住促進施策は「移住者」となってもらうために実施されるものである。その基礎となる「移住」の定義を市としてどのように設定し、状況に応じて見直していくかは重要な課題といえる。

また、「定住」の定義に関して、「定住」は時間の流れを伴うものである。「移住」しただけでは「定住」といえず、たとえ長期間住居を構えていたとしても一旦その土地を離れてしまえば「定住」ではなくなってしまう。そのため、定義付けには期間的な割り切りが切り離せない。どのような期間が妥当であるかには判断の余地があり、過去の実績・分析等から妥

当な期間を検討し、「移住」との連携及び定住促進施策と適合するよう決定することが必要となる。

なお、市は「定住者」に関する定義も有していないが、「移住者の定着率」に関する定義は有している。「移住者の定着率」は「本市への移住者のうち、情報提供を希望している方が引き続き市内に居住している割合。本市が把握する二段階移住の対象者は除く。」とされており、KPIにも設定している。詳細は、各論において後述するが、これは高知県の要請により転入後2年間を経過した一部の転入者にアンケートを実施し、それを集計しているに過ぎない。そのため、市は厳密には「定着率」の定義をしているともいえないと考えられる。

(総1) 【意見】 移住・定住の定義について

有効性の観点から、市として、施策実施上の「移住」及び「定住」の定義を明確化することが望まれる。また、状況に応じてその内容を見直すことが望まれる。

5 移住者について

市は「移住者」を移住・定住促進計画において、「本市以外から本市へ住民票の異動を伴い転入した者（ただし、転勤や進学による転入者については、将来的に移住者となる可能性があるが、転入時点では、ある一定の期間で転出することが見込まれるため、除く）」と定義している。

移住者数のカウント方法は以下となっている。

- ①市に転入届を提出しに来た人に対して「転入者アンケート」を任意に回答してもらう
- ②「転入者アンケート」のうち、転入理由が「転勤」や「進学」であるものを除く
- ③KPIにおいては「県外からの」とされているため、県内他市町村からの転入を除く

集計方法に関して、一見問題ないように見えるが、「転入者アンケート」が任意であることによって、正確な移住者数が把握できていないという問題点がある。高知市の転入者数と「転入者アンケート」実施数の比較は以下のとおりである。

【「転入者アンケート」の回答率】

(単位：人) 項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
a. 高知市外からの転入者数※1	8,849	8,586	8,207
b. 「転入者アンケート」回答者数※2	859	1,435	1,636
b÷a「転入者アンケート」回答割合(%)	9.7%	16.7%	19.9%
c. 市の公表している「県外からの移住者数」	540	715	753

(単位：人)	令和	令和	令和
項目	4年度	5年度	6年度
c÷a「県外からの移住者数」/高知市外からの 転入者数（％）※3	6.1%	8.3%	9.2%

※1 高知市の公表している住民基本台帳人口移動報告を年度に集計したもの

※2 高知市移住・定住促進課からの提供データを年度に集計したもの

なお、1世帯1回答だが、人数記載があるため、人数を集計している

※3 a.は高知市外からの転入であり、県外からの転入者数の集計ができないため、そのまま使用している

上表のとおり、「転入者アンケート」の回答率は上昇傾向にはあるものの、令和6年度の19.9%が最大である。すなわち、約8割以上の転入者に対してアンケートが回収できておらず、移住者かどうかの確認ができていないこととなる。

結果として以下の問題点があるといえる。

- ・ KPI に設定している「県外からの移住者数」が正確に把握できない
- ・ 移住者の傾向を把握・分析する上で十分な情報が収集できていない

1点目に関して、特に問題であり、KPIの達成状況がアンケートの回答率によって左右されてしまうということである。すなわちKPI達成のためのインセンティブが「移住者数を増加させる」ではなく「転入者アンケートの回答率を上げる」に置き換わってしまってもおかしくないということを意味する。現に、アンケート回答率が令和4年度から6年度まで10%で一定だったと仮定した場合、以下の表のように「転入者アンケート」回答者数は減少傾向となり、回答数を母数として算出する「県外からの移住者数」についても、結果として減少傾向となっていた可能性がある。

(単位：人) 項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a. 高知市外からの転入者数	8,849	8,586	8,207
b. 「転入者アンケート」回答割合 (10%)	10.0%	10.0%	10.0%
a×c 「転入者アンケート」回答者数	885	859	821

また、2点目に関しては、実施している移住促進施策がどのような効果を及ぼしているかを把握、分析する上で、対象となる「移住者」を正しく認識し、そこに対してアプローチをする必要がある。しかしながら、現状はそれに足る情報が収集できているとは言い難い。「転入者アンケート」に関する表の内容を組み替えて、潜在的な移住者数（推定値）を算出すると以下となる。

(単位：人) 項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
a. 「転入者アンケート」回答者数	859	1,435	1,636
b. 市の公表している「県外からの移住者数」	540	715	753
c=b÷a 「転入者アンケート」回答のうち、 「県外からの移住者数」の割合(%)	62.9%	49.8%	46.0%
d. 高知市外からの転入者数	8,849	8,586	8,207
e=c×d 「高知市外からの転入者数」から推 定される「県外からの移住者数」	5,563	4,278	3,777
e-b 潜在的な「県外からの移住者数」	5,023	3,563	3,024

上表の数値はあくまで推定値となるが、アンケート回答率が高い令和5年度、令和6年度においても「県外からの移住者数」の5分の1程度しか把握できていないことになる。

以上より、「移住者数」を正しく把握できているとはいえず、KPIの設定及び移住施策検討の観点から、その把握方法の見直しをすることが重要であると考えます。

把握の方法に関して、従来は窓口アンケートによる把握は行っておらず、ハガキを渡して返信してもらう方法であったが全く回収ができていなかったことから、把握方法に関して検討を重ね、最終的に現在実施している窓口でのアンケート形式に至っている。移住・定住促進課に対するヒアリングにおいて、窓口アンケートの強制はできず、任意にしかできないとの回答を受けているが、この点については、本当に強制あるいは強制力の高い任意にすることができないのかを改めて確認すべきであると考えます。

なお、以前から移動理由の把握に関する法令整備については、全国的な課題として見直しの要望が国に対して行われており、令和7年7月24日に実施された全国知事会においてその旨の記載がされているが、国において何ら対応がなされていない状況にある。住民基本台帳法上の転入届や転出届の届出に移動理由等を解明できる全国統一的な仕組みを構築することが現状実現されず、市において「アンケート方式」が継続採用されている背景がある。

移住・定住促進課は、転入届の手続を所管している課に対して、「転入者アンケート」の回収の重要性を説明し、毎年の回収結果及び窓口における意見等を共有している。このようにアンケートの必要性及び状況共有の場があり、移住・定住促進課として重要性の周知はしている。一方で、窓口業務におけるアンケート対応に時間を割くことは業務効率化と相反する

ことから、優先順位の向上等には様々な実務上の弊害があるのも事実である。また、移住施策を利用する人には必ず「転入者アンケート」に答えてもらうといった工夫はすでに実施がされている。

上記のような実務における改善・工夫はされているものの、実績として回答割合は2割程度にとどまっている。過去3年間で着実に回答割合は改善しているが、十分な水準に達しているとは思えない。加えて、「アンケート形式」である以上、回収率100%とならなければ完全な把握にはならないという非現実さもある。

本状況に関して、市として「移住促進」を重要課題として位置付けるのであれば、本事実に対し「移住者数」の把握方法を前提に、アンケート回収率の目標水準を定め、達成のため、所管課の努力に加え、全庁的に周知し、意識を強化すべきである。

(総2) 【指摘】移住者数のカウント方法の見直し

市として、移住者数のカウント方法の見直しを検討すべきである。「移住者数」は本監査のテーマにおいて、最重要の指標であり、有効性、経済性及び効率性を確認していく上で基礎となる指標である。「移住者数」算出は任意のアンケートを前提としているが、その回答割合が2割以下という不安定要素を含むことは、本監査における3Eの判断に影響を及ぼすことその他、新規施策の検討、施策の見直しにおいても影響を与え、公表事項として周知された際の市の移住に関するイメージにまで影響を及ぼすことになる。任意アンケートによるカウントが不適切とはいえないものの、その他の代替的方法がとりうるのかを関連する所管課を含めて改めて検討すべきである。

本監査における総論及び各論の3Eに広く影響を及ぼすことから、違法性はないものの、重要な要素であることを鑑みて指摘とする。

(総3) 【指摘】 転入者アンケートの回答割合の向上

(総2)において、任意の「転入者アンケート」方式を継続する場合には、現状の回答割合2割を向上させるための施策を行うべきである。理由は(総2)にも記載のとおり、本テーマの根幹に影響するものにある。移住・定住促進課における工夫が様々とられているが、それにも限度があることから、市として「移住促進」を重要と捉えているのであれば実績を正確に認識し、全庁的、トップダウン的な対応等による向上を図るべきである。(総2)と同様の理由により、指摘事項とする。

6 中山間地域における移住促進施策について

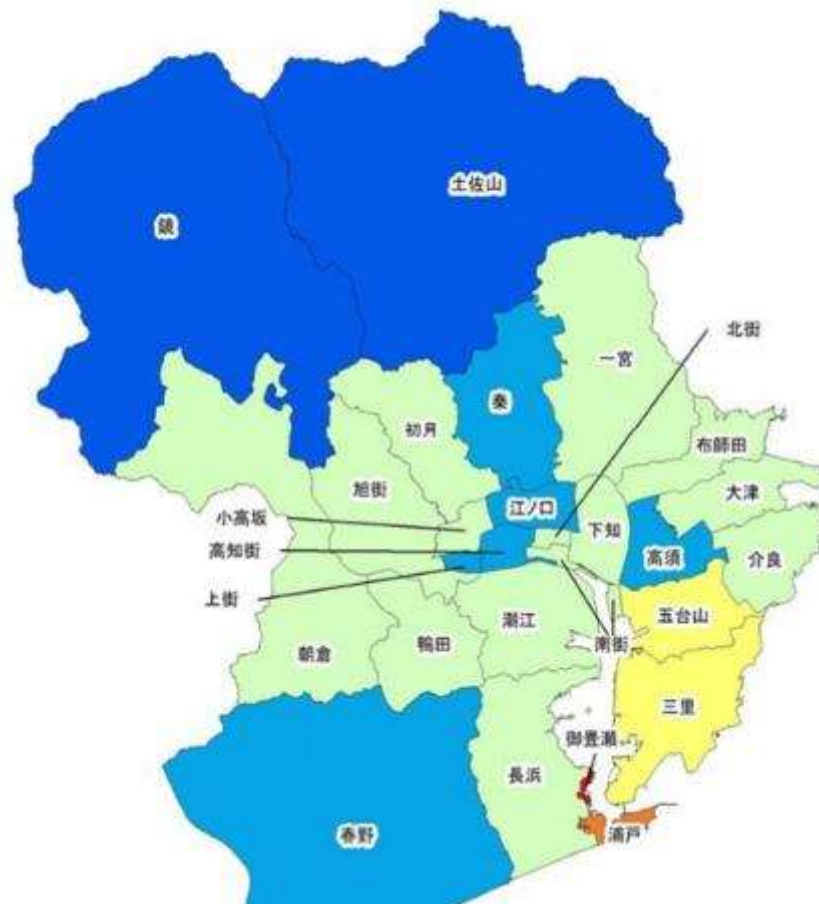
市は、市街地と中山間地域の区分を設けている。

それぞれの範囲を以下としている。

- ・ 中山間地域：鏡地域、土佐山地域、尾立、蓮台、重倉、久礼野、三谷、七ツ淵、柴巻、円行寺、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩
- ・ 市街地：中山間地域を除く地域

中山間地域は、主に市の北部に位置しており、特に鏡地域及び土佐山地域は最北部に位置し、市街地から離れているとともに山林の多い地域となっている。

【高知市の地域別地図】



「第二期高知市空家等対策計画」より抜粋

市の中山間地域の人口推移は以下のとおりとなっている。

各年4月1日現在 住民基本台帳

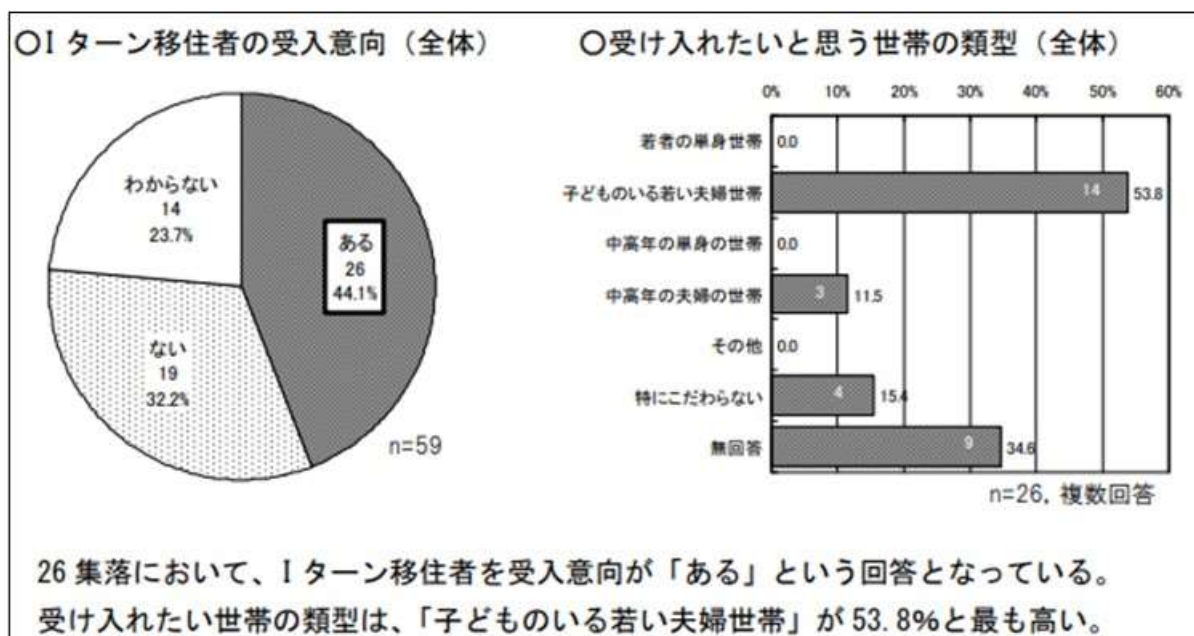
人口単位:人

	平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
②中山間地域人口	5,716	5,275	4,857	4,679	4,660	4,585	4,519	4,425	4,274
平成20年を100とした値	100.0	92.3	85.0	81.9	81.5	80.2	79.1	77.4	74.8
市全体人口における割合	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
年少(14歳以下)人口	587	475	432	425	410	405	392	354	323
中山間地域人口における割合	10.3%	9.0%	8.9%	9.1%	8.8%	8.8%	8.7%	8.0%	7.6%
老年(65歳以上)人口	1,760	1,812	1,936	1,920	1,919	1,933	1,941	1,712	1,682
中山間地域人口における割合	30.8%	34.4%	39.9%	41.0%	41.2%	42.2%	43.0%	38.7%	39.4%

「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

人口は継続して減少傾向となっており、近年は継続して65歳以上が約4割を占めている状況にある。

市は「高知市中山間地域実態把握調査」を平成25年7月から9月にかけて実施し、報告をしている。その中には人口減少の課題への対処として「移住」の取組が挙げられている。報告書のアンケート項目として、「移住の受入れに対する意向」があり、その結果は以下であった。



「高知市中山間地域実態把握調査 概要版」より抜粋

特に人口が少なくなっている地域において、外部からの「移住者」を受け入れることの敷居の高さは容易に想像できるが、その中でも人口減少を食い止めるため、44.1%が受入れの意向を示している。

上記の調査以降、直近での調査は実施されていないが、状況が改善することは考えづらく、むしろ悪化している可能性の方が高い。

当該中山間地域の課題に対して、本監査のテーマである「移住・定住促進施策」を見直すと、第2期及び第3期計画にて以下が挙げられている。

- ・ かがみ暮らし体験滞在施設「しいの木」
- ・ 中山間地域活性化住宅の整備
- ・ 空き家情報バンク制度
- ・ NPO 法人土佐山アカデミーとの連携

それぞれの施策に関しては各論で後述するが、高知県及び市として重要な課題である中山間地域に対してほとんど住宅のみの支援となっているように見受けられる。過疎化が激しい地域に対して、どのような方針及び施策をとるかは非常にセンシティブな論点であり、その対応に確たる正解はない。しかしながら、時間が経過するにつれて、「維持存続」をすることは難しくなっていく。市には中山間地域の各地区の方針を丁寧に確認し、移住施策の選択と集中をしていく義務があることから、移住・定住促進計画においてこの点が触れられていないことに疑問を覚える。

平成25年に実施されたような大規模調査が控えているのであれば、その情報を使用し、また、控えてないのであれば記載のNPO法人等と協力して、それぞれの方向性を決めるための情報収集をすべきである。

なお、市は「高知市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を公表しており、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の

パートにおいて、「現況と問題点」「その対策」「事業計画」を記載している。その中に、意識調査や情報収集結果は含まれていない。

(総4) 【意見】 中山間地域の移住に対する意識の情報収集

市として、中山間地域の各地区における「移住」への意識・方向性の情報収集又は調査を行い、その結果に基づいた個別具体的な施策を検討することが望ましい。

(総5) 【意見】 中山間地域に対する施策の区分

市の公表しているホームページ及び印刷物等において、中山間地域に集中した項目としては「とさやまライフ」「かがみライフ」といった地域情報の発信にとどまっており、移住・定住促進施策に関する地域別アピールはされていない。しかしながら、中山間部における人口課題、空き家課題の深刻さは市街地に比べて重要性が増している状況にあり、市においても重要課題として認識しているところである。その解消のための施策の1つとして「移住促進」をとらえているのであれば、中山間地域向けの施策を明確に区分して情報発信されることが望ましい。すでに中山間地域に関連する個別施策はあり、中山間地域における過去調査に基づいた情報整理はされている状況にあることから、(総4)に記載の意見により追加施策と併せて中山間地域の移住促進施策をパッケージ化することは実現可能なものであると考える。

7 移住・定住促進施策における関連所管課の連携

移住・定住促進施策の実施に当たって、各所管課及び関連団体との連携は特に重要であることはいうまでもない。移住促進に関しては、移住・定住促進課が所管課として実施するものが多いが、仕事関係及び住宅関連においては、他の所管課の管轄となっており、また、高知県 UI ターンサポートセンターと連携する場合もある。また、定住支援として挙げている取組に関しては、ほとんどが移住・定住促進課以外が所管課となっている。

一般的に、行政において縦割りとなっていることは職務分掌の都合上、避けられない面はある。しかしながら、「移住者」にとっては移住にあたって関連する項目を広く知りたいが、所管課の把握は煩雑であり、実際には難しいと考えられる。その対応として、移住・定住促進課が窓口としての役割を担い、所管課間の連携をとることが重要となってくる。

現状、それが十分にできているか否かについて、客観的に示すことのできる根拠はない。詳細は各論において後述するが、移住・定住促進課が他所管課及び高知県 UI ターンサポートセンターからフィードバックをもらっていないこと、定住支援の取組において「移住者」の利用実績が把握されていないこと等より、「十分な連携」は足りていないと考えられる。

どこまでの連携が十分であるかについては、数値的に示すことができず、議論の余地があるが、少なくとも施策等の「移住者」利用状況と「移住者利用」につながらなかったケースに関する情報収集はすべきである。

(総6) 【意見】 関連所管課との連携

移住・定住促進施策に関連する所管課に対して、施策への問合せ、問題点、施策の利用につながらなかった理由等を適時に収集し、明文化した上で施策へ還元する体制の整備が望まれる。

8 遊休不動産の活用に関して

令和6年度の高知市包括外部監査は、「遊休資産等の財務事務の執行について」をテーマとして実施されている。その中において、未利用土地及び低利用土地に対して、今後の使用及び処分方法の検討状況の確認がされている。その中において、「移住促進施策」に関連する論点は述べられていない。また、本監査において、市の未利用及び低利用となっている土地を「移住」に活用するという内容は「御豊瀬小学校」の校舎を利用した地域おこし学校のみであり、それも移住促進施策からは外されている。

(7)に記載している市の内部連携は、あくまで施策実施しているものに限っているが、市の取組や資産を組み合わせる新たな施策を検討していくことは常に必要であり、その点が適切に機能しているかに対して疑問が残る。

例えば、市の未利用及び低利用土地のうち、長く処分が決まらないものに関して「移住者」が取得することに補助を行い、「移住者」が住宅を取得することは「定住」につながる。これは、空き家バンクの制度とは別であり、また、市の資産の有効活用にもなることから検討の余地はあると考えられる。

(総7) 【意見】未利用及び低利用土地の施策への活用

市の未利用及び低利用土地のうち、長く処分が決まらないものに関して「移住者」が取得することに補助する等の施策を実施することが可能かを検討することが望まれる。

第5章 監査の結果及び意見（各論）

本章では、本監査を実施した中で、有効性、経済性、効率性の観点から特に重要ととらえた内容の結果を個別具体的にまとめている。

また、自治体の作成資料、自治体へのヒアリング結果のみに情報が偏らないよう、移住者及び移住候補者に対してヒアリング及びアンケートを実施し、その結果をまとめている。

各論の項目は以下となっている。

1. 移住・定住促進施策の設定 KPI
2. 移住・定住促進施策の予算と執行状況
3. 移住者及び移住候補者に対するヒアリング・アンケート
4. 移住促進施策の実施状況
5. 定住促進施策の実施状況
6. その他の移住・定住支援の取組の実施状況
7. 他自治体における定住促進施策

1 移住・定住促進施策の設定 KPI

概要（略）

（1）県外からの移住相談の増加

概要（略）

【監査の結果及び意見】

KPI としては、シンプルかつ客観的に測定しやすい項目であると考えられる。KPI の設定において、客観的な評価測定の観点から、数値化できるものを選定することが一般的であり、この点に関して有効性がある。

一方で、本 KPI の懸念される事項に「相談件数と移住者数の関係性」がある。相談件数が増えれば、必ずしも移住者数が比例して増えるものではないということである。

例として、愛媛県が公表している市町村別の移住者数、移住相談数において、令和 5 年度の松山市の移住者数は 2,994 人であり、高知市の令和 5 年度の移住者数 715 人の 4.2 倍に相当する。一方で、松山市の相談件数は 719 件と高知市の 1.7 倍にとどまっている。当該理由には様々な要素が関係していると考えられるが、地方の魅力、人口動態、経済状況、観光資源、移住・定住に関して公表されている情報及びその他の条件等から、相談をするまでもなく移住を決めている人数が少なくとも高知市より松山市の方に多く存在しているという事実があるといえる。

そのため、相談件数の増加は、高知市への移住に興味をもっている人数が増えるということと同時に、相談して悩みが解消しなければ移住を決められない人数が増えるということをも否定できない。本来的には、相談をするまでもなく移住をしてくれることが最適であり、そのための地域的魅力、情報発信、移住後のビジョンの共有といった項目の充実があれば、相談件数の増加は移住者の増加と反比例する可能性すらある。

加えて、相談件数の目標値達成のみに目を向けた場合、相談以外での情報をあえて充実させないインセンティブが働くこと、何度も面談や相談会にきてもらい件数を増やすことといった、本来の移住者数の増加に紐づかない行動につながる可能性すらありうる。

以上より、相談件数の増加のみならず、相談からの移住を決定した人員までトレースすることが重要と考えられる。移住・定住促進課の集計した結果は以下のとおり。

【県外からの移住者組数のうち、相談を受けた組数】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①高知県外から高知市への移住組数	348組	520組	559組
②高知市への転入者アンケートにおいて、相談を受けたことがある組数	17組	47組	72組
②÷① 相談を受けている割合	4.9%	9.0%	12.9%

移住・定住促進課集計資料より抜粋

上表の数値は、移住・定住促進課においてデータベースを有しており、すでに恒常的に集計されている。そのため、分析できる環境にある。②の「転入者アンケート」の回答率及び回答の正確性に依存することから、そちらが整った段階での正確な分析が望まれる。

【意見】相談件数の移住への貢献度の確認

有効性の観点から、KPI「相談件数の増加」に関して、相談件数のみでは、実質的な状況が把握できない可能性がある。そのため、相談者のうち、実際に移住者となった件数若しくは割合をサブのKPI若しくは補足情報として市の内部で同時に共有する体制とすることが望ましい。

また、目標値の設定方法を確認したところ、平成30年度から令和5年度までの相談実績を平均した件数を用いて算定されていた。

【第3期計画における相談数の目標値算出方法】

③相談実績

	相談件数	伸び数	伸び率
H25	41		
H26	135	94	229.3%
H27	183	48	35.6%
H28	175	-8	-4.4%
H29	208	33	18.9%
H30	263	55	26.4%
R元	301	38	14.4%
R2	176	-125	-41.5%
R3	294	118	67.0%
R4	394	100	34.0%
R5	422	28	7.1%
平均(H30~R5)		35.7	17.9%
		≒30	≒18%

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

●シミュレーション

【前提】・これまでの相談実績をもとに、伸び幅を設定。

採用

案①平均値30件の伸び幅で試算

	相談件数	伸び幅
令和5年度(実績)	422	
令和6年度	450	28
令和7年度	480	30
令和8年度	510	30
令和9年度	540	30
令和10年度	570	30
令和11年度	600	30
令和12年度	630	30
令和13年度	660	30
令和14年度	690	30
令和15年度	720	30

案②平均割合18%の伸び幅で試算

	相談件数	伸び幅
令和5年度(実績)	422	
令和6年度	500	78
令和7年度	590	90
令和8年度	700	110
令和9年度	830	130
令和10年度	980	150
令和11年度	1160	180
令和12年度	1370	210
令和13年度	1620	250
令和14年度	1920	300
令和15年度	2270	350

※令和5年度実績422件≒420件を
発射台とし、そこから毎年の平均の伸
び幅30件を積み上げた形で試算。

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

客観的な数値を使用され、その算出方法はシンプルである。また、伸び幅は件数と伸び率のうち、保守的・現実的な方が選択されているように見受けられる。

恣意性が入らない面では合理性があるが、直近の相談手段の状況や件数の割合といった要因が考慮されておらず、施策の実施計画と併せた目標値になっているとは言い難いため、より詳細な目標値の算出方法の検討が望ましい。

【意見】 相談件数の目標値設定

有効性の観点から、KPI「相談件数の増加」の目標値に関して、相談手段別の件数実績の情報があるにも関わらず、算出が相談数全体の過去伸び幅のみをみており、年度の要因や将来の計画は加味されていない。そのため、直近における相談会における相談件数の増加傾向にある事実、相談会の実施回数の増加を見込んでいる等の相談数に係る計画を適切に織り込んだ算出方法を用いることにより、過度に保守的な目標値とならないような体制の構築が望ましい。

(2) 県外からの移住組数の増加

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本 KPI は、本監査テーマにおける最も基礎的かつ重要な参照数値であることから、KPI とされることは当然であり、その有効性があることは自明である。なお、「移住者数」の把握に関しては、総論で述べているため、本パートでは割愛する。

当該 KPI における課題としては、その数値目標の設定の難しさにある。設定方法としては、数パターン考えられるが、まずは、市として維持した

い人口と減少人口の実績を差し引いて算出する方法である。市の人口推移（住民基本台帳に基づく）は以下のとおりである。なお、対象期間は、第2期計画の5年間及び令和7年4月1日としている。

【高知市の住民基本台帳人口の推移】

各年4月1日現在

年次	世帯数	人口総数	備考
令和2年	163,448	325,706	外国人世帯・人口を含む
令和3年	164,143	323,544	外国人世帯・人口を含む
令和4年	164,084	320,722	外国人世帯・人口を含む
令和5年	164,077	317,639	外国人世帯・人口を含む
令和6年	163,985	314,116	外国人世帯・人口を含む
令和7年	163,543	310,029	外国人世帯・人口を含む

高知市 HP より抜粋

上表から、世帯数及び人口総数の増減を集計した結果は以下となる。

【世帯数及び人口総数の増減推移】

年次	世帯数の増減	人口総数の増減	人口総数の増減率
令和2年	266	△2,577	-0.8%
令和3年	695	△2,162	-0.7%
令和4年	△ 59	△2,822	-0.9%
令和5年	△ 7	△3,083	-1.0%
令和6年	△ 92	△3,523	-1.1%
令和7年	△ 442	△4,087	-1.3%

世帯数は令和2年度及び3年度に増加傾向にあったが、その後は毎年度減少している。人口総数は毎年度減少しており、その減少率は上昇傾向にある。近年は、全国的に生涯結婚率が下がっており、世帯数ではなく、人

口総数で見ると、より実態に即した状況を把握できるように考えられる。その点、第3期計画より移住者数にKPIを変更していることに違和感はない。

直近の人口総数の減少数4,087人に対して、第3期計画の移住者数の目標値は1,090人である。人口総数に移住者の増加が含まれていることを考慮すると、人口減少を単純に移住者の増加のみで埋め合わせするには、大幅に不足しており、そもそも現実的でもない。

また、人口総数は単純に人数のカウントであるが、人口動態の観点からは、自然動態と社会動態があり、単純に減少している人口総数を埋め合わせれば良いというものではない。自然動態の観点からは、出生数と死亡数の関係性があり、出生数の要因となりうる移住者とそうでない移住者という区分がどうしても生じることとなる。そのため、移住者の性質が考慮されることはいうまでもない。当該方法によって、目標値を設定するには人口動態と統計学的な観点での算出が必要になるため、既存の数値のみで設定することには実務上難しい側面があると考えられる。

また、別の設定方法としては、他の自治体を参照することが考えられる。各地方自治体を確認したところ、公表されている情報において「移住者数」の定義が統一されておらず、実際に「移住者数」として人数を公表している自治体は多くなかった。さらに、高知市と同規模の人口である30万人から40万人の全国の市町村を中心に確認としたが「移住者」を公表している自治体はほとんどなかった。

例えば、奈良市は人口総数347,187人（令和7年1月1日時点）と高知市と同規模であるが、「移住者」という公表はなく、「転入者数」と「転出者数」の比較による転入超過数を示している。また、高知市と同規模の自治体の中には、都市圏近郊の都道府県の2、3番手の自治体があり、当

該自治体には都市圏へ転入ができなかった層が住居を構えるため、移住施策を積極的に実施する必要性が薄いケースも見受けられた。

上記より、数値的な側面のみを考慮して、他の地方自治体と単純比較し、目標値とすることは合理性が欠けており、実務上難しいと考えられる。

市は、KPI の目標値を過去の実績から実現可能な範囲を見据えて設定している。第2期計画における目標値の達成率は280%と目標値を大幅に上回る結果となっており、第3期計画の目標値1,090人も達成可能性は高いと考えられる。

以上より、市のKPI「県外からの移住数」の目標値設定に関して、他の方法から検討をしたものの、現状の算出方法に対して明らかな違和感はない。しかしながら、総論で述べたとおり、「移住者数」のカウント方法にそもそも重要な問題を抱えている。「転入時のアンケート」回答率が大幅に改善した場合、「移住者数」は、移住促進施策と関係なく、「移住者数」を増加させることになる。よって、「転入時のアンケート」回答率という前提条件が不安定である以上、「転入時のアンケート」回答率の改善による達成とならないよう、「転入時のアンケート」回答率を除外した目標値が測定できる体制を構築すべきである。

【意見】 移住者数の増加の目標値設定

KPI「県外からの移住者数の増加」の目標値設定に関して、「転入時のアンケート」回答率を除外した場合の目標値への調整ができるようにすることが望ましい。すなわち、「転入時のアンケート」回収率が同水準であることを前提として、移住者数を増加させることが本質であり、目標値の設定では、回収率は一定として算出すべきである。従前どおり目標値の設定

及び実績値に関して回収率を織り込んだ数値で継続するのであれば、補足情報として回収率を一定とした場合の調整後実績を算出し、実質的移住者数が増加しているかについて、推計値にはなるものの、参考として把握することが望ましい。

(3) 移住者の定着率

概要（略）

【監査の結果及び意見】

KPI として「移住者の定着率」を設定することは、測定可能な数値である点、移住という一時点ではなく、移住後の満足度を確認できること、結果として転出という人口総数減少が移住者からでていないことを確認できるといった観点から有効性があると考えられる。

市は、「移住者の定着率」の定義を「本市への移住者のうち、情報提供を希望している方が引き続き市内に居住している割合」としている。定着率の算出方法は上述しているが、この定義と算出方法が整合しているとは考えられない。なぜなら、「情報提供を希望している方が」の部分をもどどのように捉えるかが非常に不明瞭であり、KPI の数値算出に当たって客観性を害していると考えられる。また、収集の要件として「2年」という期間を設定しているが、これはあくまで県からの依頼に基づいたものに過ぎず、「引き続き市内に居住している」の定義をしているにもかかわらず、移住3年目、4年目の転出が多かった場合には把握できていない。総論の意見1にも記載のとおり、市としての「定住」に定義を明確にした上で、改めて「移住者の定着率」の定義を見直すことが望ましい。

【意見】 移住者の定着率の定義付け

「移住者の定着率」の定義に関して測定値と合わせるとともに、期間及び前提に関して毎期の見直しができる体制を検討することが望ましい。

また、「移住者の定着率」の集計の正確性に問題がある。総論に記載のとおり「転入者アンケート」の回答率が低く、回答率は市外からの転入者のうち、2割以下となっている。「移住後の状況に関するアンケート」は、「転入者アンケート」回答者のうち、住所を記載した組のみに発送されるため、ただでさえ少ない対象数がさらに絞られている。

加えて、「移住後の状況に関するアンケート」の回答率も低い状況にある。移住組数と「移住後の状況に関するアンケート」の発送数、「移住後の状況に関するアンケート」の回答組数の推移は以下のとおりである。

【移住後の状況に関するアンケートの発送率及び回答率】

調査年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移住年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移住組数 (移住者数)	185組 (290人)	234組 (359人)	250組 (386人)	324組 (498人)	348組 (540人)
移住後アンケート送付数	103組	132組	154組	185組	152組
回答組数	42組	39組	45組	55組	35組
移住後アンケート発送率	55.7%	56.4%	61.6%	57.1%	43.7%
移住後アンケート回答率	40.8%	29.5%	29.2%	29.7%	23.0%
回答組数 移住組数	22.7%	16.7%	18.0%	17.0%	10.1%

(高知市移住・定住促進課提出データを集計)

「移住後の状況に関するアンケート」の発送先からの回答は2～3割程度にとどまっている。「移住組数」に対して、最終的に定着率の確認ができてきているのは結果として1～2割程度であり、令和6年度の回答件数はわずか35件である。

さらに、アンケートの送付先は2年前に「転入者アンケート」に記載された住所であることから、すでに市外に転居している場合には手元に届く可能性が低くなる。アンケートの回答に特に謝礼などの誘因を設けておらず、回答するか否かは回答者の厚意によるものとなるため、回答する層としては、通常は高知市の生活に対する満足度が高く、行政の取組に対しても好意的な「定住者」となる可能性が高いと考えられる。この点については客観的に検証する方法がないため、想定となってしまうものの、アンケートが物理的に手元に届くか否かの問題も含め、概して転出者よりも市に定着している層の回答率の方が高くなり、結果、定着率が実際よりも高く算出されている可能性は否定できない。

なお、アンケートは世帯ベースで実施されていることから、「移住者数」の観点から測定する場合には、さらに回収率が低くなる。

以上より、調査の結果として集計値の網羅性、正確性に疑義があることから、KPIの達成確認の有効性に問題があると考えられる。アンケートにおいて確認できる情報には限界があり、現状の回答率ではKPIの測定として十分な情報が集計できているとはいえない。行政として使用可能な情報から、前提を設けた上で集計方法を見直すことが望まれる。例えば、転入者氏名と住基データ等を活用して2年経過した転入者の情報を確認するといった方法が考えられる。

【意見】 定着率の測定方法

「移住後の状況に関するアンケート」とは別に、定着率の検証として住民票等のデータから、転入者の住居維持を確認する方法を採用することが望ましい。

KPI の目標値設定に当たって、目標値が 100%とされている点に有効性の観点から違和感を覚える。最終的な目標として 100%を目指すことは重要であると考えられるが、実現可能性として前提を持たない目標値 100%は異常値である。達成が現実的ではない KPI の目標値設定には、達成のインセンティブが働かず、達成の不正につながりやすい。特に現状の「移住者の定着率」の測定では、回答率が低いため、発送時点又は回収後に恣意的に高知市外となっている対象者を外せば、定着率が大きく上がることになる。

「定着率」の適切な目標値の設定方法が課題となるが、その方法はあまり多くない。例えば、前年度の実績値を目標値にすることが想定されるが、次年度の達成をしやすくするため、あえて実績を落とす年度を生じさせることもありうる。「定着率」を KPI とする意義に立ち返ると、「定着・定住」してもらうことが人口動態の観点から重要であり、仮に移住者の満足度評価の確認を最重要項目とみるのであれば、本来的には「定着率」ではなく、「不満があつて転出した移住者数」を確認し、その理由を把握、分析、施策の改善へとつなげていくべきである。そのため、「定着率」の算出のみで終わっている現状の体制では KPI の役割は果たせておらず意義は薄い。定着率のフォローの観点から、例えば、移住から 1 年経過、2 年経過した移住者にサンプルで直接連絡し、移住後の生活に対する満足度や不満点を直接集める方法や住民票の変更により転出する際に「転出時のアンケート（移住者のみでも可）」を実施し、その中で市の不満や要望を回答

してもらふ方法が考えられる。これらの回答はたとえ少ないとしても原因把握の一端となるため、有効な手段となり得る。

なお、市は「二段階移住」を移住促進施策として実施しており、この施策が有効に働いている場合、県内の市外へ転出する人数が増えることになる。結果として、定着率は下がることになり、100%を達成することと「二段階移住」施策を推進することに矛盾が生じるが、この点は定着率の算定上、除くこととされているため、測定上の問題とはなっていない。

【意見】 移住者の定着率の目標値設定

有効性の観点から、「移住者の定着率」の目標値の設定方法と前提を明確にするとともに、そのフォロー体制を整備し、毎期の見直しが可能な KPI として機能するように検討することが望まれる。

【意見】 移住後の状況に関するアンケートのプロセス見直し

効率性の観点から、「移住後の状況に関するアンケート」の発送をし、回収、集計するというプロセスに工数を要しているにもかかわらず、その回収率に関して市が把握できていない移住者数まで捉えるとあまりに少なすぎるため、問題がある。根本的な原因は、総論に記載の「移住者数」の把握における任意アンケート回収率の問題に起因している。県の依頼に基づく実施であることから、実施方法の変更に関するハードルが高い場合には、根本的な問題として県と継続的に「移住者数」の把握の問題を含め、「定着率」把握の意義及び効率的な測定方法を協議し、市の貴重な人員リソースの効率化を図ることが望ましい。

(4) 15～24 歳の県外への転出超過数の抑制

概要（略）

【監査の結果及び意見】

KPI として「15～24 歳の県外への転出超過数の抑制」が設定されていた点は、測定可能な数値である点、社会動態の推移及び人口総数の維持に関して重要性が高い点からは違和感はない。

上記の年齢層別社会動態グラフをみても、15～24 歳の転出超過は他の年齢層と比較して明らかに大きく、15～24 歳の県外への転出超過を抑えることができれば人口維持に大きくつながることは一目瞭然である。しかしながら、「15～24 歳の県外への転出超過数の抑制」のためにどのような施策を実施したのか、効果的な施策はあったのか、振り返りとしてどのような次善策が検討されたのかという観点に関して、第 3 期計画の「第 2 期計画での取組の振り返り」には全く記載されていない。また、「第 3 期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「これまでの振り返り」にも具体的な施策やその結果としての次善策の記載はされていない。なお、第 3 期計画の「高知市の転入・転出の状況」のパートの Point として、「20～24 歳の転出超過数が最も多く、2023 年の 15～24 歳までの若い世代の転出超過数は 743 人となっており、若者の転入促進に関する取組を強化する必要がある。」と記載されており、継続して課題認識はされている。

設定した KPI の毎期の改善が見られず、達成目標から大きく乖離しているにもかかわらず、具体的な施策及び施策の効果等の分析が示されていない点にはプロセス上の問題があると考えられる。日本国内の都市圏以外の自治体において、15～24 歳の年齢層が転出超過となっていないところは珍しく、それを防ぐ効果的な手段がほとんどないことは容易に想定されるが、たとえそのような事実があったとしても、「達成できなくて当然である」という結果とするのであれば、KPI を設定する意味がなく、目標値として現実的な人数への補正及び効果のあった施策、なかった施策を明確に整理し、次につなげるべきである。

【意見】 KPI の達成状況に対する振り返り

有効性の観点から、KPI として設定されている項目の達成状況に対する振り返りを実施し、適宜方針及び目標値の見直しをできる体制を構築することが望まれる。KPI すべてに該当する内容であるが、特に第3期計画のKPI とした「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数の増加」について検討が望ましい。

また、第3期計画のKPI である「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」に関しても同じ状況とならないか危惧される。「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」において、年齢層別の高知市からの転入者数及び転出者数（県内別市町村への移動を含む）を集計及び確認した。当該データより外国人を含む34歳以下の市外からの転入者数、転出者数、転出超過数の集計結果は以下のとおりである。

【高知市外からの転入者数、転出者数、転入超過数、順位（34歳以下）】

（単位：人） 項目	令和4年 1月～12月	令和5年 1月～12月	令和6年 1月～12月
高知市外からの転入者数 （34歳以下）	5,405	5,100	4,651
高知市からの転出者数 （34歳以下）	-6,106	-6,119	-6,112
高知市の転出超過数 （34歳以下）	-701	-1,019	-1,461
34歳以下転出超過数順位 （全国市町村）	61位	36位	14位

「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」より集計

上表のとおり、他の市町村から高知市への34歳以下の転入者数は年間で約4～5千人であり、一方で転出者数は約6千人である。結果として、転出超過数が直近の令和6年では1,461人となっている。年間の転出超過数は令和4年から増加傾向にあり、全国の市町村内において、その転出超過数の順位が上昇している。転出超過数の順位は絶対数での比較であり、市町村の規模は加味されていないことから、高知市と規模の大小に関係なく比較している。その中で、14位になっているということは、各県の県庁所在地の中で比較した場合、上位に位置していることを意味する。他自治体の傾向を把握する観点から、令和6年の年間の転出超過数の15位までの順位を集計した。結果は以下のとおりである。

【令和6年内の市町村別34歳以下の転出超過数順位表】

(単位： 人) 順位	市町村名	34歳以下の 転出超過数	34歳以下の 転入者数	34歳以下の 転出者数
1位	福山市	-2,751	6,857	-9,608
2位	成田市	-2,264	5,520	-7,784
3位	豊橋市	-1,922	6,735	-8,657
4位	岡山市	-1,815	19,615	-21,430
5位	北九州市	-1,809	24,711	-26,520
6位	知多郡	-1,787	3,462	-5,249
7位	神戸市	-1,759	43,752	-45,511
8位	広島市	-1,720	36,260	-37,980
9位	富里市	-1,718	1,722	-3,440
10位	南区（愛知県）	-1,683	8,373	-10,056
11位	八街市	-1,679	1,359	-3,038
12位	那覇市	-1,645	8,418	-10,063

13 位	長崎市	-1,496	6,795	-8,291
14 位	高知市	-1,461	4,651	-6,112
15 位	長生郡	-1,421	793	-2,214

「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」より集計

上位の自治体に一定の法則性があるようには見えず、自治体の規模に大きな偏りは見受けられない。県庁所在地が数市含まれているが、例えば 13 位の長崎市は長崎県の県庁所在地であり、2023 年の人口は 40.9 万人と高知市と近い状況にあるとみることができる。

当該事実において、「県外からの 34 歳以下の移住者数」を KPI とした際に、その人数を 710 人とすることに有効性はあるかが問題となる。

上表はあくまで高知市外からの 34 歳以下の転入者数であることから単純な比較はできない。しかしながら、転入者数は令和 4 年の 5,405 人から令和 6 年の 4,651 人と 754 人減少している。今後も同様の推移をする場合には、対象世代の維持を充足できない可能性がある。

市の目標値設定は、KPI として設定している「県外からの移住者数」の目標値が 1,090 人のうち、65%が 34 歳以下であると推定して算出したものである。65%の妥当性については、令和 6 年の「住民基本台帳人口移動報告 年報 年齢（5 歳階級）、男女別他市区町村からの転入者数－全国、都道府県、市区町村」のデータを集計したところ、高知市外からの転入者数のうち、34 歳以下の占める割合は 61.3%であったことから、大きな乖離は見られなかったが、今後の割合減少によっては目標値の達成は困難となる可能性がある。

加えて、市は当該 KPI の把握方法として「転入者アンケート」に年齢を記入してもらう様式に令和 7 年 4 月から変更している。総論で述べたとおり「転入者アンケート」には回答の回収率に問題があることから、回収率が低い場合には、当該 KPI の達成状況が正確に把握できない可能性がある。

【意見】 県外からの若者移住者数の目標値設定

有効性の観点から、第3期計画におけるKPI「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」の目標値に関して、基礎となる情報（特に34歳以下の占める割合）に関して改めて検証し、目標値の見直しをすることが望まれる。

【意見】 県外からの若者移住者数の測定方法

有効性の観点から、KPI「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」の実数把握の方法に関して明確ではなく、「移住者数」のカウントと同様の問題を解消できる体制の整備が望ましい。

（5） 質的 KPI の検討

上記（1）から（4）まで、市が設定しているKPIの確認を行った。いずれも数値的に測定可能なKPIとなっていた。しかしながら、「移住」というテーマにおいて、量的なもののみで測定することが適切であるかについて疑義がある。

「数字とファクトから読み解く地方移住プロモーション」の著者である伊藤将人氏は、自治体に自助努力や自主・自律を要求する地方創生に基づく量的KPIの弊害に対して、本著の中で以下のように述べている。

- ・ 公正で持続可能な移住促進を実現していくために提案するのは、「人口・人数重視のKPI」から、「主観的な幸福や満足感を問うKPI」への転換です。

具体的な指標としては以下が挙げられている。

- ・ 移住後の幸福度（Well-Being）
- ・ 移住後の地域での暮らしの満足度
- ・ 定住意向を有する人の定住意向度

- ・ 移住支援施策や相談体制への満足度
- ・ 移住前や移住時の不安や懸念の解消度

上記のような質的 KPI を把握する具体的な方法は別途検討が必要であるが、量的な観点しか設定されていない市の KPI に対して、このような質的な KPI を設けることは非常に有意義であると考えられる。例えば、市への移住を検討している層が「移住者数の多さ」と「移住者の満足度の高さ」のどちらを優先してみたいと思うかを考えても、その重要性がうかがえる。

「第 4 章 監査の結果及び意見（総論）」に記載した「関係人口」に関しても同じ観点が示されているとともに、質的な KPI の測定及び情報収集には、満足度を向上させた事項、不満につながっている事項が具体的に確認できることから施策の調整にも直結する。施策効果の影響か、外的要因によるものかを確認できない量的 KPI を設定するより有効性が高い可能性がある。

【意見】質的 KPI の設定検討

有効性の観点から、質的な KPI を設定し、それを把握できる体制の検討及び構築に関して検討することが望ましい。

2 移住・定住促進施策の予算と執行状況

概要（略）

（1）移住・定住促進課の歳出

概要（略）

一般管理費

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市の公表している平成 31 年 4 月 1 日時点における全職員の平均月額給料は 315,850 円であり、それに期末手当・勤勉手当（約 4.5 か月）を加味すると 5,212 千円となる。一般管理費には純粋な給料に加えて、職員手当、職員共済等が含まれていることを加味すると、一般管理費が金額的に大きすぎるということはない。

また、所属している人員数には、市がどの程度「移住・定住促進」に注力することを考えているかが表れていると考えられる。人員数の比較及び検証に関しては、移住・定住促進に対する自治体のスタンスが異なっていること、所管している課の名称が自治体によって異なることから客観的な比較が難しい。しかしながら、参考として、内閣府の発行している「令和 4 年度 移住・定住施策 優良事例集」及び総務省の発行している「「地方への人の流れの創出」に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集（2021 年 3 月）」を確認したところ、高知市と同規模の人口を有する自治体では以下の体制となっていることが記載されている。

令和 4 年度 移住・定住施策 優良事例集

- ・ 青森県八戸市（人口 22 万人）

広報統計課の課内室であるシティプロモーション推進室（5 名）が移住関連施策を進めている。そのうちの 2 名が移住担当となっている。

「地方への人の流れの創出」に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集
(2021年3月) ※人口15万人以上の自治体、順序は掲載順

- ・ 青森県 弘前市（人口約17万人）
企画部企画課（人口減少対策担当4名、東京事務所4名）
- ・ 栃木県 栃木市（人口約16万人）
都市整備部住宅課定住促進課係（人数記載なし）
- ・ 福井県 福井市（人口約26万人）
未来づくり推進局移住定住推進室（室長1名、担当2名）
- ・ 広島県 福山市（人口約47万人）
企画財政局企画政策部企画政策課。移住担当は兼任で1名が移住相談を受けている。その他3名の職員が兼任で人口減少に関する事業を担当。
- ・ 新潟県長岡市（人口約27万人）
組織体制の記載なし

情報が限定的なため、上記のみで比較することの有効性は低いものの、参照した事例集に記載されている他の中小規模の自治体を含めて検討した場合、所管課全体は4～6名、担当は1～4名といった傾向が見受けられた。そのため、高知市の移住・定住促進課の人員配置はこの範囲内にあることから、他の自治体に対して明らかに多い又は少ないという状況にはないと考えられる。

一般管理費における予算と実績の差異については、令和4年度において約6%の乖離があるものの、それ以後はほぼ予算通りの執行となっている。

企画費

概要（略）

【監査の結果及び意見】

「移住に係る負担金補助及び交付金」に関して、高知市地方創生移住支援金、高知市 UI 孫ターン支援事業費補助金、高知市二段階移住支援事業費補助金から、サンプルを各 3 件抽出し、支給要件検討資料を確認した。確認結果として、いずれも要件に沿った補助金の支給がされており、プロセスにおいて齟齬は見つからなかった。

また、一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンター会費については会費規程に従い、UI ターンサポートセンターからの請求書に基づき支払われていることを確認した。

高知市地域おこし協力隊員家賃等補助金に関して、1 名分の支給を申請書、添付書類、通知等を確認し、要綱に沿った運用であることを確認した。

【意見】 補助金の予算と執行の乖離

補助金に関して、令和 5 年度及び 6 年度の予算と執行の乖離が大きく生じている。補助金の性質上、予算オーバーによって、要件を満たしている対象者が受領できない状況があるため、その回避が重要であることは理解できる。また、補助金の執行額は直近 3 年間で増加傾向にあることから、予算確保の重要性が増しているよう見受けられるが、財務の観点からは、過去の件数実績及び一定の前提に基づいて乖離率を低くすることが望まれる。

「移住に関する PR 等の委託料・役務費」に関して、歳出の 8 割を占めている高知市二段階移住プロモーション業務委託業務に係る支払までの手続き確認を行った。高知市二段階移住プロモーション業務委託業務に係る支払は令和 6 年 7 月 23 日に締結された契約に基づく支払であり、令和 7 年 3 月 31 日までの期間に対する対価支払である。

委託内容は広告運用等の戦略的情報発信・ポータルサイトの誘導業務や漫画コンテンツ制作等の二段階移住新規相談を増やすための独自提案業務、効果検証及び改善報告業務である。当該業務委託は平成30年度から年度単位で実施しているものであるが、全ての年度において同じ民間会社に委託されている。契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、随意契約をしている。

契約業者の選定方法は、プロモーション活動全般にわたって、スキルやノウハウを保有する民間業者等から提案を受けた方法により業務を実施することで、自前で行う以上の効果が期待できると判断し、毎年度、「公募型プロポーザル方式」が採用されている。公募参加者に対して条件や、選定基準、企画提案書作成要領等は事前に「令和6年度高知市二段階移住プロモーション業務に関する公募型プロポーザル募集要領」において詳細開示されており、令和6年度には4社の応募があった。

選定手続きとして、選定委員会を設置の上、委員会審査を経て、受託候補者として選定された業者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約により契約が締結される。

本監査において、上記の流れに沿って、対象となる証憑を確認し、内容として齟齬のないことを確認した。また、平成30年度以降において、公募型プロポーザル方式であるにも関わらず、同じ民間業者が選定されていることに関して、仕様書、審査委員、応募者数の観点からヒアリングを行ったが、いずれにおいても、不合理な点はなく、「二段階移住」という高知市独自の取組を深く理解し、適切にプロモーションできる業者を選定した結果であるとの回答に対して有効性はあると判断した。また、年度で選定業者が変更された際の懸念として、運用の円滑な継続についても、完了報告に次期以降に取り組むべき課題が含まれており、それに基づいて実施計画を立てるとの運用がされており、適切なフォローがされている。

「滞在施設の賃貸・維持等に係る費用」のうち、「使用料及び賃借料」に関しては、行政財産目的外使用料として高知県へ支払いを行っており、使用している部屋及び駐車場ごとに単価/日×使用日数の金額を市が計算及び集計し、高知県宛てに最終的に実績報告されている資料を確認した。

また、「需用費」に関しては、約 3,000 千円がお試し滞在施設「いっく」に関連する費用で電化製品、空調機器、その他物品購入費等であり、従来の 4 戸から、令和 7 年 3 月より 8 戸に増室したため、備品の取得をしている。取得金額の大きいものをサンプルにて、請求書との整合性確認を行ったが特段の問題は発見されなかった。

「相談会に係る旅費等」は、相談会の実施回数増加に対して、金額は減少傾向にあり、削減努力がされていることが分かる。また、明細を入手し、うち、金額の大きい「東京都 高知暮らしフェア 2024 夏への出展」に関連する経費 184,200 円に関する経費申請書類の照合を行った。結果として、証憑及び出納までにおいて齟齬はなかった。

また、令和 7 年 12 月 14 日に東京にて開催された「高知暮らしフェア 2025 冬」の現地に赴き、フェアの実状を確認した。高知市以外にも多くの高知県内市町村が参加しており、なかでも高知市のブースは盛況であった。高知市ブースでは、移住・定住促進課職員を中心に参加者へ丁寧に説明していることを確認した。

上述に記載しているものを含め、本監査において、申請から出納まで確認を行ったサンプルの一覧は以下のとおり。

サンプルの抽出は、すべて令和6年度であり、各科目の明細を入手の上、金額上位のもの、明細通査の上、定例でないと思受けられるものを抽出している。

サンプル数：21件

うち、負担金補助及び交付金：11件

旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料：10件

※高知市二段階移住プロモーション業務委託は別途実施

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
負担金補助 及び交付金	交付金	令和6年 9月9日	4,000,000	高知市地方創生移住支援金
負担金補助 及び交付金	交付金	令和6年 5月21日	2,000,000	高知市地方創生移住支援金
負担金補助 及び交付金	交付金	令和6年 6月25日	2,000,000	高知市地方創生移住支援金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 5月31日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 6月12日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 6月12日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和7年 3月24日	195,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 7月11日	150,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 11月18日	150,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
負担金補助 及び交付金	補助金	令和7年 4月16日	550,000	高知市地域おこし協力隊員家賃等 補助金交付決定について
負担金補助 及び交付金	負担金	令和6年 6月28日	1,000,000	令和6年度一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンター会費
旅費	普通旅 費	令和6年 7月26日	184,200	6/29～7/1 東京都 高知暮 らしフェア 2024 夏への出展
需用費	消耗品 費	令和7年 3月19日	1,490,720	高知市こうちらいふ体験滞在拠点 「いっく」電気製品
需用費	消耗品 費	令和7年 3月12日	303,600	高知市こうちらいふ体験滞在拠点 「いっく」ダイニングテーブルセ ット
需用費	建物修 繕料	令和7年 1月8日	275,000	高知市こうちらいふ体験滞在拠点 「いっく」空調機器及び温水洗浄 便座移設業務
需用費	印刷製 本費	令和7年 2月28日	167,200	こうちらいふ PR クリアファイル
委託料	広告料	令和7年 2月26日	440,000	「るるぶ FREE 高知 2025年1月 号」への広告掲載及び契約締結に ついて
委託料	広告料	令和7年 1月31日	110,000	「JOIN 移住・交流&地域おこしフ ェア 2024」スペシャル PR プラン の申込料（12/7～12/8）
委託料	広告料	令和6年1 2月24日	99,000	高知新聞社求人情報「Qbo」広告 掲載業務について

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
使用料及び 賃借料	使用料 及び賃 借料	令和7年 1月31日	264,000	「JOIN 移住・交流&地域おこしフ ェア 2024」ブース出展に係る使用 料（12/7～12/8）
使用料及び 賃借料	使用料 及び賃 借料	令和6年 10月24日	121,000	「第20回ふるさと回帰フェア 2024」への出展について

いずれのサンプルにおいても、運用との齟齬は発見されなかった。

地域活性推進費

概要（略）

（2）移住・定住促進課の歳入

概要（略）

【監査の結果及び意見】

歳入に関しては、令和6年度は2項目とシンプルになっており、いずれも歳出に紐づいていた。

地方創生移住支援事業費負担金は、移住・定住促進課のみで決まるものではなく、市全体の歳入の按分である。また、「いっく」居住者からの使用料は、移住・定住促進課の独自管理である。そのため、入金までのプロセスヒアリングと明細から抽出したサンプルに関する証憑の確認を行った。書面及びシステム上の処理が適切に処理されていることを確認した。

（サンプル対象）

執行日：令和6年9月24日 金額：36,657円

内容：こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」2号室利用料金 令和6年
10月2日～令和6年12月1日分

なお、回収リスクに関するヒアリングを実施したが、本監査の実施時点までにおいて、過去滞納となった記録はないとのことであった。

（3）移住・定住促進課の予算の執行事務に関して

（1）（2）のとおり、移住・定住促進課の財務事務の執行において、歳入及び歳出の各科目のプロセス及び具体的な関連書類をサンプルベースで確認したが、運営との不一致は発見されず、実務上の問題点はなかった。具体的な移住・定住促進施策の有効性、経済性、効率性に関しては、各論において個別に後述する。

3 移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート

概要（略）

- (1) 地域おこし協力隊に対するヒアリング（略）
- (2) 移住者交流会参加者に対するアンケート（略）
- (3) よさこい移住者に対するアンケート（略）
- (4) お試し移住施設「いっく」利用者に対するアンケート（略）

【監査の結果及び意見】

上述のとおり、本監査では4種のヒアリング及びアンケートを実施した。

- ・地域おこし協力隊に対するヒアリング 6名
- ・移住者交流会参加者に対するアンケート 9名
- ・よさこい移住者に対するアンケート 6名
- ・お試し移住施設「いっく」利用者に対するアンケート 12名

実施に当たっては、対象者の方の協力と所管課による協力がなければ成立しないものであり、貴重な情報である。統計上は母集団が少ないととらえられるかもしれないが、いずれの回答も市の移住・定住促進施策の今後を検討する上で重要な情報である。そのため、本監査に限らず、今後の判断材料及び定期的な情報の収集の事例として活用していただきたい。

【意見】 定期アンケートの実施又は項目の追加

現状、移住後の情報収集は、移住して2年経過した方に対して行っているアンケートのみであり、その回収数も少ない。本監査において実施したヒアリング及びアンケートの対象及び項目を参考に、移住者に対して移住後半年から1年程度のタイミングでヒアリング及びアンケートを実施し、移住者の観点からの市の魅力、不満点を把握し、その結果に基づいて施策の見直し、新規の施策検討につなげることが望まれる。

また、今回のヒアリング及びアンケートの結果から読み取れる部分として、パートごとに確認を行った。

・ 動機と経緯

動機としては、自然の豊かさ、食文化、人柄が多く、これらが高知市の長所であることは自明である。また、「よさこい祭り」という独特の祭典があり、この点を移住に当たって推進することとの不整合はなかった。

移住に当たっての不安要素として仕事、住居、環境の選択では、総合的には、仕事 10、住居 6、環境 12 と環境が最も多かった。環境として、地域住民及び移住者同士が交流できる場の提供の重要性がうかがえる。一方で住居に関しては、地域おこし協力隊のヒアリングにもあったが、比較的心配する声は多くなかった。

・ 行政の支援

行政の対応として、市及び相談窓口には中立的な意見が多く、フォローの有無には否定的な回答が多かった。加えて、定住施策に関する認知度及び利用度は低いと言わざるをえない結果であった。

情報発信に関しては、いずれのアンケートでも半数以上の活用がみられたため、移住者の情報源として一定機能していることが確認できた。

【意見】 行政によるフォローについて

公的機関への生活及び仕事面へのフォローの要望が多い一方で、実感しているとの回答は少なかった。過度に移住者及び移住検討者をもてなす必要はないものの、行政への期待に対して満足度が低いことは事実であ

る。当該事実に対して、「フォロー」として情報発信と連動した施策の強調、ニーズの情報収集を強化することが望まれる。

【意見】定住支援施策の利用度の低さ

アンケートの結果、定住施策に関して利用されていない回答が多かった。後述するが、そもそも「移住者」に特定した施策は「移住者交流会」しかなく、その他の施策は高知市民として必要となった場合に機能するものである。そのため、移住者が使用していない結果は不自然ではないが、「移住」というバックグラウンドに着目した定住支援策が「移住者交流会」を除いて、実質的にない点に関しては検討が望まれる。

・生活面、定着度

生活面では、良かった点に動機でも挙げられていた自然の豊かさ及び食文化が多かったため、高知市の長所を改めて補強する根拠になっている。困った点には、郊外へのアクセス、県外へのアクセスといった交通面及び防災関連が多かった。この点は、移住に限らず重要な課題であるため、本監査での詳細なコメントは控えるが、移住を阻害する要因になっていることの認識自体は重要であるといえる。

「移住者交流会」に関しては、認知度は少なくないが、参加者自体は多くない状況にあった。アンケートにおいて役立つものであるとの回答が多かったことから、重要な役割を担っているといえる。

一方で「地域移住サポーター」に関しては、ヒアリング及びアンケートのいずれにおいても認知度及び活用率は低かった。制度は県のものであることから本監査の対象ではないが、市は定住支援策として掲げている。「土佐山地域」「重倉・久礼野地区」「秦・七ツ淵地区」といった市街地以外のみに所在しているため、アンケート対象者のほとんどが市街地に居住し

ていることを念頭に置くと、アンケート結果に違和感はないが、重要な役割を担っている制度として、有効な活用策の検討が望まれる。

また、「高知に根を下ろした」と感じるかどうかという感覚的な項目をあえて入れたが、その結果としては、Yes 7、どちらともいえない 5、No 3（移住者交流会、よさこい移住者アンケートのみ）と Yes が多いものの、それ以外の回答も少なくはなかった。移住から定住に移行させていくことの難しさがこの結果からうかがえる。移住者が高知市をふるさとと感じてもらえるようにすることは、市の定住支援施策の検討においても外せない課題であるといえる。

・就労・生計面

仕事及び収入の満足度では、満足 4、どちらともいえない 7、不満 1（移住者交流会、よさこい移住アンケート）と中立的な結果となっていた。一方で仕事選びの際に重視するポイントはワークライフバランスが圧倒的に多かった。移住候補者に対するアンケート結果も同じ傾向にあったことから、移住促進における就労において、ワークライフバランスに対する要望にどこまで答えられるかは重要といえる。

また、就労への苦勞に関しては否定的な意見が多く、市の就労支援及び UI サポートセンターの利用度は多くないとの回答結果となっている。

【意見】 就労支援におけるワークライフバランス

移住者の就労支援に関するニーズとして、ワークライフバランスが重要であるが、この点に関する特段のアプローチはされていない。仕事探しにおいて、様々な要件があり、「ワークライフバランス」の捉え方も一様とはいえないが、その中でも「ワークライフバランス」を求める移住者にマ

ッチするような候補を事前に用意し、素早く答えられるような体制をUIサポートセンターと連携して構築することに関して検討が望まれる。

・今後について

「引き続き高知に住みたいか」の質問への回答はYes 10、どちらともいえない5、No 0（移住者交流会、よさこい移住アンケート）と、好意的な回答が多かった。移住者自身が選択して決めた住居地であり、現在も居住していることから、市を好ましく思うのは当然であるが、同じような思いを抱く移住者が増加していくことが望まれる。

好意的な回答をしつつも、移住関係、防災関係、子育て関係の細やかな意見が出ているため、本監査のアンケート結果を貴重な意見として施策検討に役立てていただきたい。また、移住候補者のコメントも同じく貴重であり、1次産業の活性化、子育て関連の情報発信といった部分については検討されたい。

4 移住促進施策の実施状況

概要（略）

（１）情報発信

① 移住相談会等の実施

概要（略）

【監査の結果及び意見】

令和7年11月に総務省が公表している「令和6年度における移住相談に関する調査結果」によると、全国的に移住相談件数は増加傾向にあり、令和6年度における移住相談件数は過去最多の433,810件となっている。また、令和3年度以降、コロナ渦による影響が緩和されていくにしたがって、相談件数に占めるイベントの割合が増加してきていることから今後もこの傾向が継続すると想定される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(件)	315,744	291,082	323,931	370,332	408,435	433,810
内、相談窓口(件)	242,118	262,206	285,448	305,056	329,776	336,034
内、イベント(件)	73,626	28,876	38,483	65,276	78,659	97,776
相談窓口割合(%)	76.7%	90.1%	88.1%	82.4%	80.7%	77.5%
イベント割合(%)	23.3%	9.9%	11.9%	17.6%	19.3%	22.5%
増加率:						
相談件数(件)	+5.9%	▲7.8%	+11.3%	+14.3%	+10.3%	+6.2%
内、相談窓口(件)	+9.1%	+8.3%	+8.9%	+6.9%	+8.1%	+1.9%
内、イベント(件)	▲3.4%	▲60.8%	+33.3%	+69.6%	+20.5%	+24.3%

※移住相談窓口による相談件数は、面談のほか、電話やメール等での相談を含む。

総務省「令和6年度における移住相談に関する調査結果」より監査人作成

高知市単体において、前述の「県外在住者からの新規相談件数」に占めるイベントの割合は他の相談経路と比較して高い傾向にあり、直近では過半数を占めていることから、全国的な傾向と一致している。

加えて、一般的に1度の移住相談会への参加で移住を決断する参加者は少ないことから、人口の集中する都市部においての開催が多い移住相談会への出展を通じて、移住検討者との接点増加を図ることは理にかなっているといえる。

以上、令和6年度において、移住相談件数が過去最多を記録しており、移住相談件数に占めるイベントの割合が全国及び高知市において同様に増加傾向にある点を踏まえると、人口密集地である都市部での開催が多い移住相談会への出展には有効性があり、実施増加は合理的であると考えられる。

一方で、市の相談会に関する予算金額は年々減少傾向にある。相談会の実施回数を維持又は増加させつつ、予算金額を減少させることには限界があり、今後も予算の減少が継続する場合には、相談会の実施回数の減少が見込まれる。移住を検討している者のうち、1度の移住相談会への参加で移住を決断する参加者は少ないことから、実施回数の減少が移住者の減少要因となることが想定される。また、経済性、効率性の観点については、移住の決定を特定の出展イベントに紐づけすることができないため、実施した相談会から総合的に検討する必要がある。この点、経済性及び効率性を高めていくため、来場者が多いイベントと高知に興味を持っている層へのピンポイントのイベントのどちらを優先するかは実績を踏まえて慎重に判断する必要がある。

なお、イベントの中で「高知暮らしフェア」のような高知県の他の市町村との共同出展によるイベントについては、県の中核都市である高知市の

出展は避けられない状況にあり、経済性、効率性の観点のみでの要否判定はできないものがあることも考慮しなければならない。

【意見】 相談会開催における慎重な選定

将来的に相談会実施の予算を減少させることは、全国的な傾向から、移住者の減少につながる要因となりうるため、出展するイベントの選定、効率的な支出の方法、他の自治体との連携、市の施策と組み合わせた実施といった観点から慎重に検討されることが望まれる。

② インターネット等を活用した戦略的な情報発信

概要（略）

【監査の結果及び意見】

直近3年間のインターネット等を活用した情報発信に関する歳出は年々減少傾向にある。なお、二段階移住プロモーションについては（5）広域での連携①二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏）にて後述する。

一方で、市における県外からの新規相談件数及び移住者数は、以下のとおり増加傾向にある。

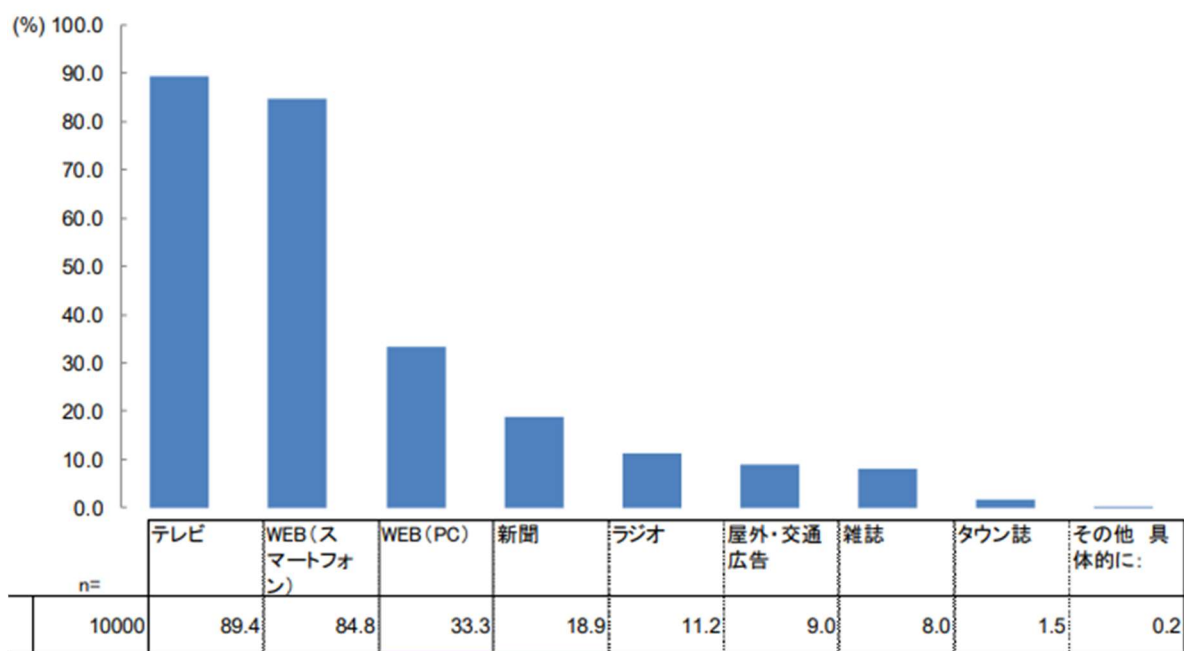
内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県外在住者新規相談件数(件)	395	423	514
移住者数(人)	540	715	753

移住を検討している層は、移住した際のイメージを固めていく過程において、移住の検討期間に渡って複数の情報源を検索・閲覧することが通常想定される。検索・閲覧のきっかけとなる事由は様々あるが、先述の相談会を例に挙げるならば、その前後のいずれにおいてもきっかけになりうる。

インターネット等を活用した情報発信は、きっかけのあった移住検討者に情報を提供することになり、移住検討者はそこから得た情報から自身の希望との合致や懸念の払しょくをしていくことになる。そのため、インターネット等を活用した情報発信が移住促進のために有効であることはいうまでもない。

また、情報発信の手段に関しては、内閣官房が令和2年に実施している「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」問16「あなたが日常の生活でよく見たり、聞いたりするメディアを3つまでお答えください。」では、テレビに次いでWEB(スマートフォン)の割合が高い結果となっている。

3-23 日常接触メディア



内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」より

市がWEBを活用した情報発信を進めている方向性に違和感はない。

上記より、インターネット等を活用した情報発信は移住を検討している層に有効であり、近年の情報化社会において、移住を検討するための情報がインターネット上で開示されていない場合には検討対象から外されて

しまう可能性があるため、必要不可欠ともいえる。また、経済性、効率性の観点からは、特段大きな支出が執行されていないため、特段の問題は見受けられない。

実際の運用面において、Facebook「こうちらいふ」の最終投稿日が2024年5月1日、Facebook「こうち二段階移住」の最終投稿日が2025年3月13日となっており、情報発信手段として利用されていないように見受けられた。閲覧をした移住検討層に対して、移住施策に取り組んでいない印象を与えかねないため、この点に関しては改善対応が必要と考えられる。

【意見】 SNS等の運用における管理体制

今後の利用予定が無いツールに関しては、プロフィール欄や固定投稿にて「情報更新を停止している」旨を明記のうえ、ダイレクトメッセージを受け付けない設定を行うことや、アカウントの非公開及び削除をする等の管理を行う体制を整えることが望ましい。

③ 移住・定住情報「暮らすにぼっちり通信」の定期発行

概要（略）

【監査の結果及び意見】

「暮らすにぼっちり通信」は、移住を検討している層にはもちろんのこと、市の移住者に対しても情報を発信しているコンテンツである。この点は、後述する定住につながる要素として重要であるといえる。また、閲覧に関しては、本監査において実施したアンケートの回答として、「暮らすにぼっちり通信」を閲覧している方の数が以下となっていた。

- ・よさこい移住者：6名中4名
- ・お試し滞在施設「いっく」利用者：6名中5名

上記に加えて、令和7年8月23日に実施された移住者交流会参加者では9名中5名の方が閲覧していた。「暮らすにぼっち通信」が移住を検討している層及び移住者の情報源の1つとなっていることが客観的に捉えられるため、有効性があると考えられる。また、作成にあたって特段の歳出が発生していないことから、経済性、効率性のある施策といえる。

④ ふるさと納税者へのPR

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は「外商支援課ふるさと納税推進室」との協業によるものである。「移住・定住促進課」としての予算執行はなく、内容としてはダイレクトメールの中に、「移住」に関連する項目を記載してもらっている程度のため、移住促進施策といえるほどではない。

一方で、一般的にふるさと納税実施者は当該地域に一定の関心を有している「関係人口」と位置付けられることがある。高知市に魅力を感じてふるさと納税をする層はもちろんのこと、市のふるさと納税品に興味があつてふるさと納税をした層に対しても、「関係人口」としての親和性は高く、移住定住促進施策と相性は良いと考えられる。

本施策を移住促進施策の1つとして位置付けることに関して、現状の実施内容に有効性があるとはいえないが、「関係人口」として積極的に関与をする動線として非常に重要であり、今後の移住促進施策の検討に当たって、取扱いを検討することが望まれる。

【意見】 移住促進施策としての位置付け

現状の内容では、移住支援施策として有効に機能しているとはいえない。今後、「関係人口」と関連して移住支援施策を検討していく中で、ふるさと納税者に対するアプローチを検討することが望まれる。

⑤ Uターンに関する PR

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、間接的にUターンを誘引する施策であり、その効果の確認は非常に難しい。

しかしながら、Uターン者の増加に当たって、親族からの積極的な受け入れが効果的であることはいうまでもない。施策の内容自体の効果は市の広報誌の一部のみであるため、影響力に疑義があるが、他の促進施策にはない層へのアプローチであり、その有効性がないとはいえない。また、歳出を伴っていないことから、経済性、効率性に問題はない。

（2）移住体験・お試し滞在の充実

① 移住ガイドツアー等の実施

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本ガイドツアーは、移住検討の初期段階において実施されることが一般的とのことであった。移住検討者が、実際に現地に赴き、相談会における説明や情報発信の内容のみでは分からない空気感を味わい、実際に移住した際のイメージをより固めてもらうための重要な施策である。ガイドツアーは、お試し滞在施設の利用でも利用可能であり、居住生活と併せて仮移住を堪能することができる。ガイドツアーを通じて、希望者の移住に対する悩みや不安を対面にて直接的に解消若しくは軽減することも期待でき、

移住促進としての役割は重要であり、有効性はあるといえる。

また、本施策個別の歳出はなく、実質は主に市職員の人件費となっている。経済性、効率性の観点からは、オーダーメイド形式ではなく、大人数に対して、決まったツアープランを組むことも想定されるが、年間十数件程度となっている状況で、希望者の意向に沿わないツアーは逆効果になりうることを考えると、現状の施策における経済性、効率性は一定あるものと考えられる。

② お試し滞在施設の運営

概要（略）

こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」

概要（略）

【監査の結果及び意見】

お試し滞在施設は、他自治体でも多く採用されている移住促進施策である。先述のガイドツアーと併せて、市の生活を体験し、移住後のイメージを固めてもらう上で重要な施策である。本滞在施設は、市の中心部に位置しており、高知市への移住体験をすることができ、また県内の他市町村へのアクセスもしやすいため、機能性は高いといえる。

直近3年間の利用世帯数に対する、県内への移住者数は平均して36.6%であり、過年度累計60組の利用世帯数に対しては26組（43.3%）が県内へ移住している。利用者の3分の1以上が移住していることから、客観的にも効果が出ている。なお、参考までに、同様にお試し住宅制度を運用している北海道上士幌町の平成28年度におけるお試し住宅利用者の移住割合は29.7%であったが、これを上回っている。同町は平成17年よりお試し住宅の運用を開始し、平成28年度において、8棟のお試し住宅を保有、累計1,000人以上の受け入れを行っている自治体である。

以上より、施策の効果としても有効性があるものといえる。

また、令和4年度から6年度の各年度の歳出と歳入は、臨時的な要因を除いておおむね同額となっている。臨時的な要因の理由も、利用希望者の増加に伴って、戸数を増加させたことに起因していることから、将来の効果に見合う投資といえ、経済性、効率性に問題はないといえる。

上記の他、戸数を増加したことに伴って、すべての使用条件を同一とするかについて検討の余地があると考えられる。戸数増加の理由は、利用希望者の増加である。すなわち、利用者の滞在利用者の期間が長くなる程、機会損失が生じる可能性がある。本滞在施設が、県職員住宅の一部を借用している都合上、増加数には限度があることから、その効率的な利用の検討は必至である。

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が2019年度に実施した「移住体験施設実態調査」の調査研究報告書によると、移住体験施設利用者の平均滞在日数を「1か月未満」と回答した自治体が全体の68.8%を占める結果となっている。

平均滞在日数	回答数	割合
1週間未満	127	26.8%
1週間以上2週間未満	82	17.3%
2週間以上1か月未満	117	24.7%
1か月以上半年未満	106	22.4%
半年以上	26	5.5%
不明	15	3.2%
計	473	100.0%

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査
調査研究報告書」より監査人作成

一方で、「いっく」利用者の移住実績からは滞在期間が「3か月以上」の割合が大きくなっており、移住・定住促進課としては6か月～1年の長期滞在への需要が大きいとの認識をしている。

さらに、上述の北海道上士幌町の事例によると、「北海道十勝・上士幌町移住促進サイト」に掲載されている10軒のお試し住宅を、短期滞在用（1週間以上～1か月程度）と中長期滞在用（1か月以上～1年程度）に5軒ずつ割り当てていることが確認できる。

上記より、短期滞在用として数戸設けることによって、機会損失となってしまう層を減らすことができる可能性がある。戸数の増加直後のため利用実績がないこと、条件を分けて募集することによって管理工数及び負担が生じることから、慎重に検討することが望まれる。

【意見】短期滞在用の追加の検討

8戸のうち、一部の部屋の滞在可能期間上限を「短期滞在用」として設定することによって、移住実績の向上に結び付く可能性があるため、実績を踏まえて検討されることが望まれる。

中山間地域暮らし体験滞在施設「しいの木」

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施設は「いっく」と同様に移住者のお試し滞在施設であるが、「いっく」と異なり、中山間部に位置していることから、いわゆる「田舎暮らし」を体験したいという希望者の需要のために用意されている。その意味では、内容自体は有効であるといえる。

本施設の所管課は、鏡地域を管轄している「鏡地域振興課」となっているが、上表のとおり、直近3年間の年間稼働率は非常に低く、歳入に対し

て歳出が大幅に超過しており、かつ移住者実績も乏しい状況にある。原因として、そもそも高知市への移住希望者は市街地への移住希望している層が多く、「田舎暮らし」を希望している層が少ないことにある。「田舎暮らし」を希望している層は、県内の他市町村に直接赴くから、「二段階移住」制度を活用して「いっく」を利用しているケースが多い。

そのため、施設の意義は理解できるが、お試し滞在施設としての役割を十全に果たせているとはいえず、有効性、経済性、効率性のいずれからも問題があると考えられる。

今後も本施設をお試し滞在施設として活用するのであれば、その利用実績を向上し、財務的負担を減らす施策を検討すべきである。そのため、「鏡地域振興課」と「移住・定住促進課」が連携して取り組む必要性がある。

【意見】 「しいの木」の活用方法の検討

「しいの木」に関して、利用実績の低さ、財務負担の大きさから、お試し滞在施設としての役割を改めて検討すべきである。総論に記載のとおり、中山間地域への移住施策が明確になっていない点から、今後もお試し滞在施設として活用するのであれば、他施策との連携、PRの強化等が急務である。また、お試し滞在施設としての活用が難しい場合には、外部団体等への貸付・売払等といった歳出超過の解消に関する取組を含めて、「鏡地域振興課」と「移住・定住促進課」が連携して検討すべきである。

(3) UIJ ターンの推進

- ① 企業就職者への支援
- ② 三世代同居等Uターン支援
- ③ 孫ターン支援
- ④ 若者支援

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、UI 孫ターンに該当し、各種要件を満たした場合に移住・定住に関連する経費に対する補助金を支給するものである。補助対象経費は、引っ越し費用、賃借のための仲介手数料、賃借料の一部等であり、移住者の実質的な金銭的負担を緩和する効果がある。ターゲットとしている関東都市圏からの引っ越し費用が決して安価ではないことから、本施策の存在は重要であり、施策内容の有効性はあると考えられる。また、その支給実績に関しては、直近の令和6年度は3,699千円の支給がされており、本施策の利用が見受けられる。令和7年度においてもすでに多数の申請が行われているとの報告を受けており、移住者の増加と併せて本施策の有効活用がされていることがうかがえる。

加えて、条件等の詳細は異なるものの、他の自治体の多くが類似の制度を導入していることから、有効性があると考えられる。他の自治体における補助金の例について後述する。

経済性、効率性に関しては、令和6年度より開始したUI 孫ターン支援事業費補助金は、「若者加算部分」を除いて「高知県人口減少対策総合交付金」にて全額が賄われており、市単独で施策を実施するより少ない負担で、移住者の初期費用負担軽減に寄与することができている。そのため、本施策は経済性、効率性の観点において問題ないといえる。

【他市町村の事例】

概要（略）

⑤ 地方創生移住支援事業

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、先述の UI 孫ターンの補助金と併せて移住支援施策において歳出金額が特に大きい主要な施策である。国の施策である地方創生に則って、施策の設計、実施がされており、令和7年3月末に国が公表している地方創生移住支援事業の令和6年度における交付実績によると、東京都・神奈川県・大阪府を除く全ての道県において支給実績が確認できる。また、同様に国が令和7年4月1日に公表している「令和7年度「地方創生移住支援事業」実施都道府県・連携市町村一覧」では、高知県内の全ての市町村の本施策の実施を確認できる。そのため、施策内容自体の有効性に疑義はない。支給実績は過去3年で十数件あり、金額は予算上限まで支給されていることから、利用面における有効性もあると考えられる。

また、市の負担は「支給額の1/4」までとなっていることから、経済性、効率性もあると考えられる。

本施策は、支給金額が大きく、返還要件が付されていることから、債権管理、債権回収の観点に留意が必要であると考えられる。「高知県地方創生移住支援事業等実施要領第5_(2)移住支援金の返還_ウ 債権の管理」において、当該移住支援金の債権管理は「移住支援金を支給した市町村」が行う旨が定められていることから、支給済み補助金が返還要件に抵触した場合の回収リスクは市が負っている。

令和7年度において、返還要件に該当するケースが2件発生しており、いずれも全額回収済みとなっているものの、今支給件数が増加傾向にあることから、返還要件に該当するケースの増加が想定される。返還を受けた2件に関しては、いずれも受給者からの自主申告によるものとなっており、

市が先行して把握していたものではない。

市の返還要件に関する運用体制としては、現況届を受給者から年1回提出してもらい、要件への抵触の有無を確認することを予定している。しかしながら、返還要件に抵触するということは、すでに市から移転していることと同義であり、直接的なコミュニケーションがとりづらい状況となることから、債権回収の滞留が生じた場合の負担が懸念される。加えて、現況届を提出した直後に転出する場合は、意図的か否かにかかわらず生じうるため、現況届のみでの適時の確認は難しい。公金という性質から、回収に当たってはマイナンバー等を活用することによって後追いが難しいわけではないと考えられるものの、回収に係るコストが問題であり、弁護士等の費用の他、そもそも移住促進として実働すべき人員が、移住につながる回収作業に追われること自体が損失であるといえる。

上記より、支給時における返還義務の説明徹底はもちろんのこと、例えば、転出データへのフラグ付け等のシステムの対応、支給方法として分割・後払いを採用することが考えられる。

本施策の趣旨から考えると、移住時における様々な費用負担の補填として、補助金が当てられると想定されるため、移住時に一括支給されることが受給者にとって好ましいことはいうまでもない。分割・後払いの採用によって、市としては、一定の返還・回収に係るリスクを低減できるメリットがあるが、受給者にとっては通常不利に働くと考えられる。しかしながら、補助金の支給方法の違いで移住をやめることや他の自治体に流れていくことは、通常のケースであれば想定しづらく、そのような移住者はかえって返還義務に抵触する可能性も高い。また、「移住」だけでなく「定住」まで考えるのであれば、分割によって、定住のインセンティブが高まり、移住してきてよかったと実感できる回数が増えることも考えられる。そもそも移住時の負担を軽減することは他の補助金でも手当されており、本

支援金のみで充足する必要性もない。

地方創生移住支援事業は 2019 年から全国的に始まり、2022 年に不正受給等の問題から現況把握の実施について言及されている。直近では、支給から 5 年を経過する受給者が増加しており、返還要件への抵触確認と回収管理が今後本格的に問題となりうるため、上述の例を含め、他自治体の対応を参考にしながら、コストのかからない管理体制を構築することが望まれる。

【意見】 移住支援金の返還確認と回収管理体制

本支援金について、返還要件に抵触するケースへの対応強化が望まれる。抵触の把握方法を多角的に用意するとともに、回収コストを要する場合の想定、体制整備、分割・後払い等による事前の対応等の検討が望まれる。

⑥ よさこい移住プロジェクト

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、市の代表的な祭りである「よさこい祭り」と移住を結び付けたものである。令和 7 年 8 月に開催された「よさこい祭り」は参加チーム 190 チーム、参加者数約 1 万 8 千人と規模が大きく、うち 69 チームが県外からの参加と、県外との交流が盛んにおこなわれる点に特徴がある。県外チームには大学生のチームも多く、若年層がいること、県内チームでも県外に住んでいる親族が一時的に U ターンして参加することから、よさこい祭りの参加者層が移住のメインターゲット層と合致している。そのため、「よさこい祭り」と「移住」の組合せには合理性があると考えられる。しかしながら、「移住」には、仕事・暮らし・住まいの要素が優先され、「よさこい祭り」のみを理由に「移住」を決意する人数を増やすことは難しい

と考えられる。施策設計として、「よさこい祭り」への参加と「移住」への誘因を金銭的な施策によって、結びつけることは、他の移住促進施策と「よさこい祭り」の参加者それぞれの観点からバランスを考慮しなければならない。そのため、現状の実施内容はボランティアに近いPR実施にとどまっているが、「高知市よさこい移住応援隊」の力強い努力によって当該施策が推し進められている。本施策を「移住」に直接結びつけることは難しい側面があるが、「関係人口」「二地域居住」の観点からは、親和性が高いと考えられるため、今後の施策検討において重要な要素を有していると考えられる。

また、類似施策の調査を行ったところ、地域の伝統行事を絡めた取組として、青森県弘前市が2022年より実施している関係人口創出プログラム「Entre!ねふたコース」(2025年5月時点弘前移住情報サイト)や、全国阿波踊り「連」関係人口化事業「TOKUSHIMA-RENプロジェクト」(2020年1月時点総務省HP)といった取組はあったものの、明確に「移住促進制度」として位置付けている他の自治体は見受けられなかった。

以上より、施策の内容として独自性があり、移住に近い部分での親和性があり、今後の市の施策検討に当たって有益であるとの観点から、有効性はあると考えられる。

歳出に関しては、過去3年間で金額は大きくなく、減少傾向となっており、特にイベント出展に関連する歳出の減少が顕著となっている。令和5年度より開始したよさこい移住記念品贈呈企画によって歳出が生じているが、よさこい移住者として令和5年度において18名、令和6年度において17名が把握できており、移住者の増加につながっている。そのため、経済性、効率性の観点からも問題はないと考えられる。

株式会社四銀地域経済研究所が実施した2023年「第70回よさこい祭り」に関する調査によると、「よさこい祭り」の経済波及効果は79億1,816万円と推計され、同年に徳島市において実施された「阿波踊り」の経済波及効果24億9,340万円(徳島市公表)の約3倍以上の経済波及効果を有していると報告されている。市にとって、「よさこい祭り」が貴重な観光資源であることは、経済的な効果からも明らかであり、市は令和6年度当初予算では、移住定住施策の枠組み外の予算において、「よさこい祭り補助」として14,000千円が計上されている他、中心市街地活性化計画推進事業の一環として、「高知よさこい情報交流館運営事業」として36,629千円が計上されているなど、「よさこい祭り」を多面的に支援している。一方で、市が公表している「令和6年度～令和10年度観光振興計画」によると、「よさこい祭り」の運営にあたって「競演場・演舞場での人材や運営費の不足」といった課題が継続的に存在していることが確認できる。

移住促進施策における「よさこい移住」の予算は決して多くはないが、「関係人口創出」「二拠点居住」等を進めることによって「よさこい祭り」の担い手確保や運営費不足の課題の解消につながる可能性があり、相互補完的な観点から、観光と移住の連携の強化が望まれる。

【意見】 「関係人口」「二拠点居住」等の観点からの検討

重要な観光資源である「よさこい祭り」に関して、観光施策や産業施策等と連携の上、移住促進施策として改めて設計を検討するとともに、「関係人口創出」「二拠点居住」といった新しい要素と組み合わせて実施を進められる体制の検討が望まれる。

⑦ 地域おこし協力隊制度

概要（略）

【監査の結果及び意見】

国が公表している報告書である「地域おこし協力隊の隊員数等について」によると、令和6年度の地域おこし協力隊の導入自治体及び隊員数は増加傾向にあり、導入自治体は前年度から12団体増の1,176団体(受入可能自治体1,461団体の約80%)、隊員数は前年度から710名増の7,910名となっている。都道府県別の内訳を確認すると、全都道府県が本制度を導入しており、隊員数が最も多い北海道で1,307名、次いで長野県が545名となっている。高知県は全国で7番目に多い289名となっている。

また、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間に任期が終了した隊員8,034名の内、約68.9%にあたる5,539名が同じ地域に定住している。

以上、本制度の導入自治体が多数を占め、導入自治体数及び隊員数は年々増加傾向にある点や、任期終了後の隊員の約7割が定住している点を踏まえると、本制度の導入は有効性があると考えられる。

また、本制度は国の特別交付税が主な財源となっているため、市の負担を小さくしながら、多種多様なバックグラウンドを持った移住者を雇用できる点で経済性のある施策であるといえる。

加えて、市独自の取組として、「採用後のミスマッチ」を防ぐことを目的に外部委託業者と連携の上、採用選考の過程において「お試し体験プログラム」への参加を必須とし、着任後の定住率向上を図っている点において、協力隊制度導入による施策の有効性向上に寄与していると考えられる。

地域おこし協力隊員の任期は、都道府県自治体における正職員や会計年度任用職員とは異なり、上限が3年間となっている。そのため、隊員は着任当初より「任期満了後の仕事の確保」という課題を抱えており、本課題の払拭が任期満了後の定住に大きく関わっている。市は令和4年度に協力隊制度を導入したばかりであり、令和6年度末時点において任期満了者が

2名と少ないものの、そのうち2名が「地域プロジェクトマネージャー」に就任し、引き続き市の業務にあたるなど、現段階では施策導入による移住・定住促進施策としての有効性がうかがえる。

また、市は、隊員に対して採用時点から様々な情報提供をすることにより、卒業後のなりわいを着任当初から意識してもらえるよう支援している。市としては、隊員の卒業後の仕事を行政が主体的に決めるものではなく、隊員の意思に基づき定住につながるような体制を講じていくとのスタンスに基づいて支援に取り組んでいる。このような現状の市の支援体制、スタンスに対しても違和感はない。

しかしながら、本監査において実施した地域おこし協力隊員に対するヒアリングにおいて、卒業後の仕事の確保に一定の不安を感じている隊員が殆どであったのも事実である。現職の協力隊員が任期期間内に域内で仕事を確保し、任期満了後の定住につながれば、以後着任する隊員の定住、移住検討者の決断の後押しとなり、移住・定住促進施策としての有効性が向上すると考えられるため、市として今後増加するであろう地域おこし協力隊員に対する支援の継続と卒業後の定着のための体制強化が望まれる。

【意見】 地域おこし協力隊の定住フォロー

地域おこし協力隊員の定着は重要な課題であることから、今後の増員に対し、現状の支援を維持・強化し、卒業後に定着した元隊員との連携も活用する等、移住・定住促進としての側面を無駄にしないような工夫の検討が望まれる。

【他の自治体の事例】

概要（略）

⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本制度は地域おこし協力隊と同様、国の特別交付税が主な財源となっているため、市の負担を小さくしながら高度専門人材を雇用できる点で経済性のある施策である。

また総務省 HP によると、本制度は令和 6 年度において、104 市町村にて 114 名が採用されており、高知県内では 7 市町村が導入している。高知市は令和 7 年度より本制度の導入を開始しているため、過去実績がない状況であるが、既にプロジェクトマネージャー主導による移住促進施策の一環である「関係人口創出プロジェクト」における市の新たな取組として、「ふるさとワーキングホリデー」の運用が始まる等、重要なプロジェクトが始動していることから、移住・定住促進施策としての有効性が認められる。

さらに、地域おこし協力隊卒業者がプロジェクトマネージャーに就任しているため、地域おこし協力隊としての活動期間中に築いた人脈や知識、経験をプロジェクトマネージャーの業務に活かすことが出来る点において効率性を有していると考えられる他、現役協力隊員や市への移住検討者に対する相談役となり得る観点から移住促進施策全般の有効性向上にも寄与していると考えられる。

⑨ その他の移住に関連する支援

市は上記の他、「仕事」「住まい」「暮らし」の観点から様々な移住支援の取組を第 3 期計画に記載し、実施をしている。内容は「6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況」にて後述する。

(4) 関係人口の創出

① よさこいファンの拡大

「(3) ⑥よさこい移住プロジェクト」の記載内容を参照。

② 関係人口創出プロジェクト

概要（略）

【監査の結果及び意見】

総務省が運営する「ふるさとワーキングホリデーポータルサイト」によると、令和7年3月時点におけるふるさとワーキングホリデーの参加者は全国累計約5,900人、参加者の満足度は99%、再訪意向は97%、定住率は約2.9%(約169名)となっており、令和6年度における本制度実施自治体は66団体となっている。また本制度実施自治体は制度開始以後、増加傾向にあり、施策内容として、客観的に有効性があるといえる。

また、本施策の実施に当たっては、国からの特別交付税措置を受けることができるため、市の負担は少なく、市に関心のある県外在住者の訪問を促すことが出来ることから、経済性を有していると考えられる。

施策開始の初期段階であることから、今後の参加者のプログラム終了後の動向や受入先企業への影響等について効果検証が必要であると考えられる。しかしながら、現状において特段の目標値、KPIは設けられていない。

【他の自治体の事例】

概要（略）

【意見】 施策における KPI 設定

ふるさとワーキングホリデーを実施している他の自治体では、KPIを設定しているケースがある。例としては「目標参加者数」「再訪意向率」「参

加者満足度」「地域への関心度向上率」といった数値目標であり、関係人口創出が主であるものの、「移住」につなげる観点からも数値的な収集をすることは有意義である。他自治体における実施件数が多いことから、比較可能性もあり、プログラム内容や運営全般に関する改善の促進及び成果の把握のため、今後の KPI 設定の検討が望まれる。

【意見】ふるさとワーキングホリデーと他施策の連携

本施策の体験時における熱量や記憶を維持する機会を作り、一過性の参加者として終わらせないよう、高知との継続的な関与者を増加させていくことが本質にある。そのため、市に興味を持ってくれた参加者に「また訪れたい」「コミュニケーションを継続して取りたい」と思われるような施策になるよう他の施策との組合せ、工夫を行っていくことが望まれる。

(5) 広域での連携

① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、県全体で移住者を増加させるという構想のもと実施されている、他県には見られない特徴的な施策である。他自治体が同県内でも移住者を取り合う状況の中、市は積極的に同県内の他市町村への移住を促進する方針をとっている。施策内容は、高知市から別市町村への移住を促進しているものであるが、県全体への移住をサポートするために一旦高知市に移住してもらうという建付けがあるため、高知市への移住促進も担っていると見える。そのため、移住促進施策としての有効性はあるといえる。

しかしながら、本施策の実績数を示す「二段階移住パスポート」の発行部数は、直近3年間において伸び悩んでおり、令和6年度は発行部数の目

標値 58 部に対し実績 26 部と、達成率が 44.8%に留まっている。また、二段階移住の達成組数の実績は過去 3 年間で 3～5 件と多いとはいえない。

上記より、施策自体の有効性は認められるが、実績が伴っておらず、移住促進施策として有効に機能しているとは言い難い。

また、歳出面に関しては、二段階移住支援事業費に関する予算執行率が直近 2 年間で 30%を割っている状況にある。予算との乖離もさることながら、実績が伴っていない状況からは、経済性、効率性に疑義があるものと考えられる。

市はこの状況の主な原因を「認知不足」であるとして、改善策・対応方針に更なるプロモーション強化を挙げている。しかしながら、二段階移住特設サイトの全ページビュー数は過去 3 年間で増加しており、相談件数も同期間において微増している。よって、原因の本質は「認知不足」ではなく、制度の利便性の問題にある可能性がある。

本施策の補助対象経費は、引っ越し関連費用として引っ越し費用の他、1 か月分の賃料となっている。建物賃貸借契約を結ぶ場合の一般的な契約期間は 2 年間であり、契約期間内又は入居から一定期間を経ずに解約する場合は短期解約違約金が発生することが多い。比較的短期間のお試し滞在のために自ら不慣れな土地の賃貸物件を探し、賃貸借契約を締結し、生活に必要な家具家電等の調達を行うことは、実施に当たってそれなりの負担を要することが想定される。マンスリーマンションの賃貸が想定されているが、必ずしも合致する条件が見つかるとは限らない。

また、現状二段階移住のターゲット層は 20 歳代から 40 歳代とされているが、1 段階目としてお試し移住している高知市に 1 か月以上滞在するためには、時間的・経済的・家庭的な要因をクリアする必要があるため、対象となる母集団が大きいとはいえない。

このような状況下において、更なるプロモーションの維持・強化が、利用者数の増加につながることは疑義があり、ターゲット層に絞って利用しやすい補助内容を追加するといった検討が必要と考えられる。

【意見】二段階移住の補助内容の見直し

本施策の実績が減少傾向にあることから、移住促進施策として維持する場合、補助内容の見直し検討が望まれる。補助の柔軟性の観点から、例として、以下のような内容が考えられる。

- 一般的に敷金及び礼金が発生しないマンスリーマンションの利用を想定し、現状「1か月分以上」に限定している賃料補助を、1か月以内（例えば2週間）の場合にも適用できるようにする。
- 高知市周辺のホテル・旅館等の施設と連携し、連携先への滞在期間に応じた条件を設定のうえ滞在費の補助を行う。具体的には、1か月単位ではなく、宿泊日ベースでの補助をできるようにする。

二段階移住に係るコンテンツに関しては、上表に誘導先コンテンツ表示回数を記載しているが、毎月の誘導数として多いとはいえ、全体的に減少傾向が見受けられる。

各種サイトに係る Google アナリティクスレポートの抽出・分析・提出に関しては、毎年の随意契約としてホームページ保守・更新を委託している委託業者に対して依頼している。分析の切り口は様々あることから、全ての詳細情報を集計することは現実的ではなく、市が内部で検討した項目として主要なコンテンツ別、地域別、エンゲージメント率等を指定して分析・抽出の依頼をしている。また、随意契約とは別に、公募型プロポーザル方式で選定された二段階移住プロモーション業務において、新規のコンテンツを作成し、そのプロモーション効果を測定する上で Google アナリティ

クスレポート等の抽出・分析を選定業者が行っている。分析結果に関しては、最終の結果報告書において報告されているが、業務実施途中においても市と月1程度の定期的な打ち合わせを行い、誘導実績、傾向分析結果の共有と方向性の確認等が行われている。

そのため、誘導数自体は多いとはいえないものの、プロモーションによる新規コンテンツに関する誘導分析及び適時の共有はされており、その後の継続的なモニタリングも内部における検討に基づいて実施されているため、有効性、効率性、経済性に大きな問題はない。

「令和6年度高知市二段階移住プロモーション業務に関する公募型プロポーザル募集要領（以下、募集要領）」における提案時の提出書類に「業務工程表」及び「業務参考見積額」を挙げており、いずれも様式は自由とされている。

本監査において、令和6年度の提案者の各提出書類を確認したところ、様式の指定がないため、各事業者の定型フォーマットとなっていた。内容として不十分と判断されるほど簡易的なものはなかったものの、開始時期・納品時期のみが記載された簡易な「業務工程表」及び、業務仕様書に記載の業務内容に沿った、大まかな各種業務内容及び金額のみが記載された「業務参考見積書」が一部存在していた。

デジタル庁が令和7年3月に公表している「調達手続マニュアル（資料編）資料34 プロポーザル型企画競争マニュアル」_7. 企画競争実施のための調達手続_⑨ 価格（見積書）の妥当性の検証_（留意事項）によると、「企画競争の実施にあたり（中略）本来であれば、価格の積算をチェックして、積算が過大になっている部分について価格を下げさせることなど交渉により（中略）有利な価格での調達となるような制度や体制を構築すべきであるが、現行では、短期間での交渉やPJ担当者による正確な価格の算出ま

でを実現することは困難な場合が多いことが推測される。そのため、現状においては、企画提案を受ける際に詳細な見積書の提出を義務付け、作業内容、工数、単金等、その見積金額が、契約を締結するに当たり妥当か否かについて確認するまでが現実的な対応として考えられよう」とされている。

本施策の仕様書では、PR 内容まで明確に決められているわけではなく、実施にあたっては不透明、不明瞭な点が多く、柔軟に対応する場面が想定され、緻密な積算見積書との相性は良くない。しかしながら、様式をまったくの自由としてしまうと、最低限必要な情報の把握すらできない見積書を認めることとなってしまうため、自由形式に関しては一定の制約を設けることが望まれる。

【意見】二段階移住プロモーション業務委託の見積書様式

本施策の公募提出書類である業務参考見積書について、自由様式を前提としつつも、市として必要と認められる粒度での記載を要するものとし、適切に見積書の内容確認及び提案者間の比較ができるよう見積書の形式の検討が望まれる。

② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、高知市を含む4市で実施される施策である。近隣市で連携して施策を実施することによって、単独で施策するのに対して様々なメリットを享受することを意図していると考えられる。

具体的な実施内容は、主として移住体験ツアーである。4市のいずれか、又は複数に興味のある層が一举に4市のことを知ることができるという、参加者・4市いずれにもメリットがあるものと見受けられる。

移住体験ツアーは、過去3年にわたって各年1回開催されており、参加者はいずれも10名程度である。移住者の実績としては、令和4年度1名のみ把握されている。相談会の実績と同様に、本施策のみで移住を決定するものではないため、移住実績のみをもって有効性を把握すべきではないものの、そもそも実施回数、参加者数が多いとはいえない。目標値に関しては、移住者相談会の開催、移住体験ツアーの開催の回数に関しては設定されているものの、具体的な参加人数、参加者のうち、実際に移住に繋がった人数等の設定はされていない。具体的な目標値がなく、実績値の少なから移住促進施策として有効に機能しているとは考えられない。

歳出は、最低限での運用になっているように見受けられるが、「移住体験ツアー」は4市が連携して、前年度からイベントの日程調整、予算要求を行ったうえで、月1回程度の打ち合わせを経て実施されている。その工数を考慮すると、4市職員が割いた時間に対して効果があがっているようには見受けられない。そのため、経済的、効率的な観点からも疑義があるように見受けられる。

【意見】移住促進施策としての有効性

本施策の移住促進施策としての位置付けが不明瞭であり、目標値として、参加人数、実際に移住に繋がった参加者数等の設定もされていない。また、事務局を4市持ち回りでしていることから、主導的な立場で進めることも難しい。結果として、4市が他3市に気を使い実質的な施策とならない可能性を含んでいる。そのため、本施策の目的と目標値を明確にし、4市の

持ち回り運営の体制の見直しを含め、移住促進施策と機能するよう3市で認識のすり合わせを行うことが望まれる。

5 定住促進施策の実施状況

概要（略）

① 移住者交流会の開催

概要（略）

【監査の結果及び意見】

移住者が、移住先の土地で良好な人間関係を築くことが出来ず、結果として短期間のうちにまた別の土地へ転出してしまうというケースは全国で多くみられる。特に、働き盛り世代や児童・学生などは、職場や学校で新たな人間関係を築くことも可能であるが、主婦やリタイア後の世代など特定のコミュニティに属さない移住者の場合は、新たな土地で人間関係を構築することは難しく、孤独に陥りがちである。また、職場や学校などのコミュニティでの新たな人間関係が、必ずしも良好なものになるとは限らない。

その点で、移住者が地元の方及び移住者同士で交流する場を提供する「移住者交流会」は、定住支援施策として非常に有効な取組である。実際、参加者に対するアンケート結果において、「移住者交流会」に「満足」しているという回答が非常に多くみられ、移住者同士の交流を深めてもらうとともに、その地域での体験イベントを通じて、地域の魅力を知ってもらうきっかけ作りをするという目的は達成できていると思われる。

開催に伴うコストは、1回当たりの平均経費額が30,000円以内、参加者1人当たりの平均経費額も2,500円以内と、比較的低コストで大きな成果を上げられており、有効性・効率性・経済性のいずれの観点からも合理的な施策であるといえる。「移住者交流会」は、今後も継続して積極的に取り組むべき定住支援施策であると考えられる。

一方で、「移住者交流会」の開催頻度や参加者の人数には改善の余地がある。令和5年度及び令和6年度は年3回の開催で計20～30名程度が参加しているが、せっかく参加者の満足度も高い有効な施策であるところ、市の把握している移住者数700人規模に対して参加者が5%程度というのは、多いとはいえない状況である。移住者のうち、交流を求めている層がどの程度いるのか不明な中で、市としての予算にも限りがあることから、不用意に広げることは適切といえないが、人数が増えるようであれば、1人あたりのコストを下げたイベントを企画するといった工夫はできることを考慮すると、認知度を上げ、交流の機会を増やすことが優先度として高いと考えることもできる。

参加人数を増やすとの観点からは、「移住者交流会」の告知方法に改善の余地があると考えられる。アンケート結果から、参加者の大部分は「ぼっち通信」の告知を見て参加している。しかし、情報誌やウェブサイト上での告知は、あくまで受動的な告知方法に過ぎず、これらの情報を定期的に確認していない移住者の目には留まらない。実際、本監査における移住者に対するアンケート、ヒアリングにおいて、「移住者交流会」の存在はほとんど認識されていなかった。

【意見】 「移住者交流会」の開催頻度、参加者数を増やす取組

「移住者交流会」は、移住者の定住支援施策として有効な取組の一つと考えられることから、費用対効果を勘案した上で、開催頻度の増加や参加者の人数を増やす募集・告知方法の工夫が望まれる。

「移住者交流会」の開催頻度を増やし、例えば2か月に1回程度実施するなど、常に次回開催会を案内できる状態にしておけば、転入時に窓口で直接案内することが可能となる。また、直近で転入した移住者には、直

接案内文の郵送、電話、ショートメッセージ等による案内をすることも考えられる。実際、令和6年度以降は移住・定住促進課からの直接の案内や、知り合いからの紹介で参加をした方の人数が増加している。移住・定住促進課からのコミュニケーションの一環として、移住者に対し少なくとも1度は直接「移住者交流会」の案内を行う機会を設けるなど、能動的に告知を行うことが、参加者の人数を増やす有効な方法であると考えられる。

② 地域移住サポーターとの連携

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市の地域移住サポーターは、中山間地域にのみ配置され、市街地には配置されていない。市街地での生活は都市部での生活と大きく変わるものではなく、その土地特有の生活環境の難しさなどもあまりないため、中山間地域に絞って地域移住サポーターを配置する方針に不合理はない。

中山間地域は、市街地と比べて、共同集落的な性質が濃く移住者受入側の地元の方との関係性が難しく、生活に不便な点が多く都市部とは生活様式を大きく変える必要がある。その中で、移住後の人間関係構築への不安は移住・定住に至る高いハードルである。実際、移住後に地域にうまく適応できず、定住に至らなかった移住者は多いと思われる。

この点、地域移住サポーターのように、地域に身近で相談できる存在があれば移住者にとっては非常に心強い。また、移住者と受入側の地域をつなぐ架け橋として、地域を活性化させる重要な役割を担う存在になり得る有意義な制度である。

しかしながら、現在のところ、地域移住サポーターと移住・定住促進課との間で日常的な報告・相談・協議等のやり取りは行われておらず、地域移住サポーターの活動実績なども特に記録・保存されていないため、移住・

定住促進課がその具体的な活動を把握できていない。連携としては、①に述べた移住者交流会の実施への協力はあるものの、それ以外の活動として移住者の受入体制の強化に向けて、行政と地域移住サポーターが連携して定住支援の取組を行っているとはいえない状況である。

その背景として、市では地域移住サポーターと連携するに当たって、地域移住サポーターの担当地域に移住希望者及び移住者が存在する場合には、連携する事項が出てくると考えられるが、現状そのような需要が少ないため、連携も少ないとの認識であった。

また、本監査において移住者に対するアンケート及びヒアリングの結果、地域移住サポーターの存在を「知っている」と回答した者は21名中7名であった。そのうち地域移住サポーターと「交流・関与がある」と回答した者は1名のみであった。本アンケート及びヒアリングの対象が移住者交流会の参加者、よさこい移住者、地域おこし協力隊など、一般的な移住者と比べて行政の移住・定住への取組に関与が深い移住者であるにもかかわらず、地域移住サポーターの存在を「知っている」者は約30%、「交流・関与がある」者が約5%というのは、非常に少ない結果といえる。地域移住サポーターは中山間地域にのみ配置されているため、「交流・関与がある」者が少数なのはやむを得ないが、「知っている」者の数も少なく、移住・定住を促進するための施策として移住者にあまり認知されていないことが伺える。

「地域移住サポーター」は、定住支援において重要な役割を担っていることは上述のとおりであるが、そもそも県の制度であり、無報酬となっていることから、市から積極的に様々な業務を依頼し、負担を強いることが難しいというのも実情である。

しかしながら、中山間部の移住者の生活状況や相談内容、地域における課題や問題点、空き家や仕事に関する情報などを調査・記録し、移住・定住促進課に定期的に報告するなど、常に行政と連携できる人員の有無は、中山間部の移住・定住支援の実施に当たって雲泥の差である。行政側は、そのような情報に基づいて、必要な対応の指示や施策の実施を検討するなどの活動につなげることができ、中山間部における移住・定住支援体制は大きく強化される。

総論で述べている中山間部における移住施策の方向性が不明瞭である以上、「地域移住サポーター」との連携度合を決めることは難しいが、方向性の決定と併せて有効活用を改めて強く意識することが望まれる。

【意見】 地域移住サポーターとの連携強化

地域移住サポーターは、県の委嘱により市と連携して定住促進のサポート活動をするにとされている。サポート活動には明確に「空き家や仕事など移住促進に関連する情報の市町村への提供」の項目も記載されている。一方で、市と地域移住サポーターの連携は年1回の定型的な情報交換と移住者交流会のサポートにとどまっており、「定住促進施策」として有効とはいえない。そのため、「地域移住サポーター」との連携を強化することが望まれる。例えば、総論に記載の中山間部における移住促進を進める場合に、現地の具体的な情報として、住民の要望、空き家の状況、就労可能な仕事、その他移住者が定住する際に留意すべき仕事・住まい・暮らしに関する事項を挙げてもらうこと等を依頼し、情報共有を図ることが考えられる。

【意見】 地域移住サポーターとの情報共有及び活動実績の把握

現状、地域移住サポーターの活動実績を記録・保存しておらず、移住・定住促進課において具体的な活動内容を把握していない。県の委嘱である

ため、地域移住サポーターは直接的な活動に対する責任を有しているものではないが、現地の現状を把握し、移住検討者に説明する上で、地域移住サポーターと適時に情報共有し、活動内容を把握の上、記録として残しておくことが望まれる。

③ その他の定住に関連する支援

市はこの他に「仕事」「住まい」「暮らし」の観点から様々な定住支援の取組を第3期計画に記載し、実施をしている。内容は「6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況」にて後述する。

定住促進の施策として、第3期計画に挙げられているのは、「移住者交流会の開催」と「地域移住サポーターとの連携」の2つであった。うち、「地域移住サポーターとの連携」に関して、市として主体的に活用できる余地が少なく、有効とはいえない状況にあった。そのため、実質的に「移住者交流会の開催」のみが有効に機能していることになるが、予算及び参加者が多いわけではないことは上述のとおりである。

市の「定住促進施策」自体が有効に機能しているかについて疑問が生じるが、実際に他自治体の「定住促進施策」を調査したところ類似の状況が見受けられた。「定住促進」「定住支援」の施策として多く挙がるものは「住宅取得補助金」「空き家改修補助金」「定住により土地建物を無償譲渡施策」といった住居に関するものであり、それ以外は交流会や相談サポートといったものであった。「住宅取得補助金」に関しては、後述する。

上記より、「定住促進施策」として独立して成立するものは限られており、市の現状への大きな違和感はない。市は「定住に関連する支援」として様々な取組を挙げており、次パートにて市民全体に対する取組の中で、

移住者に関連する取組をどのように捉えているか、また工夫されているかを確認する。

6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況

概要（略）

(1) 「仕事」に関する移住・定住支援の取組

概要（略）

- a. 高知県における「仕事」の問題（略）
- b. 高知市における就労支援（略）
- c. 高知市の主要な取組

概要（略）

無料職業紹介所への登録・支援（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

「無料職業紹介所」には、年間 300 人を超える求職者が就職相談に訪れているが、相談者のうち実際に就職につながったのは、毎年 60 人前後となっており、就職成功率は毎年 20% 未満にとどまっている。そのうち、移住者に対する支援実績は、過去 3 年間で就職につながった相談者が 1 名のみであり、直近の令和 6 年度においては相談者数・就職者数ともにゼロとなっている。

「無料職業紹介所」の就労支援を受けるのは移住後 1 年を経過した移住者となり、ほとんどの移住者が他の就労支援を活用して仕事を決めた上で移住することを前提とした場合、「無料職業紹介所」における移住者の利用が多くないことに異常性はない。また、「無料職業紹介所」の運営において、移住者の利用を積極的に増加させるインセンティブもない。本施策はあくまで、市民全体への支援をするものである、その意味では有効といえるが、移住者に特化した有効性はないと考えられる。

また、過去3年間において、年間300～400万円程度の運営コストが発生しているが、相談者数・就職者数ともにほとんど増加していないにもかかわらず、歳出額は毎年増加傾向にあり、経済性及び効率性の観点から、実績に対して高い成果を挙げているとは考えられない。

【意見】 無料職業紹介所の移住者支援の位置付け

「無料職業紹介所」を移住支援施策として掲げているが、移住者に対する実績が少なく、移住者に特化した内容があるわけではないため、現状は移住支援施策として有効に機能しているとは考えられない。移住支援施策として機能を持たせるのであれば、本施策の所管課と移住・定住促進課で協議の上、他支援施策の連携等による移住者に着目した取組とすることの検討が望まれる。

「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」の紹介・連携

概要（略）

【監査の結果及び意見】

高知県では、「UI ターンサポートセンター」が高知県における仕事、暮らし・住居等に関して広域的にワンストップでの支援を行っていることから、市としても同組織に施策対応を委ねる点には合理性がある。

「UI ターンサポートセンター」における人材マッチングの実績は、求職者数に対する就職件数が3割程度となっており、マッチングしなかった7割程度の求職者は仕事が見つからなかったことを理由として移住を保留又は断念している可能性がある。本監査において「UI ターンサポートセンター」自体の移住支援としての有効性までは対象としないが、「UI ターンサポートセンター」は移住者に集中した就労支援を行っており、移住支援として重要な役割を担っている。

移住・定住促進課と「UI ターンサポートセンター」の連携状況に関して、現状は日常的な情報共有を行っているとのことであるが、市が「UI ターンサポートセンター」を紹介した移住者の就業結果等に関するフィードバックは行われていない。すなわち、仮に「UI ターンサポートセンター」を通じた就職活動がうまくいかず、移住を断念した者がいたとしても、市はそれを把握しておらず、そのため、仕事が見つからない理由に対して、市としての状況把握、知見の共有、市による新規施策の検討といった活動につながらないことから、改善の余地があると考えられる。

移住支援として、より高い成果を求め、「UI ターンサポートセンター」に対するより一層の連携・働きかけと、移住希望者の就業支援に関する共同での取組を促進することが望まれる。

歳出に関しては、年間負担金のみであり、「UI ターンサポートセンター」からの結果報告はなく、市としての評価尺度も有していないことから、金額の妥当性評価はできない。それでも、市、所管課及び「UI ターンサポートセンター」の活動内容からして、明らかに高額ということはないため、経済性及び効率性に明らかな問題は見受けられない。

【意見】 「UI ターンサポートセンター」との連携強化

「UI ターンサポートセンター」に関して、第3期計画上、施策には挙げられておらず、関連団体として取り上げられている。しかしながら、実際には、移住時の職探しをほぼ一手に引き受けており、移住における「仕事」の重要な役割を担っていることに疑いはない。それにも関わらず、単なる連携機関として、仕事探しの要望があった際に紹介をしているにとどまっている。

今後は移住支援の一環として、「UI ターンサポートセンター」からの移住者の仕事探しに関連する詳細な結果を求めるとともに、移住につながら

なかったケースの分析と対策につなげられるよう、具体的な情報提供の推進と相互連携の体制の強化をすべきである。

ウェブサイト「こうちらいふ」での情報提供

概要（略）

【監査の結果及び意見】

ウェブサイト「こうちらいふ」の就職に関する情報提供は、あくまで求職者の自主的な行動をサポートするためのものであり、直接的な就労支援とはなっていない。しかしながら、サイト上には、現在、市の就労支援に関する情報が網羅的に掲載されており、求職者は当サイトを訪れることにより効率的に情報を入手することが可能となっている。アクセスの実績に関しても、活用されていることが分かり、増加傾向にあることから、仕事を求めている移住検討者の一助になっていると考えられ、一定の有効性はあると考えられる。

また、サイトに係るコストに関しても少額であり、経済性、効率性における問題点は見受けられない。

d. 「仕事」に関するその他の取組

こうち奨学金返還支援事業（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

奨学金返還支援事業は他の多くの自治体においても実施されている制度であるが、移住・定住の直接的な誘因事項になるとは考えられない。しかしながら、高知県内の大学等に在学している県外出身者が、一定期間を過ごした高知という土地に魅力を感じている場合に、引き続き高知県内で

就職をし、定住するという選択を行う後押しになることは十分に考えられる。通学のため県外から移り住んだ者は、市の「移住者」としてはカウントされないが、卒業後に引き続き県内で就職することにより「定住者」となる可能性が高い。大学等で学んだ優秀な人材を高知県内及び高知市内に引き留め、又は呼び込み、定着させるための施策として、有効性はあると考える。

経済性及び効率性の観点では、現時点において移住者をはじめ利用実績が挙がっていないため確認できないが、登録企業は70社を超えており、事業が周知されるに伴い、施策としての効果は上がってくるものと思われる。今後、事業の利用促進に向けた取組を強化し、登録企業及び利用者の数を増加させることが望まれる。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業において、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援として疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが望まれる。

移住支援とする場合、県外出身者を意識した対象者への説明、利便性向上に向けた情報収集を行う等、具体的な移住支援とすることが望まれる。

インターンシップ促進事業（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び評価】

インターンシップは、学生等の求職予定者にとって就職前に就業体験の機会を得ることができるとともに、事業者にとっても優秀な学生と早期に接触でき人材の確保につながる、採用のミスマッチを軽減できるなどのメリットがある。一方で、実習生の受け入れには時間的・費用的なコストが掛かるというデメリットが存在する。市は本事業によって、インターンシ

ップに掛かる経費について、補助率3分の2の補助金を交付し、デメリットの軽減を図っている。

インターンシップを実施することで、市内外に居住する就業意欲のある優秀な人材との接触・確保につながる可能性があるという点で、実施事業者にはメリットが大きく、人材が県内企業に就職すれば市の定住につながるという意味で移住・定住支援施策として一定の効果があるといえる。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業において、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援として疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが望まれる。

移住支援とする場合、県外出身者の多い会社、移住との親和性の高い業種等を意識した情報収集を行い、定期的に移住・定住促進課と所管課間において協議し、移住支援につなげていくことが望まれる。

高知市職員採用試験（UIJ ターン枠）（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本施策は、UIJ ターンの希望者に対し、市役所職員としての就業機会を提供するものであるが、直近3年間の採用実績が示すとおり、倍率は非常に高くなっている。いずれの年度も合格者数は採用予定人数を下回っており、単に移住希望者に就業機会を提供するだけではなく、受験者の中から、予定人数ありきの採用をしているものではないことが見受けられる。

採用人材は、単に移住・定住者数を増やすという表面的な効果にとどまらず、行政側の人員として市政をより良くし、活性化させる可能性を秘めているといえる。採用の枠は限られることから、当該制度により多数の移住・定住者を獲得することは困難であるが、県外での経験や能力に優れた

人材を毎年一定数受け入れる取組は、移住・定住支援として有効性があると考えられる。

一方で、UIJ ターン枠を設定することで、一般の高知市民の採用枠が減少することに対する懸念が生じる。この点、UIJ ターン枠は、元來時限の制度であったところ、若年人口の減少などに伴う一般採用枠での応募者の減少傾向を受けて継続しているものである。もちろん、移住者であっても一般採用枠で応募することは可能であるが、一般採用枠は原則 30 歳以下など比較的若年者の採用を前提としており、社会人経験者である移住者にとっては利用しにくい面がある。そこで、年齢制限を 59 歳以下まで拡大した UIJ ターン枠を設定し、即戦力となるような人材を募集している。すなわち、UIJ ターン枠は一般採用枠での募集を量的・質的な両面で補完するものとなっており、これにより高知市民の就労機会が減少するなどの弊害は生じていない。

以上より、移住支援として市自ら就労支援として枠を設けるとともに、一般採用枠とのバランスをとった制度となっており、移住支援において有効であると考えられる。

こうち空き店舗等情報発信事業、空き店舗活用創業支援事業、チャレンジショップ事業（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

移住者の中には、企業等への就職ではなく、移住を機に起業して自営業者として生計を立てていきたいと考える者が一定数存在する。特に、地方都市では、首都圏などの都市部と比較して店舗賃借料等の経費が少なく済む場合が多く、類似店舗数の観点から相対的に競争の激しさは高くない環境であるため、起業にチャレンジしやすい環境が整っているといえる。起

業志望の移住者にとって、本3施策のような店舗等の開業を支援する制度の存在は、市への移住、起業・開業、そして定住を促す誘因となり得るものである。

(こうち空き店舗等情報発信事業)

ウェブサイト「こうち創業 village」上に空き店舗情報や出店者募集イベント情報をはじめ、創業を支援する制度の情報などが掲載されており、起業志望者に有用な情報が入手できるよう整えられている。また、市の移住情報サイト「こうちらいふ」にリンクが公開されており、移住者向けにも発信されている。そのため、市で開業して生計を立てたいと望む移住者に対して有用な情報提供がされている。

(空き店舗活用創業支援事業)

令和6年度の利用実績15件のうち5件が移住者によるものである。移住者の利用実績の把握は令和5年度以降のみであるが、令和5年度以降の利用7事業者の全てが現時点で事業を継続しており、移住者の仕事に関する移住・定住支援施策としては一定の成果を上げているものと考えられる。全利用者の事業継続率も直近5年間で75%、直近3年間では93%となっており、店舗等の開業支援施策としては有効に機能しているといえる。また、令和6年度実績に基づく支援1件あたりの補助金額は、家賃補助と仲介手数料補助を合わせて約30万円程度となっているが、令和5年度以降で支援した移住者は全て高知市で事業を継続、すなわち高知市での移住生活を継続しており、空き店舗活用による地域経済活性化という制度本来の目的に加えて、移住・定住支援施策としての経済性、効率性も認められるものと考えられる。

(チャレンジショップ事業)

3 枠の店舗はすべて活用されているものの、所管課において利用者が移住者に該当するかの情報を有していない。また、移住者に限らず過去の全利用者のうち、チャレンジショップ後に自店舗での開業につながった割合は約半数にとどまっており、そもそもチャレンジショップが開業支援のための施策として有効に機能しているとは考えられない。また、歳出に対して移住者に限定できないため、移住支援施策としての経済性及び効率性は評価できない。

【意見】 移住支援として位置付け

チャレンジショップ事業に関して、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援としての位置づけに疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが望まれる。

チャレンジショップ事業を移住支援とする場合、起業・創業を希望している移住者に対して、魅力的な内容となるよう、移住利用者の利便性につながるような要件を追加する等、移住・定住促進課と所管課における検討が望まれる。

就農支援事業（移住支援）、新規就農者育成総合対策（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市は一次産業である農業が盛んな地域であるが、高齢化等により担い手不足の状況となっており、新たな担い手の育成が重要な課題となっている。そのため、国は新規就農者育成総合対策として、補助金の交付や無利子での融資など、若年層の就農を促す制度を設けている。

移住者の中には、いわゆる「田舎暮らし」を志向し、農業をはじめとした一次産業に従事することを希望する者が存在する。そのような移住者に

対して、就農支援事業及び新規就農者育成総合対策事業によって、就農時に要する資金等を支援することで、移住者の新規就農と市への定着を促す効果が想定される。

両取組は、国の制度として若年層の新規就農を促すための農業振興施策であり、移住者にとっても市で新規就農を目指して研修、そして独立開業するにあたり利用可能な制度として整備されており、移住者の就労支援施策として一定の効果は認められる。

しかしながら、あくまで国の事業を基礎としたものであり、市独自の農業振興ではなく、特に移住者を対象とした要素があるわけではない。すなわち、同支援事業を実施する他の自治体との差別化ができていない。

移住就農を推進する観点からは、「独立就農しやすい土地」として、全国の中から高知市が選ばれる必要があるが、現状の就農支援事業の利用者にIターン移住者はいない。

移住就農を後押しする市独自の施策は特になく、直近年度にIターンでの移住就農者を獲得できていない現状を鑑みると、市の挙げている就農支援事業及び新規就農者育成総合対策事業による移住・定住支援は、他自治体と横並びの取組に過ぎず、有効に機能しているとは認め難い。

【意見】移住・定住支援として位置付け

各取組はいずれも「移住、移住者の定住」に特化させている項目はなく、他自治体との差別化もされていないため、移住・定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

市は一次産業が重要な産業であり、食に関しては観光にも深く関連している。また、移住者がワークライフバランスを考慮する上で、一次産業を選択するケースが一定想定されることから、独自施策とすることの必要性に関して、移住・定住促進課及び所管課において協議・検討が望まれる。

【他の自治体の事例】

概要（略）

資格取得支援事業（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本事業は、中小企業における若年労働者の定着を図る事業所向けの支援施策である。資格取得により従業員の社内での地位、仕事内容、給料などがより良いものになることで、移住者が会社に定着し、ひいては市への定住につながる可能性はある。

しかしながら、助成対象事業者は中小企業のみ、助成対象となる労働者は34歳以下を条件としていることから、支援の効果範囲は限定的である。市の設定しているターゲット層と一致しているため、一定の合理性はあるものの、「定住支援」の観点からは対象範囲を含め効果に疑義がある。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はないため、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

業界研究ガイダンス（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市では、15～24歳の若年世代が就職等により県外へ流出している状況にあり、若年世代の流出が課題となっている。また、高知市出身者に加えて、進学のため市に転入してきた高校生や大学生が市の企業等へ就職することを勧めることが、市の定住を促進する上で重要となる。

都市部と比較して、市内にいわゆる「大手有名企業」は少なく、相対的に学生が優良企業に関する情報を入手できる場は少ない。本事業は、学生に対する就職支援であると同時に、市内に定着する可能性を高めるという意味で有意義である。そのため、定住支援への関連性はあるといえる。

しかしながら、令和6年度の参加者は54名のみであり、市は参加者が少なく費用対効果が薄いと判断し、令和7年度からは事業内容自体を変更していることから、本取組の有効性は低いといえる。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、効果が薄いことから開催中止となっているため、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

とさっ子タウン（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組は、市内の小学生・中学生が職業体験を通して、市の魅力を体験する場として機能しており、子供達に「高知市で働く」ことに対する魅力を感じてもらえるという点で、「定住」への有意義な取組であるといえる。

また、実行委員には学生が多く参加しており、イベントに参加する子供達だけではなく、企画・運営する学生にとっても、「高知市で働く」ことに対する魅力を認識すると同時に、高知市で働く社会人と交流することを通じて、高知市で就職し、定着する誘因をもたらしているものである。

参加者数の規模はそれなりにあり、参加者アンケートにおいて、参加した子供達・保護者ともに好意的な声が多くあげられている。しかしながら、参加者のうち、移住者が何名含まれているかは把握されていない。また、

取組自体は有意義であるものの、これをもって「移住者」が市に定住する誘因になるとは考えにくく、定住支援の観点から有効性に疑義がある。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

街路市への出店（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市において、街路市、特に「日曜市」は有名な独自の観光資源として取り扱われている。移住後に、生産農家、漁業者、手作り食品製造者又は手作り工芸等製造者として事業を営む移住者にとって、当該街路市への出店により販売の機会が設けられていることで事業の継続可能性が高くなる等の効果はあるといえる。事業がうまくいくことによって、生活が安定し、市への定住につながる可能性もある。しかしながら、移住者の中でも対象者はかなり限定されており、施策の有効性や効率性には疑問が残る。

また、定住支援として掲げているが、移住者の出店実績を把握しておらず、移住者の参加を促す特段の工夫も施されていない。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

定住支援の取組とする場合、移住者が街路市に出店し、市で生計を立てていくための一助として利用しやすくなることが考えられる。特に「日曜市」は、市民のみならず県外観光客が多く立ち寄ることから、移住者が積極的に出店していることが認知されることは、交流人口及び関係人口に重

要な影響を与える可能性がある。現状、県内他市町村からの出店受け入れ等を柔軟にしていることから、実現可能性はあると考えられる。移住・定住促進課と所管課において、「移住者」又は「移住から一定期間の定住者」の利用を促進する条件の設定等に関して、協議・検討が望まれる。

(2) 「住まい」に関する移住・定住支援の取組

概要（略）

- a. 高知市における「住居探し」について（略）
- b. 中山間地域における「住居探し」の支援について

概要（略）

高知市中山間地域空き家情報バンク（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市の中山間地域における「空き家バンク」の登録・成約件数は、直近3年間で2軒のみとなっており、当該2軒についても利用者は移住者ではなく高知県内の在住者であった。すなわち、令和4年度以降、移住者が「空き家バンク」を通じて住居を見つけ移住した実績は無く、「空き家バンク」が市の中山間地域への移住を希望する移住者の「住居探し」に有効に活用されているとはいえない結果といえる。登録された2軒の物件については成約に至っているが、本監査における移住者に対するヒアリングの中で、「本来であれば中山間地域での居住を希望しているが、物件が見つからないため、やむを得ず市街地に居住している」という回答があった。すなわち、「空き家バンク」が中山間地域への移住を希望する移住者の「住居探し」のニーズに十分応えられているとは言い難く、移住・定住支援施策としての有効性は認められない。

空き家については、令和4年度に土佐山地域で実施した調査の結果、少なくとも19軒の空き家が利用可能な状態にあったが、そのうち「空き家バンク」への登録を通じて利活用された物件は1軒のみであった。残りの18軒は、本来であれば「空き家バンク」等を通じて利活用されるべき居住可能な物件であるが、これが空き家のまま放置されることで、中山間地域への移住定住を志す移住希望者の機会を逸失しているだけでなく、地域住

民の生活環境の悪化など、地域にとって大きなマイナスの影響をもたらしてしまっていることになる。土佐山地域では、地域団体及び地域住民と行政が積極的に情報共有を行い、連携体制のもとで解決に向けた取組を推進しているとのことであるが、令和7年12月末時点においても「空き家バンク」への登録は0軒であり、成果にはつながっていない。鏡地域に至っては、空き家の調査や空き家の利活用に向けた取組自体が実施されていない。

また、「空き家バンク」の運営にはコストがかかっていないとされているが、市職員の人件費は生じており、その結果が、中山間地域への移住を希望する者の「住居探し」に関するニーズに応えられていない点は、移住・定住においてコストに対して有効に機能していないといえる。今後は、中山間地域における移住者の「住居探し」と空き家問題の解決に向けて、「空き家バンク」をいかに有効活用していくかの検討が求められる。

「空き家バンク」は対象地域の地域振興課が運営しており、移住・定住促進課としては移住希望者に「空き家バンク」を紹介・情報提供するにとどまっているが、中山間地域における移住希望者の「住居探し」がネックとなっている以上、空き家対策と移住・定住施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課と所管課がより深く連携することが必要である。

【他自治体における空き家バンク活用の事例】

概要（略）

【監査の結果及び意見】

移住支援の観点から、「空き家バンク」を中山間地域への移住希望者の「住居探し」のために有効に活用できる体制の構築、維持が望まれるが、そのための課題と解決策について、他自治体の事例を参考に検討する。

1. 地域における定期的・継続的な空き家の実態把握

まずは、地域における「空き家の実態」を適時に把握することが求められる。市では、令和4年度に土佐山地域において空き家の実態調査を行っているが、同じく空き家バンクの対象地域である鏡地域に関しては令和2年度の市全域調査後に調査が行われた実績が無い。この点、高知県梶原町では専任の「移住定住コーディネーター」が町内の空き家に関して随時継続的に調査を行っているが、市においても同様の取組ができないであろうか。梶原町の他にも同様の取組を行っている自治体は多く、例えば、福島県昭和村では、空き家の利活用に注力するため、村の各地区で自発的に移住者サポート等を行っていた地元住民を「空き家コンシェルジュ」として任命し、村と密に連携を取りながら、地区での空き家情報の吸い上げや移住者と地域住民・空き家所有者の橋渡しを行っていることが、内閣府 地方創生推進室「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集（第3弾）」において紹介されている。梶原町や昭和村と高知市では自治体の規模が大きく異なるが、中山間地域である土佐山地域や鏡地域に限れば、物件数は500～600件ほどであるため、梶原町や昭和村のように定期的・継続的に調査を実施することは決して難しいことではない。市にも、その地域の情報に詳しく、地域とのつながりが深い「地域移住サポーター」が配置されており、彼らにその役割を委ねることも検討の余地があると考えられる。特に、過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域では、常時継続的に空き家が発生する可能性が高いため、その地域の事情に詳しい人員による定期的・継続的な調査の実施と実態把握のための取組が求められる。

2. 地域とつながりが深い人員による日常的な説得・交渉

空き家調査の結果、利用可能かつ所有者が判明している物件については、空き家バンクの登録に向けて所有者と交渉を行うが、その役割についても地域とのつながりが深い「地域移住サポーター」などが担うことが望ましい。空き家を貸し出すことに対するネガティブな感情から登録が進まない

ケースでは、その地域に居住し、地域とのつながりが深い人員が日常的に粘り強く説得・交渉することで、物件の所有者も登録を承諾する可能性が高くなると思われる。

3. 空き家のサブリースの活用又は補助金等による経済的支援

「空き家バンク」では、原則として空き家の所有者と賃借希望者との相対での交渉・契約・管理が基本となっているが、その点を憂慮し登録に消極的になっている所有者も多いと思われる。そこで参考になるのが、梶原町の空き家のサブリース事業である。市が空き家を一定期間にわたって借り上げ、改修を行ったうえで希望者に貸し出すという仕組みで、空き家の所有者にとっては維持管理に係る手間や費用が削減できるうえに、間に市が入ることによって入居者との直接的なトラブルを回避することができる。さらに、負担なしで空き家が改修され住宅としての価値が上がるなど、所有者にとって、メリットが非常に大きい。サブリース事業を導入することで、相対での交渉・契約・管理の煩わしさなどが原因となり「空き家バンク」への登録を躊躇している所有者の登録が一気に促進される可能性がある。

これに近い制度として、「マイホーム借上げ制度」があり、市でも制度の利用を推進している。「マイホーム借上げ制度」は、年齢や家族構成の変化により住み替えを考えている中高年世帯や相続・生前贈与により取得した家を所有しているなどの条件を満たす者が利用でき、空き家となる物件を「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）」が借上げる制度である。物件が賃貸可能な状態にある限り、契約中は空室時でも所有者に賃料が支払われる、入居者とのトラブルの際は所有者に代わってJTIが対応してくれる、万一の際の保証として国の基金が設定されているなど、物件の所有者にとってメリットが大きい制度となっている。一方で、制度を利用するに当たって手数料・建物診断費用などの初期費用がかかり、かつ建

物診断で補強や改修が必要と判断された場合は所有者が補修・改修費用を負担する必要がある。また、固定資産税や建物の修繕費用、設備の修理費用などは、引き続き所有者の負担となるなど、制度を使用するにも一定のコストがかかることもあり、高知市においてはあまり利用が進んでいない状況にあり、令和4年度「第二期空家等対策計画」の策定時点で登録件数1件、入居申込数0件である。

この点、梶原町が実施しているサブリース事業は、空き家の改修費用や維持管理費用などの負担も免除され、所有者にとっては「マイホーム借上げ制度」より使いやすく、空き家の利活用が促進される可能性がある。

また、サブリースまでは実施しないとしても、現状、市では「空き家バンク」の登録者や利用者に対して補助金等を交付していないため、例えば、登録者に対して空き家のリフォーム費用や家財処分費用の補助金を交付するなどの経済的支援を実施することで、「空き家バンク」への登録が促進される可能性があると考えられる。

4. 固定資産税納税通知書への案内の同封

そもそも空き家の所有者が不明であるというケースに対して、先述の「地域移住サポーター」が、地域とのつながりや情報網を活かして継続的に調査を実施することに加え、茨城県桜川市をはじめとした多くの自治体で実施されているように、固定資産税の納税通知書に案内のチラシ等を同封することが有効であると考えられる。令和4年度の土佐山地域の調査で所有者と連絡が取れなかった10軒についても、空き家の管理や処分に困っている所有者が含まれているのではないかと思われる。固定資産税の納税通知書は年に1度、物件の所有者に必ず送付されるものであるから、その機会に「空き家バンク」の存在を周知することで、登録が増加する可能性がある。桜川市の事例においても、既存の予算の範囲内で、追加費用をかけ

ることなく実施できたということで、行政にとっても比較的負担が少なく実施できる施策であることから、市においても検討が望まれる。

5. 「空き家対策」と「移住・定住支援施策」一体としての取組

市における「空き家バンク」は農林水産部の土佐山地域振興課及び鏡地域振興課が窓口となっているが、過疎地域における空き家問題を解決する手段であると同時に、移住希望者に住居を供給し、移住・定住を促すという側面もあることから、中山間地域の空き家問題に関しては、移住・定住施策と不可分のものとして、移住・定住促進課が主体的により深く関与すべきではないかと考える。この点、現状では、移住・定住促進課は中山間地域への移住希望者に対して「空き家バンク」を紹介・情報提供する役割にとどまっており、その運営に十分関与出来ていない状況となっている。

例えば、事例で挙げた梶原町において、空き家の調査や対策・対応を主として行っているのは「移住定住コーディネーター」である。また、福井県池田町では、移住施策と空き家対策を一体のものと考え、移住と空き家の総合窓口「いけだ暮 LASSEL（いけだくらっせる）」を開設し、空き家問題の解消と移住者の住居確保の問題にワンストップで対応している。空き家の活用方法は様々であるが、空き家を活用して移住者を受け入れる形は、空き家問題と人口減少の問題を同時に解決する最適解であると思われる。従い、空き家対策と移住・定住施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課が主体となり、より深く施策に関与していくことが望まれる。

6. KPI 設定による施策の評価・改善

先述の福島県昭和村や福井県池田町など、多くの自治体では「空き家バンク登録率」や「空き家数」などを KPI として設定し、施策の評価と継続的な改善を行っている。市においても、「空き家バンク」への登録が進ま

ない現状を鑑み、「空き家バンク」への登録数・登録率・成約数などの指標を KPI として設定、効果の検証と評価・改善のプロセスを継続的に実施し、空き家問題の解消と移住・定住者数の増加に向けて、取組を強化することが求められる。

【意見】 移住支援としての有効性

現状、「空き家バンク」の登録・成約の実績が乏しく、移住支援の取組として有効に活用されているとはいえない。「空き家バンク」に登録されない「空き家」が増え、その解消のための移住者への紹介もできないという状況が続いた場合、住めなくなった「空き家」がただ増えていくだけになってしまう。移住制度だけの問題ではない重要な地域課題として、今後は、「空き家バンク」が移住・定住の支援となるよう登録を増やし、中山間地域への移住希望者の「住居探し」に寄与することが望まれる。

【意見】 「空き家バンク」の対象地域の拡大

民間事業者による流通が盛んであっても、「空き家バンク」の対象から除外する必然性は乏しい。中心部の市街地は別としても、御豊瀬地域・浦戸地域をはじめとした高齢化率・空き家率の高い地域については「空き家バンク」の対象地域に含め、移住希望者の「住居探し」の窓口を広げることにに関して検討されることが望ましい。

【意見】 地域における定期的・継続的な空き家の実態把握

中山間地域、特に調査が実施されていない鏡地域において、定期的・継続的に空き家の実態調査・把握を行い、積極的に「空き家バンク」への登録につなげるための取組の実施が望まれる。

【意見】 「空き家バンク」への登録を促す仕組み・制度の構築

空き家のサブリース事業「空き家バンク」登録者に対する補助金交付などの経済的支援、固定資産税納税通知書への案内の同封など、空き家の所有者による「空き家バンク」への登録を促すような仕組み・制度の構築が望まれる。

【意見】 移住・定住促進課による「空き家バンク」所管課との連携強化

空き家対策と移住・定住支援施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課と「空き家バンク」の所管課が運営等の空き家対策に対して深く連携できる体制の構築が望まれる。

【意見】 KPI 設定による施策の評価・改善

「空き家バンク」への登録数・登録率・成約数などの適切な指標を KPI として設定することによって、状況の把握、移住支援の効果測定と評価、結果に基づいた改善が可能になる。KPI を設定・運用し、空き家問題の解消と移住・定住者数の増加に向けて、取組を強化することが望ましい。

c. その他の「住まい」に関する移住・定住支援施策

住宅耐震化推進事業（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

南海トラフ地震による被害が想定される市において、住宅耐震化を推進し、被害を少しでも軽減する取組は移住支援の観点から非常に重要である。本監査の過程で実施した移住者アンケートの結果において、市に住み続けるにあたり不安に感じていることとして「地震による災害」を挙げている者が複数存在した。日本全国、地震のリスクがまったく無い土地は存在しないが、特に「南海トラフ地震」として大きな被害が出ると長年注目され

ているリスクの範囲に位置する市は、それが理由で移住先の候補から外れる可能性があり、そのリスクや不安への対処として必要といえる。そのため、無料での住宅耐震診断の実施や住宅耐震改修費等の補助事業は、市民の地震への不安を軽減し、生活満足度を上げる有効な施策である。

対象は旧耐震基準下で建築された住宅であり、設計・改修の補助実績は、平成 15 年の事業開始以降 5,000 件超、直近の令和 6 年度でも年間 400 件近い利用がある。制度としては、市民に有効に活用されていることが見受けられる。

一方で、移住者にとって有効な施策であるか否かについては疑問が残る。移住者に限定した利用実績が存在しないため、客観的に検証することは難しい。もちろん、移住と同時に比較的安価で取得できる旧耐震基準下の中古物件を購入して居住する移住者に対しては、耐震化の補助事業は移住の後押しになるといえる。しかしながら、移住者は、一般的には移住と同時に物件を購入するのではなく、まず賃貸借物件を探して借家で居住することが多いと想定され、その利用場面は限定的である。また、移住当初は借家に居住していた移住者が、移住後 1、2 年のうちに定住に向けて物件を購入することは十分に考えられるが、当該事業の対象が旧耐震基準下の中古物件に限定されるため、やはり利用場面は限られている。

【意見】 移住支援としての位置付け

本事業に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住者の利用場面として限定的であることから、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

中山間地域活性化住宅の整備（移住施策）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

先述のとおり、中山間地域において、「空き家バンク」への登録・活用は進んでおらず、移住者が入居できる住宅が不足している。そのため、市が整備した市営住宅は、中山間地域に居住できる貴重な物件といえる。

しかしながら、地域活性化住宅は、移住者のみを対象としたものではなく、地元住民も対象となっており、対象範囲が広い。地域活動への参加や子育て世帯であることなどの条件はあるものの、安価な賃料で整備された新規物件に住むことができるため、人気は高いと思われる。

中山間地域の自然豊かな環境で子育てがしたいと考える移住者世帯にとっては魅力的な物件であるが、既に大部分の物件が入居者で埋まっており、運良く空き物件が出たタイミングでしか入居することができない。加えて、募集が出て、かつ、抽選会に当選しなければ入居することはできない。移住者にとっては、タイミングと運に左右されることから、現実的に利用可能性が高いといえない。そのため、移住支援の取組としての有効性・効率性には疑問が残る。

【意見】移住者が利用しやすい制度への見直し検討

中山間地域における住宅整備との観点から「移住」への関連性は高い。一方で、移住者にとって、手続き面におけるハードルが高く、現実的に利用可能性が高い制度とはいえない。移住支援とする場合、移住者の利用実績を把握した上で、利用者からの利便性等に関する情報を収集し、適宜見直しできる体制を構築することが望まれる。

また、移住支援として課題のある地域活性化住宅であるが、例えば、地域活性化住宅の一環として、「移住者向け住宅」を整備することについて検討の余地がある。

地域活性化住宅は、地元住民も対象となっており、どちらかというに移住者より地元住民の方が使いやすい制度となっているが、入居対象を「県

外からの移住者」に限定した住宅が地域に何戸かあっても良いように思われる。「移住者向け住宅」として、地域の行事・活動等への参加に努めるなどの条件はそのままに、子育て世帯に限定することなく、入居年数に一定の制限を付したうえで、子供がいない若年世帯まで対象を広げる等の条件緩和を設け、また、募集方法を抽選ではなく、空きがある限り随時先着順で受け付ける形だと移住希望者にとって利用しやすくなるを考える。

さらに、移住者の定住を支援するという意味では、一定期間居住後に土地・建物を無償で譲渡するという制度を採用している自治体も多い。例えば、内閣府 地方創生推進室「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集（第2弾）」において、宮城県七ヶ宿町では、移住者が新築の戸建て物件に入居でき、20年間住むと土地と建物が無償で譲渡されるという「地域担い手づくり支援住宅」を毎年2棟建設していることが紹介されている。本監査で実施した移住者に対するアンケートでも、そのような制度を望む意見がみられたが、移住者へのアピールという点を含めて、検討の余地がある。新築物件の建設コスト面を考慮した場合、先述の空き家のサブリースや、空き家を市が買い取って改修し「移住者向け住宅」として整備することも選択肢として考えられる。

特に中山間地域では、移住者が入居できる物件が不足しており、移住希望者の機会を逸失している状況にあることから、移住・定住支援施策としては、現状の地域活性化住宅に加えて、「移住者向け住宅」の整備も検討したいところである。

【意見】 「移住者向け住宅」整備の検討

地域活性化住宅の移住支援として、「移住者向け住宅」を整備することについて、所管課と移住・定住促進課における協議・検討が望まれる。

浄化槽設置に関する補助、水洗便所改造資金に関する助成（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組により、家屋の下水処理設備が高度化され、住民生活の品質が向上し、生活満足度が上がる。結果として、市への定着率の向上に寄与することに疑義はない。しかしながら、移住者の利用実績は把握されていない。

移住に当たって、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽が設置された古い家屋を購入する移住者が含まれる可能性はあるが、利用者の大部分は古くから市に居住している地元住民であると推察される。特に、水洗便所改造資金助成制度に関しては、助成対象者の要件に「市町村民税の非課税世帯」という要件が含まれており、さらに対象が限定されることとなる。そのため、定住支援としての有効性・効率性の観点から疑義が残る。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、移住者の利用場面として限定的であることから、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

家具転倒防止対策に関する補助（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組は、市民の災害に対する不安を軽減するものとして意義のあるものといえる。利用実績は、おおむね予定数に達する件数の利用があり、事業が市民に周知され、有効活用されていることも見受けられる。

移住者にとって、南海トラフ地震による災害は大きな不安材料であり、その不安を軽減する取組の存在は、移住者の移住・定住を促進するプラスの要因となる。しかしながら、内容は一般的な防災対策であり、移住した

定住者に対する特定の要件はなく、移住者の利用実績も把握されていない。そのため、定住支援として位置付けるには関連性が薄いと考えられる。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

デマンド型乗合タクシーの利用促進（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組の利用実績は、1日平均に換算すると、利用者数80～100人／日、利用回数50回／日ほどとなり、9つの地域ごとに複数路線が設定され、さらに路線ごとに1日5～9便程度の運行ダイヤが設定されていることから、1日に利用者がゼロの路線や便が多数存在すると想定される。

一方で、市における交通の便の悪さに関する移住者の不満の声が挙げられている。本監査で実施した移住者に対するアンケートにおいて、実際に高知市に住んでみて困ったこととして、「目的地にスムーズに行けない」、「車が必須」などの移動手段に関する問題を挙げる意見がみられた。そのため、市の暮らしにおいて、公共交通の拡充に対する市民のニーズがあるのも事実である。

ニーズに対して本取組の利用が進まない理由には、市民への周知が進んでいないこと、利便性に欠けていることが考えられる。

周知の観点では、市は運行地域の住民にチラシを配布しているが、効果が出ているように見受けられない。また、デマンド型乗合タクシーの外観は普通の「タクシー」であるため、公共交通機関として認識されにくい。

利便性の観点では、事前予約が必要な点に課題があると考えられる。事前予約の手間により利用のハードルが上がっているが、事業の効率性から

予約制はやめられない。便数の増加も運転手不足の状況から現実的ではなく、利便性向上は難しいと考えられる。

上記の課題解消に当たって、市はダイヤの見直しのため、地域住民とコミュニケーションを取っているが、解消には至っていない。

本取組は移住者の定住支援に無関係とはいえないが、インフラの要素が強く、市街地以外のエリアに限定されている。また、交通インフラへのニーズに対して本取組のみで対応する必然性もないことから、定住支援としての関連性に疑問が残る。

経済性の観点からは、利用者1人あたりの補助金額は1,000円強、運行1回あたりの補助金額は2,000円近くになっており、一般的に市が負担するコストとして合理的とはいえない。本監査のテーマから外れるため、詳細な検討の対象とはしないものの、見直しされるべきで事項と考えられる。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、インフラとしての性質が強いことから、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

こうちこどもファンド（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組によって、将来を担う子供たちがまちをより良くするための活動を自発的に行うことで、将来にわたって市に住み続ける又は将来Uターンして来る可能性が高まり、若年層の流出が増加している市にとって、有効な取組であるといえる。提案・審査・活動の全てを子供が主体で行う制度は全国的に珍しく、またその子供たちの活動を市民や企業がファンドで支援するというのも非常に意義深いものである。移住・定住支援の観点から

は、子育て世代に対して、本取組があることはポジティブに働くことが想定される。しかしながら、取組として、「移住者の定住」に特化した項目があるわけではなく、「子育て」関連のみから定住支援とするには疑義が残る。

利用実績は、毎年 10 団体前後が活動に参加しており、制度が活用されていることが分かる。また、助成金額は令和 6 年度に 100 万円程度となっており、地域と子供にもたらす効果を鑑みると、経済性の観点から不合理な点はない。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

(3) 「暮らし」に関する移住・定住支援施策

概要（略）

a. 「子育て」に関する移住・定住支援の取組

概要（略）

移住・定住にかかる区域外就学の拡充（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

区域外就学制度は、子育て世帯の移住希望者による「お試し滞在」を補完・促進する制度である。移住希望者が移住前に地域を理解し、移住後の生活面でのギャップを少なくするためのお試し滞在をする際に、小学校・中学校に通う子供を持つ世帯の場合、通常は夏休み等の子供の長期休暇期間に限られる。夏休み等の滞在において市の生活は体験可能であるが、子供が移住先の学校生活に馴染めるかどうか体験することはできない。

本制度の活用により、市の滞在中に子供が実際に学校生活を送り、移住後の家族生活をより現実感を持って体験することができる。子供が学校に馴染むことができれば、そのまま移住につながる可能性が高くなり、仮に学校に馴染むことができず移住につながらなかったとしても、「移住の失敗」を事前に回避することができるという意味で、本制度はお試し滞在とセットで有効な制度であると考えます。令和7年度から開始した制度ですが、既に1件の利用があり、今後も積極的な利用促進が望まれる。

【意見】区域外就学制度を活用した「二地域居住」の検討

区域外就学制度はお試し滞在を補完・促進するものとして有効な制度である。開始されたばかりではあるが、本制度の利用と併せて、その先として「二地域居住」に関する施策及び体制の検討が望まれる。

「二地域居住」とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、令和7年5月に国土交通省国土政策局が「二地域居住等の促進について」を公表しているように、近年は国も「二地域居住」を促進している。単なる旅行や短期滞在とは異なり、それぞれの地域で生活基盤を持ち、地域社会との関わりを持つ点が特徴である。情報通信技術の発達とコロナ禍に端を発したりリモートワークの普及もあり、「都会 or 地方」ではなく「都会 and 地方」の二拠点で、それぞれのメリットを享受しながら生活したいと考える新しい感覚を持つ人々が増加している。

特に、「二地域居住」は若者や子育て世帯を中心にニーズが高くなっているが、子育て世帯の場合には子供の学校の問題があり、ハードルが高いものとなっている。「二地域居住」では、年に複数回、都会と地方を行き来することになるが、その度に住民票を移して「転校」するのは現実的ではない。しかし、区域外就学制度を活用し、住民票が市にない場合でも短期的に市内の小学校・中学校に通える仕組みを整えることで、子育て世帯の「二地域居住」希望者を市に呼び込むことができる。例えば、隣県の徳島県では、県をあげて「デュアルスクール（地方と都市の2つの学校の見学を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形）」に取り組んでいる。

「二地域居住」は完全な移住とは異なるが、地域にとってのメリットとしては、都会の感覚を現在進行形で持つ人々が、単なる旅行や短期滞在ではなく地域に根ざして生活することによって、単に担い手・雇用の確保や消費等の需要創出にとどまらず、地域の人々の考え方や行動のブラッシュアップ、新たなビジネスの創出など、地域の活性化につながるものである。「二地域居住」は数値上の人口増加や移住者数の増加に直接寄与するものではないが、移住・定住の促進が市の活性化を目的とするものであるところ、「二地域居住」が実態として地域の活性化に資するものであれば、こ

れを移住・定住に関する施策の一環として推進することは決して矛盾するものではないと考える。区域外就学制度を活用した「二地域居住」と「デュアルスクール」の推進について、市として検討する価値のあるものと考えられる。

保育園等への同時入所による保育料の無償化（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組において、国の制度では、保育園等を利用する最年長の子供を第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とされるところ、市は第2子から無料になるよう支援しており、複数の子供を養育している世帯にとって、大きな経済的支援がされている。第2子以降の保育料を無料としている自治体は全国に多数存在しており、例えば、東京都においては、令和5年10月から第2子以降の保育料が無料となり、さらに令和7年9月以降は第1子から保育料が無料となっている。すなわち、対象となる移住者にとっては、市へ移住することにより保育料の負担が増加してしまう可能性があり、移住支援としての有効性に疑義がある。あくまで、移住先の候補として、何の支援もない自治体と比較して優位となるものであるといえる。

【意見】移住支援としての位置付けと差別化

本取組に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

また、東京都をはじめ、第2子以降の保育料を無償化、もしくは第1子からの保育料を無償化している自治体は全国に多く、市が掲げる第2子以降の保育料の無償化は施策として差別化できておらず、移住先の比較の観点から、本事業単独では有効であるとはいえないため、「子育て」支援と

して他の取組及び施策と連携し差別化されるよう、所管課と移住・定住促進課の協議・検討が望まれる。例えば、保育園の選択の移住者枠設定や同じ保育園等への優先入園等が考えられる。

子供医療費の助成（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

子供の医療費を助成する制度は、子育て世帯の負担を軽減し、子育てにおける不安を軽減する有効な施策であると考えられる。

子供医療費の助成は、全国の多くの自治体が採用している制度であり、例えば、東京都では、従来から中学生以下の子供の医療費の助成を行っているが、令和5年4月からは「高校生等医療費助成事業」を開始し、医療費助成の対象を高校生等まで拡大している。結果、中学生までを助成対象としている市より、東京都の方が対象範囲が広がっている。また、同じ高知県内でも、南国市や香南市をはじめ、多くの市町村で高校生までの医療費助成を行っている。これでは、移住支援として他の自治体との差別化をアピールできないばかりか、移住により移住者の経済的負担が増加してしまうことになる。

そのため、本取組のみでは、移住支援の観点から有効とはいえない。

【意見】移住支援としての位置付けと有効性

本取組に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住支援への該当性に関して見直しが見られる。

また、東京都をはじめ、医療費助成の対象を高校生等まで拡大している自治体は全国に多く、中学生までの医療費助成では施策として差別化できず、本事業のみでは移住支援として有効であるとはいえないため、

移住に当たっての弊害とならないよう、所管課と移住・定住促進課において協議・検討されることが望まれる。

病児保育事業（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

子育て中の共働き家庭にとって、病中・病後の子供の保育は非常に悩ましい問題である。特に、身近に親族や頼れる友人・知人がいない I ターン移住者にとっては、子供が病気になると両親のいずれかが仕事を休まなければならないことになる。子供が小さいうちは病気で保育園や学校を休む機会が多くなるが、身近に親族や頼れる友人・知人がいない土地で育児を行うことは、困難を伴うというのが実情である。本取組は、そのような移住者に対して有効といえる。

利用実績は、年間で 1,000 人を超えており、制度の活用状況にも問題ないように見受けられる。しかしながら、本監査において実施した移住者に対するアンケート 15 件の回答結果を確認したところ、本事業を「利用したことがある」と回答した者は存在しなかった。また、少なくとも 10 名が制度を「知らない」と回答しており、移住者からの認知度が高いとはいえない。

市は移住者の利用実績の把握をしていないが、移住者が利用するかは移住後の子供の病気の状況に左右されることから、把握していたとしても必ずしもそれによる実績が重要とはいえない。

上記より、子育て世代の移住者に有効な支援であるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】 定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

ファミリーサポートセンター事業（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本事業は、「病児保育事業」同様、身近に親族や頼れる友人・知人がいないIターン移住者にとっては、子供の送迎や、一時的に子供を預かって欲しい場面で、非常に困る場面がある。特に、日中共働きで勤務している子育て世帯の移住者にとっては、放課後や児童クラブ後に子供を一人で留守番させなければならず、夕方にある子供の習い事の送迎が行えず子供の教育機会を奪ってしまう可能性がある。本事業は、そのような子育てにおける問題に対して、支援する有効な制度といえる。

利用者数は、年間で延べ3,000人を大きく超えており、広く活用されていると見受けられる。利用者のうち、移住者の利用は把握されていないが、利用されている可能性は十分にある。なお、本監査における移住者に対するアンケートにおいて利用したとの回答はなかった。

「病児保育事業」同様子育て世代の移住者に有効な支援事業ではあるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

産後ケア事業（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

出産後の子育ては、母親にとって大きな不安や悩みを伴うことがある。特に、身近に相談できる親族や親しい友人・知人がいないIターン移住者にとっては、孤独な環境下で子育てを行わなければならない、それが市の定住を断念する原因にもなる可能性がある。本事業によって、そのような出産後の母親の不安や悩みを軽減し、生活満足度を高めることができる。これから出産・育児を迎える若年移住者にとっては、本事業の存在が安心材料となり、移住や定住のハードルを下げる理由となり得ると考えられる。

利用者は、令和6年度で2,445組であり、市は移住者の利用組数は把握していない。本監査で実施した移住者に対するアンケートの結果において、1名の移住者が産後ケア事業を「利用したことがある」と回答しており、移住者の利用の存在を確認した。

「病児保育事業」同様子育て世代の移住者に有効な支援事業ではあるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

【子育て支援に関する他自治体の事例と高知市における施策との比較】 (略)

【監査の結果及び意見】

「子育て」支援施策に関して先進的な取組を行い、高い評価を得ている2つの自治体の事例を確認した。いずれも人口3万人未満の小規模な自治体であるが、子育て支援の充実が街の未来を明るくする「投資」であるとの理念のもと、魅力的な施策を実施している。

茨城県境町に関しては、日本トップクラスの先進教育を掲げており、「子供をグローバルに通用する人材に育てたい」、「子供に英語を話せるようになってほしい」などの想いを持った移住者にとって、魅力的な環境となっている。また、教育面のみならず、無料の自動運転バスや世界最高水準のアーバンスポーツ施設など、インフラ面でも街の魅力を高める取組が行われており、子育て世代に限らず「住んでみたい」と思わせるような街づくりがなされている。

大分県豊後高田市に関しては、経済面での子育て支援が充実している。保育料・授業料、給食費、医療費、塾代など、子育てに必要な費用が完全に無料化されていることに加え、出産時や進学時の祝い金も充実しており、経済的な負担は最小限に抑えられる仕組みとなっている。同時に、美しい川などの自然も豊富で、子育て世代の移住者にとって魅力的な環境となっている。ふるさと納税による寄附金をすべて子育て支援のための財源に充てるなど、自治体としての理念が明確である点も、移住者に安心を与える要因になっていると考えられる。

当該2市と比較して、高知市の移住支援施策に挙げられている「子育て」関連は、「病児保育事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「産後ケア事業」、「保育園等への同時入所による保育料の無償化」、「子供医療費の助成」、「移住・定住にかかる区域外就学の拡充」である。

「病児保育事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「産後ケア事業」は、身近に頼れる親族や親しい友人・知人がいない移住者にとって利用価値が高い事業である。一方、経済的な支援としては、「保育園等への同時入所による保育料の無償化」及び「子供医療費の助成」を行っているが、保育料の無償化は、あくまで兄姉児と弟妹児の同時入所の場合と第2子以降に限られ、豊後高田市や境町のように、第1子から無料になるものではない。子供医療費についても、全額助成は中学生までであり、豊後

高田市の高校生まで無料、境町の 20 歳まで無料と比べると物足りない結果となっている。加えて、これらの施策は都市部である東京都や高知県内の他市町村と比較しても後れをとっている。

上記の他、教育面において子育て世代の移住者に特別アピールする要素も見受けられない。

高知市は県庁所在地であり、人口 30 万規模であることから、様々な歳出を要しており、予算が限られていることは理解できるが、移住・定住支援のうち、子育て、教育及びそれらに関するコンセプトとして、他自治体と劣っている点が見受けられ、先進的な取組を行っている他自治体から見習うべきところがあるといえる。

【意見】若年層に対する子育て支援の充実

市は、第 3 期計画において 18 歳以上 34 歳以下の若年層を移住のメインターゲットに定めている。若年層はいわゆる子育て世代及びその予備軍に該当するため、子育てに魅力的な環境を整えない限り、移住・定住の候補地として大きく見劣りする可能性がある。現状、市の掲げる子育て支援施策は、充実したものとはいえない。

若年層をメインターゲットとして移住・定住促進を行うのであれば、必ずしも「移住者」のみを優遇する必要性はないが、メインターゲットとしている「移住者」を意識することは必要不可欠である。移住・定住促進課が子育て支援に関する具体的な取組を発案及び実施することは難しいと考えられるが、「子育て」関連として相談会等において質問される事項、他自治体が実施している効果的なアピール、他自治体が実施している施策のうち実行可能性のあるもの等を「子育て」の関連所管課に積極的に共有し、市として子育て支援をより充実させることが望まれる。また、本活動には、市として「子育て」を移住のアピールポイントとするかについてが前提として重要となることから、全庁的な方向性の判断も望まれる。

子育て支援施策の充実に当たって、上述の2自治体の事例は参考になる。「英語移住」を謳う茨城県境町のように、他と差別化した特徴的な教育を行うことで子育て世代にアピールするか、大分県豊後高田市のように、経済的な面での支援をとにかく充実させるかである。これらの自治体と人口規模が大きく異なる高知市では、経済的支援を今以上に充実させることは容易ではないが、境町のように、特徴的な教育でアピールすることは検討の余地がある。

例えば、市には「土佐山学舎」という小中一貫教育校がある。土佐山地域の恵まれた教育環境を強みに、英語教育（グローバル）と土佐山学（ローカル）を高い次元で融合、9年間で子供たちの夢と志をはぐくむ教育である「土佐山『志』メソッド」を実践している。市街地から離れた中山間地域の土佐山地域に位置しているが、当校で学ぶために県外からの移住を検討する者もいるとのことである。このように、特徴的な教育を行うことで評価を受けている公立学校が高知市に存在している。「土佐山学舎」に限らず、市内の多くの学校で、子育て世代が「ここで学ばせたい」と思わせるような特徴的な教育を実践することができれば、結果として、若年層の移住者の増加につながる可能性ある。

高知県には豊かな自然環境があることから、それを活かした「自然教育」を積極的に取り入れること、岩崎弥太郎をはじめとした実業家を多く生み出した土地柄を活かして、幼少期から経済・法律等の実学を学べる独自のカリキュラムを教育に組み込むことなどが考えられる。それらを、単発のイベントではなく、年間を通じたカリキュラムとして、高知市内のすべての公立学校で同じように受けられる体制ができれば、他の自治体にはない特徴的な教育を打ち出すこととなる。

本監査では、子育て、教育をテーマにはしていないため、上記は意見とはしないが、高知市が「理念」を持って子育て支援施策を打ち出し、移住・定住のテーマにとどまらず重要なテーマとして全庁的に連携して推し進められることが望まれる。

b. その他の「暮らし」に関する移住・定住支援施策

概要（略）

高知市結婚新生活支援事業（移住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組は、結婚と同時に移住する夫婦の後押しとなりうるが、令和6年度の利用245件のうち移住者による利用が何件含まれているかは不明である。移住者に対する上乘せ等はないため、「移住支援」としての関連性は薄く、移住を誘引するとは考えられないが、婚姻日等から2年以上継続して市に居住する意思があることが要件となっており、定住を促進する施策としての効果は一定あるが、その効果は移住者に限られるものではない。

歳出に対して移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での判断できない。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業に関して「移住」に特化させている項目はなく、「移住」と「結婚」が直接的に関連するかについて疑義があるため、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操とこうち笑顔マイレージ（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組は、健康を増進するという本来の目的のほか、活動に参加することによって他の住民との交流の場が得られるが、定住支援としての関連性は薄く、「交流」をその理由とするのであれば、メインターゲットに対して年齢層が高く、移住者に特化した部分もない。歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

認知症カフェ（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本取組が重要であることに異義はなく、移住者が認知症やその介護者になる可能性もあるが、定住支援として挙げるには、その意図及び理由付けが弱いと考えられる。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

高知市夏季大学（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市で古くから開催されてきた講演イベントであり、毎年約 6,000 人が受講している。市民にとって有意義なイベントであることは間違いないが、定住支援としてどのように機能するのか不明瞭である。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

市民スポーツレクリエーション祭（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

毎年 2,000 人前後の市民が参加する大規模なスポーツイベントであり、身近に友人・知人が少ない移住者にとって、地域コミュニティとの関係性の構築につながる可能性がある。しかしながら、移住者に限定したイベントではなく、移住者の参加を促進するような工夫もない。そもそも運営としてそのような意図は見受けられないことから、移住者の定住支援として挙げるには理由付けが弱い。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

あなたに届け隊出前講座（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

本事業は、地域の集まり、サークル、勉強会は、地域住民との交流の場が得られるという点で、身近に友人・知人が少ない移住者にとって、地域コミュニティとの関係性の構築につながり、講座内容は市の生活に役立つ情報が得られるという点では、移住者にとって有用なものとなりうる。しかしながら、移住者をターゲットにしているわけではなく、移住者の定住支援として理由付けは弱い。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

定住支援とする場合、移住者又は移住検討者を招いて実施する講座を設ける、移住者のみを対象とした集まりに対して移住者向けの講座をする等の工夫の余地はあると考えられる。

市民活動サポートセンターの設置（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市民活動サポートセンターは、市民の「社会貢献活動」を支援する重要な施設である。しかしながら、それを目的に移住を決めるケースは多くないと想定される。「社会貢献活動」自体は重要であるが、移住者の定住支援となる要素はなく、理由付けは弱い。

本監査で実施した移住者に対するアンケートの結果、1名の移住者が市民活動サポートセンターを「利用したことがある」と回答していたが、市として移住者の利用実績は把握していない。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

防災士の養成（定住支援）

概要（略）

【監査の結果及び意見】

市において、防災に関する専門家を育成することは重要な取組である。しかしながら、防災士の資格取得が奨励され、無料で講座が受講できることが、移住者の定住支援となる要素は薄く、理由付けは弱い。本監査で実施したアンケートでは、1名の移住者が本支援を「利用したことがある」と回答しているが、市として移住者の利用実績は把握していない。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

（4）市の移住・定住支援の取組の総括

(1) から (3) まで、市における移住・定住支援の取組の有効性等について、移住希望者が移住・定住するに当たりハードルとなる要因として挙げている「仕事」「住まい」「暮らし」の区分で確認した。

市は、第3期計画に移住・定住支援の取組を記載するに当たって、全庁的な調査を行っている。調査における依頼内容は、以下のとおりである。

① 既存事業等の修正

- ・第2期計画に関連事業を掲載している担当課は内容確認

② 新規事業等の追加

- ・第2期計画に掲載されていないもので、移住・定住関連事業を実施している（または令和7年度以降で実施予定の）担当課において、新規事業等を追加

回答に関して、移住・定住促進課が内容を確認の上、計画に挙げている。

【監査の結果及び意見】

各取組に対する意見は先述のとおりだが、全体として、移住・定住支援として挙げるには範囲を広げすぎと思われるもの、地元住民の利用が主になるとと思われるようなものが含まれていた。

移住・定住支援の取組として挙げるからには、移住者が高知市に移住し、定住することを支援することに関連しているべきであり、移住者に対する意識が見受けられない取組は、広く高知市民向けの市民サービス又は行政施策であって、移住・定住支援に含めるべきではないと考える。市は様々な取組、事業及び制度を移住・定住支援の取組として第3期計画に挙げているが、移住・定住支援として実質的に機能しているといえるものは多くないというのが全体的な意見である。

総論において挙げている「移住」「定住」の定義がないことが、「移住・定住支援」の不明瞭さにつながり、結果として上記の結果を招いていると考えられる。

【意見】移住・定住支援の取組の判定

「移住・定住支援の取組」とするに当たって、対象の判定を明確にすべきである。現状の調査では、移住・定住関連事業の判定に当たって、基準がないことから、結果に統一性がなく、所管課の検討段階で回答が漏れてしまう可能性がある。そのため、判定の基準として、移住者の利用数を把握している、移住者・県外から移住して2年以内の住民に対して何かしら個別の対応等をしているといった項目を設け、該当する事業を選定できる体制の整備も併せて望まれる。

移住支援の一部及び定住支援のほとんどが移住者への直接的な関連性が薄いにもかかわらず、公表されている第3期計画に記載されていることは、本計画の閲覧者に対して誤った認識を与える可能性がある。

上記意見及び個別の取組において記載した「位置付け」に関する意見は、移住・定住支援として実質的に機能しているかの観点から記載したが、市の移住・定住促進施策の本質的な問題点として、移住・定住促進課以外の所管課の取組に移住・定住促進の観点がほとんど見受けられない点にある。

直接的な移住・定住促進施策は、移住・定住促進課によって移住・定住を強く意識して実施され、また改善が取り組まれている。一方で、移住・定住促進課から、第3期計画に挙げられた取組を実施している所管課に対して、移住・定住支援の意識強化を促し、連携して移住・定住支援の取組の強化及び新しい取組の検討をするといった活動はされていない。特に定住支援に関しては、広く高知市民に対する取組を情報発信し、アピールすることが移住・定住促進課の役割となっており、移住者を優遇するもので

はないとの前提がある。市が「移住・定住促進」に対して全庁的に取り組むという方向性が示されていない以上、移住・定住促進課が積極的に他所管課に意識強化を促し、連携して取り組める環境にはなっていない。

市における「移住・定住促進」は、人口減少対策を筆頭に、空き家対策、中山間地域の課題解消を含め、貴重な財源である税収に至るまで関連する事項であり、その重要性は本テーマの選定理由にも記載したとおりである。定住支援では、過度な移住者への優遇が既存市民への不満につながることで、「定住者」として取り扱われることにそもそも抵抗があることといった課題はあるが、それは人口減少への対策とどちらを優先するかという論点に他ならない。

そのため、移住・定住促進課のみが積極的に実施し、情報発信をするだけでなく、他所管課において移住・定住支援の意識を強めることが重要であると考える。

【意見】 所管課における移住・定住支援の意識強化

市が「移住・定住促進」を人口減少対策等の観点から重要な課題の1つと認識しているのであれば、各所管課において「移住・定住促進」に対する意識を強めるよう、全庁的な方向性の周知及び評価軸の設定等の検討が望まれる。また、移住・定住促進課として関連する取組に関して連携しやすい環境の整備も併せて望まれる。

7 他自治体における定住促進施策

概要（略）

（1）統計調査に基づく比較

概要（略）

- ① 移住促進施策の取組み有無（略）
- ② 移住関連予算の総額（略）
- ③ 今後の移住促進と関係人口促進のバランス（略）
- ④ 移住促進に関する調査の実施と、効果の大小の関連性（略）
- ⑤ 「移住者」の定義の有無と施策効果の認識の関連性（略）
- ⑥ 調査との照合結果総括

以上、5点のみに絞って、客観的な調査結果との照合を行った。結果として、予算額の水準は平均的であり、実施されている移住促進施策は相対的に充実していた。そして、予算額に関しては平均より多い状況にあった。歳出のうち、補助金・負担金が約4,600万円、二段階移住プロモーション施策分が約500万円であることから、補助金のみでも平均より多い。すなわち、他自治体との比較において、移住・定住促進として実施している施策の範囲が広く、予算も多く取られていることになる。

施策実施範囲と予算規模において、不整合はなく、経済性、効率性は一定評価できるものの、その効果が個別の施策に対して果たして効率的に発揮されているのかは疑問である。この点に関しては、「④ 移住促進に関する調査の実施と、効果の大小の関連性」に記載のとおり、効果の測定、把握を重視し、各施策の移住・定住促進の効果を見極め、慎重に選択と集中をし、最大限の効果としていくことが肝要と考えられる。

また、今後の展開にあたって、「③ 今後の移住促進と関係人口促進のバランス」の結果にあるとおり、「関係人口」に対するアプローチ、

「移住者」の定義に対する認識の2点については、相対的に不足している面があると見受けられる。

【意見】 施策に関する選択と集中

幅広い施策を限られた予算内で実施している点は評価できるものの、移住・定住促進課の人員努力によってカバーされている面が大きいと考えられる。個別施策において、すでに意見をしているものの総括とはなるが、各施策の効果を把握し、人員リソースのみならず、経済的支援、外部への委託等をうまく活用し、移住・定住促進の効果を最大限に発揮できるような体制の構築が望まれる。

【意見】 関係人口に対するアプローチ

「関係人口」に関して、第3期計画において主に記載されている施策は「ふるさとワーキングホリデー」となっているが、全国的な関係人口に対する重要視の傾向を鑑み、「関係人口」と組み合わせた新たな施策の検討が柔軟にされることが望まれる。

(2) 転入超過の自治体における移住促進施策

概要（略）

1. 都城市（宮崎県）（略）
2. 出雲市（島根県）（略）
3. 合志市（熊本県）（略）
4. 3市から参考にできるポイント

都城市、出雲市、合志市を参考として、施策及び財源等の観点から確認を行った。いずれも特徴のある自治体であり、都城市は財源の有効活用、出雲市はプロモーションとターゲティングの重要性が参考となるポイ

ントといえる。また、合志市は、限られた予算の中で、コンセプトをしっかりと持ち、官民連携での施策を実施している。

なお、いずれも外部に公表されている情報に基づいてまとめたものであり、実態としては様々な課題を内在しているであろうことは想像に難くないが、結果として転入超過となっていることも事実である。

上記に加え、転入超過上位3自治体の施策のみに着目する。

1位都城市に関しては、上記を参照。

2位始良市に関しては、住宅取得補助がある。新築等で最大200万円の補助となっており、当初に1/2、5年後に1/2の交付である。新規のみならず中古住宅取得、住宅増改築補助金もあり、移住者に対して様々なケースでの住宅取得を支援し、定住につなげている。高知市においては、特に中山間における取得の補助として使用すること、遊休となっている土地と組み合わせることが考えられる。

3位大村市では、「すまい探しサポート」として、市が不動産会社へ一斉照会し、候補を提示するサービスが提供されている。住まいが見つからず移住を断念するケースに対して、有効に働くとともに、不動産業者としても県外顧客の獲得としてメリットがあるため、宅建協会等と連携して実施することに実行可能性があると考えられる。

【意見】住宅取得補助施策の検討

現状、市の施策に住宅取得に関するものはない。住宅取得を経済的に支援する場合には予算上、支出を伴うことが前提となるため、実施のハードルは高くなる。そのため、単なる住宅取得の補助ではなく、中山間地域の活性化や市の有する遊休の土地と組み合わせた施策等、局所的に効果があ

り、かつ、経済的負担に配慮された施策に関して検討されることが望まれる。

【意見】 住まい探しへの対応施策の検討

現状、市街地エリアでは住宅の供給は十分あり、住宅探しに苦勞するケースは少ないとして、住宅探し関連の施策はない。しかしながら、住居候補が十分にあることと、住居探しに時間を要しないことは同義ではない。市が不動産会社へ一斉照会し、候補を提示するサービスに関して、市における人的・経済的負担が少ない形で実現が可能か検討が望まれる。

結び

本監査は、高知市へのUターン2名、Iターン2名及び関東圏在住者1名という多様な体制で実施した。それぞれの立場から協議を進めたが、個々の背景により移住・定住への捉え方は様々であった。また、施策の監査過程においては、「単なる人口増加が最善なのか」「移住は真に地域活性化につながるのか」という根本的な問いが常に内在していた。

近年、国は移住・定住に加え、「関係人口」を重要視している。「関係人口」の創出と関わり方は移住・定住とは異なり、地域の在り方そのものを見直す契機になり得る。さらに、本監査では深く触れなかったが、日本人の労働人口減少に伴い、外国人労働者の増加は不可避であるため、今後は外国人労働者に対する施策検討も想定される。移住・定住関連の環境変化は激しく、その変化を捉えて柔軟に対応することができなければ、自治体運営にとって致命的になりかねない。他自治体の実施事項に対するアンテナを張り、時にクリエイティブな視点を取り入れる必要があるなど、行政にとってハンドリングが難しい要素を多く含んでいる。

市の移住・定住促進課は、この困難な課題に対し、人的リソースを駆使し、熱意をもって執行にあたっていた。施策はあくまで手段に過ぎず、「移住」は、検討者の熱意と、それに対応する職員の熱意の両方が揃って初めて成立するものであると、監査を通じて強く感じられた。

質的な要素が強い本テーマにおいて、可能な限り財務的観点と客観的数値を意識した本監査の結果は、一つのアプローチとして参考にされたい。監査結果の対応に当たっては、所管課のみならず、全庁的かつトップダウンで取り組む必要があるものもあり、市の将来のために熱意ある対応を強く望むものである。本報告書が市の移住・定住促進の助力となり、ひいては市の今後の人口・経済の在り方の参考となることを祈って結びとする。

以上

参考文献

【書籍】

- ・ 伊藤将人「数字とファクトから読み解く地方移住プロモーション」（2024年、学芸出版社）
- ・ 加藤潤三・前村奈央佳「地方移住をやめるとき～計量テキスト分析による移住の中断要因の検討～」（2023年、『立命館産業社会論集』第59巻第3号）
- ・ 高野雅夫「中山間地域を存続させるための移住・定住／空き家活用取り組み実践ガイド」（2024年、一般社団法人おいでん・さんそん）
- ・ 上村靖司「雪かきで地域は育つ」（2018年、有限会社コモンズ）
- ・ 田中輝美「関係人口の時代」（2025年、中央公論新社）

【国・関係機関及びその他の報告書・調査】

- ・ 内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」2020年
- ・ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想総合戦略」2023年
- ・ 内閣府「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」2020年
- ・ 内閣府「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集」
- ・ 内閣府「地方創生移住支援事業 交付実績（令和元年度～6年度）」
- ・ 国土交通省「21世紀の国土のグランドデザイン」1998年
- ・ 国土交通省「第2回 移住・二地域居住等促進専門委員会 論点整理（案）に関する参考事例集」2023年
- ・ 国土交通省「地方公共団体における空き家対策の実例集」2024年
- ・ 国土交通省 国土政策局「二地域居住等の促進について」2025年
- ・ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2023年結果」
- ・ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2024年結果」
- ・ 総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」

- ・ 総務省「これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書―「関係人口」の創出に向けて―」2018年
- ・ 総務省「『地方への人の流れの創出』に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集」2021年
- ・ 総務省「令和6年度 地域おこし協力隊の隊員数等について」2025年
- ・ 総務省「令和6年度における移住相談に関する調査結果」2025年
- ・ 総務省「地域プロジェクトマネージャー活用実績（令和6年度）」
- ・ 厚生労働省「令和5年人口動態統計（確定数）の概況」
- ・ 厚生労働省「一般職業紹介状況（令和7年7月分）」
- ・ 桜川市「桜川市空家等対策計画 第2期（令和5～9年度）」2023年
- ・ 梶原町『梶原町空家等対策計画』2017年
- ・ 鳥取県「鳥取県内の“つながり”創出事例について」2020年
- ・ 地方自治研究機構「先進事例調査研究（令和6年度）」2024年
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年12月推計）」
- ・ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター「地方移住促進施策と地方創生の調査研究に関する報告書」2025年
- ・ 一般財団法人商工総合研究所「特定地域づくり事業協同組合制度の現状と課題-事例研究を通して-」2023年
- ・ パーソル総合研究所「就業者の地方移住に関する調査報告書」2022年
- ・ 一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）「若者の移住調査」2017年
- ・ 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査 調査研究報告書」
- ・ 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「アフターコロナの若者移住に関する調査」2023年

上記の他、施策内容確認のため、自治体のホームページ等を参照している。